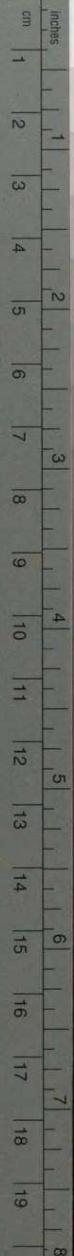
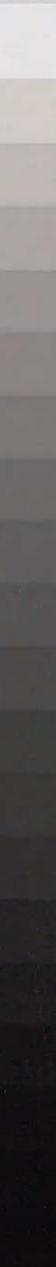


Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

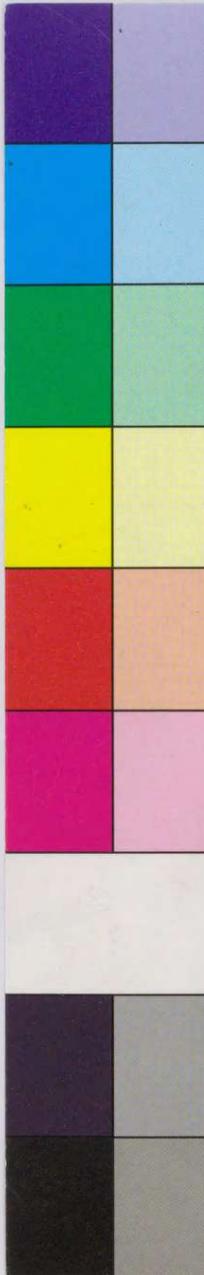
Red

Magenta

White

3/Color

Black



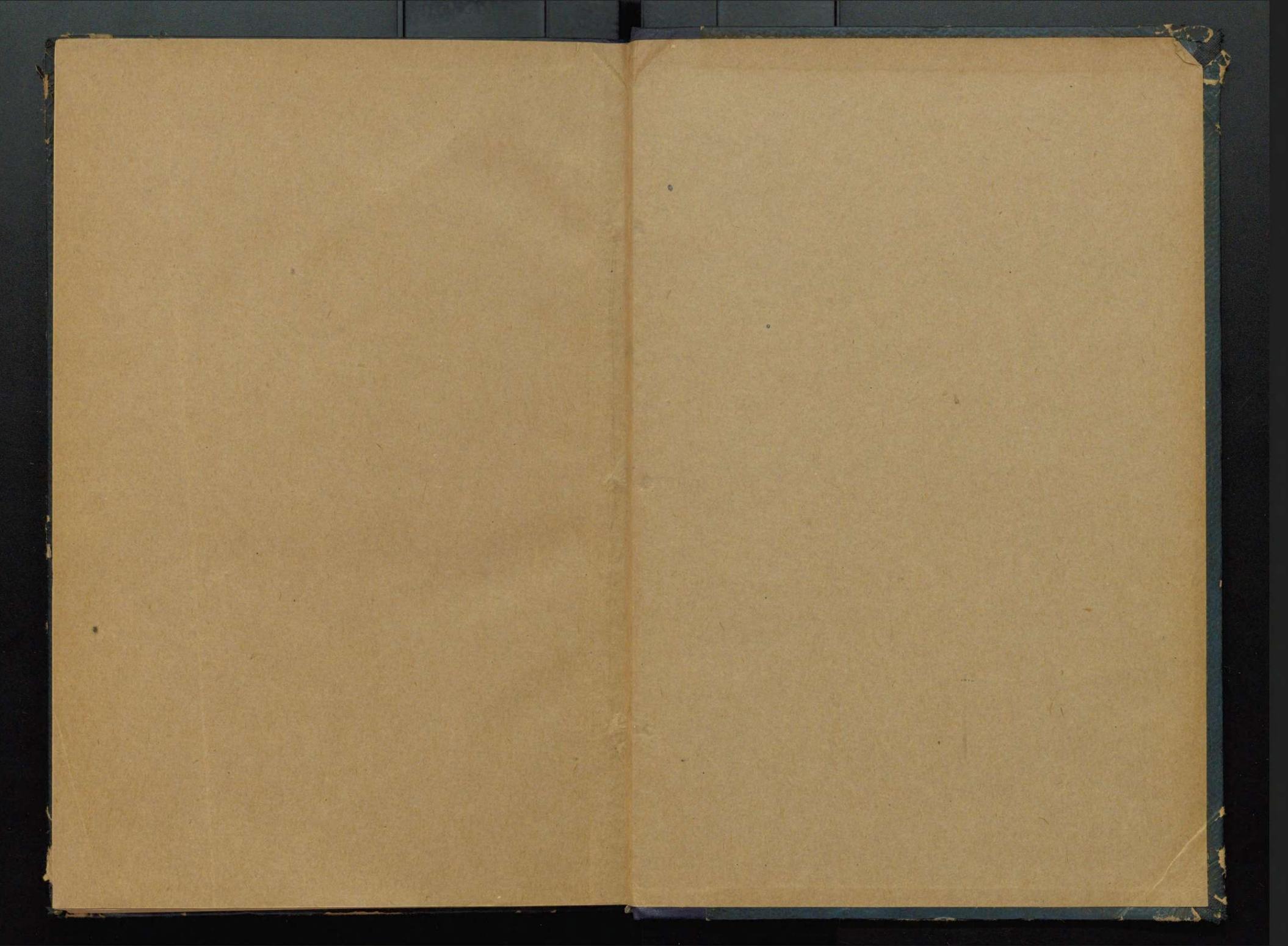
© Kodak, 2007 TM: Kodak



766-66



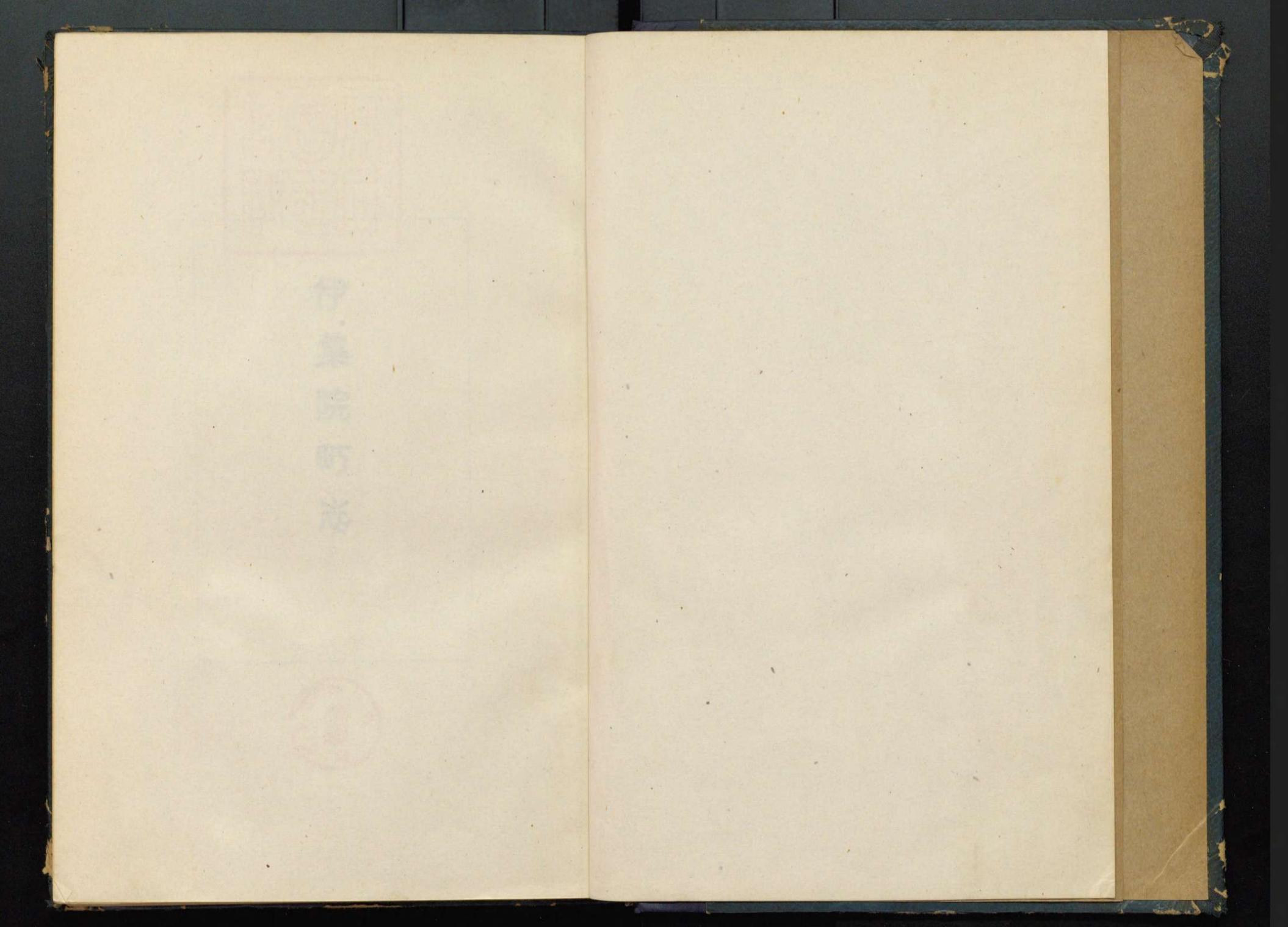
○複写



766

66

伊集院町志





伊集院町志



序

伊集院町の地位たる鹿児島市ご西薩地方ごの中間連鎖に當り、古き歴史かがやかしき傳統ご淳朴の美風ごを繼承す。史を按するに既に早くも平安朝時代有名なる歌人紀貫之の孫能成郡司ごなり此地方を知行したるより見れば島津家の

高祖忠久公が三州の守護職ごなりし以前に遡る。能成の子孫相繼ぎ八代清忠に至りその統絶の是を古伊集院家ごす。

鎌倉時代建治弘安の頃島津久兼伊集院に移り一字治城に入り、爾來伊集院を以て氏ご爲す。吉野朝時代延元二年征西將軍宮懷良親王の前驅たる三條侍從季泰が薩摩に入り勤王の軍を募るや、伊集院氏第四代忠國率先その陣營に馳せ参じ谷山、肝付等の諸族ご呼應して義兵を擧げ特に興國三年懷良親王薩摩に着御せらるるや三州に於ける南朝の勢大に振ふに至りたりき。

戦國時代島津日新公その子貴久公に至り、伊集院に居城し一時藩廳をここに置き三州統一の業漸く成る。爾來此地藩主の直轄地ごなる。その後義弘公當城に居りし關係より徳重村に妙圓寺を創建す。開山は石屋真梁和尚なり。慶長九年義弘公之を菩提寺ごなし殿堂門廊悉く新に營まれ公自身の木像を安置し歸依頼る厚かりし。後世九月十五日義弘公の關ヶ原の戰役を記念するため鹿兒島城下をはじめ各近隣の村より甲冑に身を堅め參拜するもの絡繹相次ぎ爾來薩

摩に於ける年中の一行事となり昭和の今日に及ぶ。

徳川氏の末葉海内騒然たるの時此地より、有馬新七翁を出しここは特筆に値す。翁は實に文政八年此地に於て呱々の聲を上げ、文政三年父四郎兵衛正直氏有馬家を相繼ぎしより。鹿兒島城下に移住したるものなりとす。翁の精忠は所謂醇乎として醇なるもの一片の虚飾なく尊王の大義により堂々行動したもの所謂文士を待たずして天下に率先義を唱へたるもの此一點に於て南洲甲東以外別に獨自一己なるものを後世に標示せるものといふべく、その烈々たる氣魄、熱烈なる求道心、敬虔なる學問、常に道理を究め信念に燃え、天地の公道に基き堂々天下に先んじて身を投じ義を行ふところ正に勤王志士中の典型たり。不幸歳未だ壯にして伏見寺田屋の露レ消えたるも、その世道人心に與へたる感化大にして後に此村より町田大將の如き卓越なる人物を出したることの決して偶然ならざるを思ふ。

現伊集院町長黒江君ミ余タメは四十餘年前、中學時代よりの竹馬の友たり。余の東京より歸耕するや、間もなき昭和六年四月二十三日伊集院町に於て有馬新七翁追悼七十年祭の舉行せらるゝや黒江君の懇談により余招かれて「伏見寺田屋の義舉ミ有馬新七先生」ミ題し一場の講演をなしたるところより、屢々往來して舊交を温むることとなりしが、數年前談會々伊集院町郷土史編纂の事に及ぶ。余その頗る有意義なることを力説し、之が實行を勧むること切なるものありし。而して其の編纂者の相談ありし時、陸軍中佐林吉彥氏の最も適任なることを以てし、黒江町長及び余百方林氏に懇請遂にその快諾を得たり、來爾林氏は「史は史蹟に依つて其史實を明かにし。史蹟は史に照して其正否を判す」といふ主義に基き閑あれば熱心に郊外山野を跋涉し史蹟を探究し一方史書を読み縣立圖書館に古文書を探し其の研究微に入り細を穿ち苦心の跡歴シテたるものあり。伊集院誌正に成り之を一讀するに資料を蒐むること忠實、親しく史跡を實地に付き研鑽し、考證確實、凡そ此種郷土史中の上乘なるものにてこゝに推賞措く能はざるところ、また之が上梓さるに至らば郷黨子弟の訓育に多大の貢献をなし世道人心に裨益するところ鮮少ならざるを信ずるものなり。而して此著成り久しうからずして林氏病歿に冒され今に至り荏苒癱え、病床を離れられざることは遺憾の至りなりとす。猶此書の出版未だ終らざるに町田大將の溘焉薨去せられたることは痛惜に堪へざるところなり。町田大將は伊集院町郷土史の編纂を衷心賛成されその出版を待遠く思はれ舊臘その疾改まるるや夫人にまだ伊集院町誌出來ないか早く見たいものだミ問はれしきいふ。今や編纂成り之を刻版に附せんとする時大將此世に亡し。而して本書の題字ミ序文ミを大將に依頼せんとする以前よりの計劃全く廢闕に屬し如何ミもなすこそ能はず。既にして出版成るや黒江町長來りて余に代りて序文ミを徵せらる。余不文敢て當らずミ雖も本書の出來上る迄に因縁淺からざるものありしを以て敢て茲に梗概を叙して序文ミ爲す。

昭和己卯年初春

池 田 俊 彦

緒 言

胡馬は北風にいななき越鳥は南杖に巢くふ。磁針が絶えず北を指すやうに人の本然の心もまた常に故郷へ／＼に向つて居る。世に故郷ほゞなつかしき戀しきものはあるまい。花につれ月につれ喜びにつけ悲しきにつけ思ひ出さるるは故郷のことである。故郷は何故にかくの如きか、思ふに郷土は我等を生み、我等をはぐくみ成長せしめた最もつかしき存在であり、他に求め難いありがたい地であるといふだけのものではない。

思ふに、郷土は我等の生れるる悠久の昔、幾多我等祖先を生み續け、それらの人達が次代の子孫のために孜々營々として努力や開發を續け來り今日に及んだところのものである。かく考へ来ればかしこの鎮守の森、こゝの囁く小川苟も一草一本も無言の建物、無言の墓碑であつて、凡てこれ祖先累代の靈の籠つたところのものであり、同時に我等の幼い時からの魂の呼び醒まされたるところに外ならないのである。

かく考へ来れば、我々は常に郷土の歴史を追憶し、過去の姿を凝視し、現在の立場をよく了解しなければならぬ。過去と現在と未来とは密接なる聯鎖をなす。現在の立場をよく知らんとせばその根ざした過去の姿をよく知らねばならぬ。それがよく分りはじめて未來の發展に力を盡し得ることとなる。郷土は則ち過去の記憶と想像を以て建立さ

れたる神聖なる殿堂なるこゝを思ふ時、その郷土發展のため力を竭し、地下に眠りたる幾多有名無名の祖先の靈に報ゆると共に、子孫に贈るべき責任を有す。實に愛郷の精神は人間本然のものあり、それが大いなりては愛國心の發露となるものである。言を換へていへば一町村を愛する心がやがて國家を愛する心にまで發展すべきもので郷土愛は取りも直さず愛國心の基礎であり根幹をなすものであつて、愛郷心に根ざさぬ愛國心は一つの空花アヅカにもひしきものでなければならぬ。

抑も我が伊集院町は西薩の名邑に當り、古來幾多の美しき歴史と傳統とに輝き、その遺風を受け民俗淳朴敦厚の風を成し、比隣相和し、相濟し、昭和の今日有ゆる方面に日進月歩たのみなき發展を辿りつゝあるのであるが、不幸にして今日迄何等郷土史として見るべきものがなかつた。これは甚だ遺憾の事である。よりて今回こゝに伊集院町志刊行の事を思ひ立ら、在郷の人士は勿論廣く四方に活躍しつゝある郷土出身の諸氏に配付し、以て本町過去の正しき姿を明かにし、現在將來の活動に資すべく企圖したものである。然るに比較的短日月の間に作成したため内容不備の點多きは申譯のない事であるが、少く共此小冊子の現出が契機となつて、他日完全なる郷土史の生れ出る基礎となる事あらば此上なき幸運を存するものである。

尙今次の支那事變に際し、一身を君國に捧げて名譽の忠死を遂げたる人々は陸軍少佐門松幸男氏、同大尉松下武男氏、同少尉園田司氏等以下既に二十餘柱を數へ、また海軍大佐蓑輪中五氏、同有馬正文氏、陸軍中佐前田國治氏、同山口毅氏、同少佐家村新七氏、同門松正一氏、同永山仙一氏、同今村吉太郎氏等陸海空軍約五百餘の將兵は今日尙ほ聖戦に從事せられ北はソ滿國境より南は海南諸島に亘る各地又は要路に夫々活躍中であるが、此等の實情はまだ公表を憚る點があるので稿を他日に譲らねばならぬこゝを遺憾とするのである。

終りに過去の史實の蒐集、本志の編纂については鹿兒島史談會員たる歴史家陸軍中佐林吉彦氏の一方ならぬ御努力を頗はしたもので本誌の成る十中八九は氏の熱心なる研究に依りたるものなるこゝに銘記して滿腔の謝意を表すると共に中學時代以來の畏友池田二中校長並に東田伊集院校長、在京西藤右衛門氏等が有形無形の多大なる援助を與へられたることを述べて感謝の意を表する次第である。

昭和十四年春三月

伊集院町長 黒江

可

伊集院町志

目次

緒序	文言	池田俊彦
口口	德重神社、壹宇治城址、伊集院町全景、伊集院町役場、伊集院町本通り 繪　　伊集院忠國公墓、有馬新七翁碑、徳重神社參拜、妙圓寺、伊集院町平面圖	黒江可
總說		
一章 沿革		
第一節 日向、薩摩、阿多……………二	第二節 院の名義、郡名……………四	
第三節 伊集院郷、村、町の變遷……………九	第四節 交通、通信……………十七	
第五節 海外交通……………三〇		
二章 伊集院町の現町勢		
第一節 戸口及職業別……………五	第三節 財政……………毛	
第四節 歳入、歳出の狀況……………四	第五節 納稅成績……………哭	
第六節 町内に於ける金融機關……………哭	第七節 產業……………哭	

一、農業	二、畜產	三、林業	四、工業	五、商業
第八節 教育	育成	造林	第九節 宗教	教育
第十節 兵事	兵事	森林	第十一節 衛生	全金
第十二節 警備	警備	工业	第十二節 衛生	全金

三章 史蹟

第一節 公衛の跡	公衛	第二節 土本事業の史蹟	九二
一、永平橋	永平橋	二、大渡橋	九三
三、飯牟禮池	饭牟禮池	三、伊集院平城	九四
第三節 軍事上の史蹟	軍事	四、竹山壘	九五
一、壹宇治城	壹宇治城	五、郡本城	九六
三、長崎壘	長崎壘	六、郡本城	九七
五、土橋城	土橋城	八、島津忠良公陣屋の跡	九八
七、遠矢の蹟	远矢の蹟	十、島津義久剃髪の地	九九
九、爲朝原	爲朝原	十二、谷口城	一〇〇
十一、遠見番所	远见番所	十三、石谷城	一〇一

十三、石谷城

第四節 神社

一、德重神社	德重神社	二、古謐訪神社	一〇二
三、諫訪上下神社	諫訪上下神社	四、稻荷神社	一〇三
五、多賀神社	多賀神社	六、熊野神社	一〇四
七、福島神社	福島神社	八、羽黑神社	一〇五
九、幡神社	幡神社	十、熊野神社	一〇六
十一、大山祇神社	大山祇神社	十二、春日神社	一〇七

第五節 寺院

一、妙圓寺、廢佛、毀釋	妙圓寺、廢佛、毀釋	二、廣濟寺	一二三
三、雪窓院	雪窓院	四、芳眞軒	一二四
五、梅岳寺	梅岳寺	六、龍泉寺	一二五
七、善福寺	善福寺	八、普濟寺	一二六
九、圓通庵	圓通庵	十、莊嚴寺	一二七
十一、來迎院	来迎院	十一、大山祇神社	一二八

第六節 宗教史上の史蹟

二七

第七節 名士の墓處

二八

- 一、島津貴久夫人の墓 二八
 三、南仲景周和尙の墓 二九
 五、川上久右衛門久智の墓 二九
 六、木脇大炊介祐兄の墓 二九

第四章 名士傳

二〇

- 一、島津忠良 三〇
 三、島津義弘 三一
 五、伊集院忠親 三一
 七、僧南仲 三一
 九、僧雲夢 三一
 十一、石原忠充 三一
 十三、伊集院忠朝 三一
 十五、野田刑部左衛門 三一
 十七、野田道馬 三一
 十九、久木崎五郎兵衛尉 三一
 二十一、帖佐太郎左衛門尉 三一
 二十三、東郷重治 三一
 二十五、長谷讚岐 三一
 二十七、僧雪岑 三一
 二十九、僧舜有 三一
 三十一、井尻祐宗の母 三一
 三十三、町田經宇 三一
 第五章 傳說
- 二十二、四元縫殿 三一
 二十四、鎌田政真 三四
 二十六、川上昌孫 三四
 二十八、僧舜田 三四
 三十、伊集院久氏の女 三四
 三十二、有馬新七 三四
 三十四、西田ツチ 三四
 二、妙圓寺建立の由來 三四
 四、龍の化け石 三四
 六、種子田市兵衛翁殉節の地 三四

- 五、臆病者 二七
 七、傑僧賢雄法印の最後 二七
 第六章 民俗
- 一、年中の行事 二七
 三、社交儀禮 二七

附表



德重神社



壹治城趾

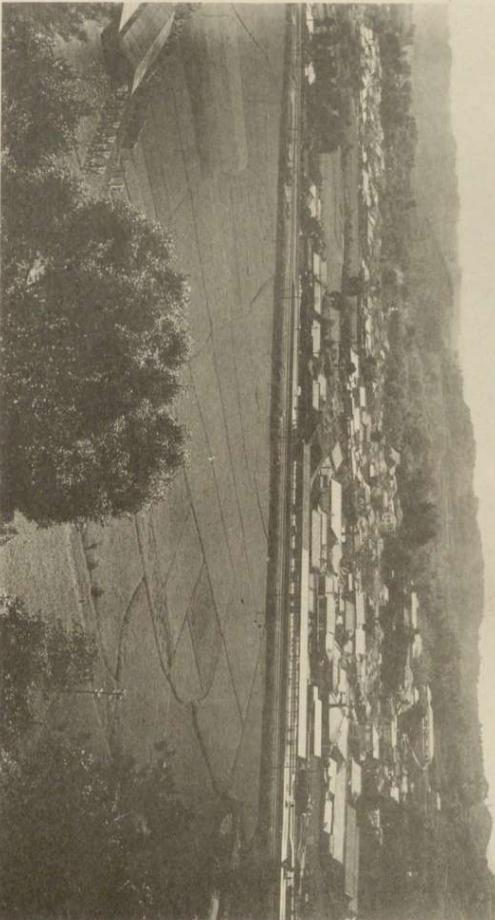
目次終

第一 伊集院町年表

第二 島津氏系譜

第三 町田氏系圖

第四 古伊集院氏系圖並伊集院氏系圖



伊集院町全景



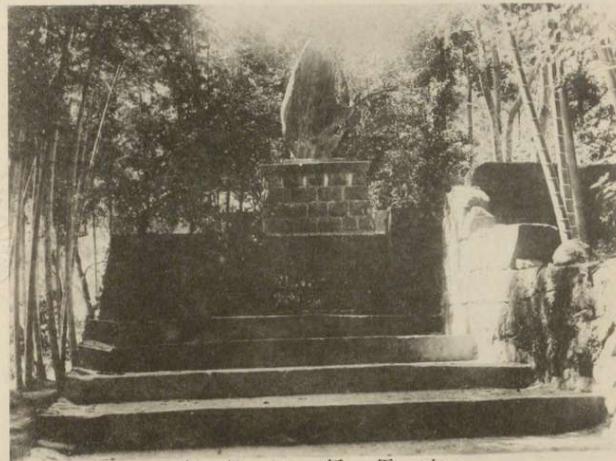
伊集院町役場



伊集院町本通り



墓公忠院集伊

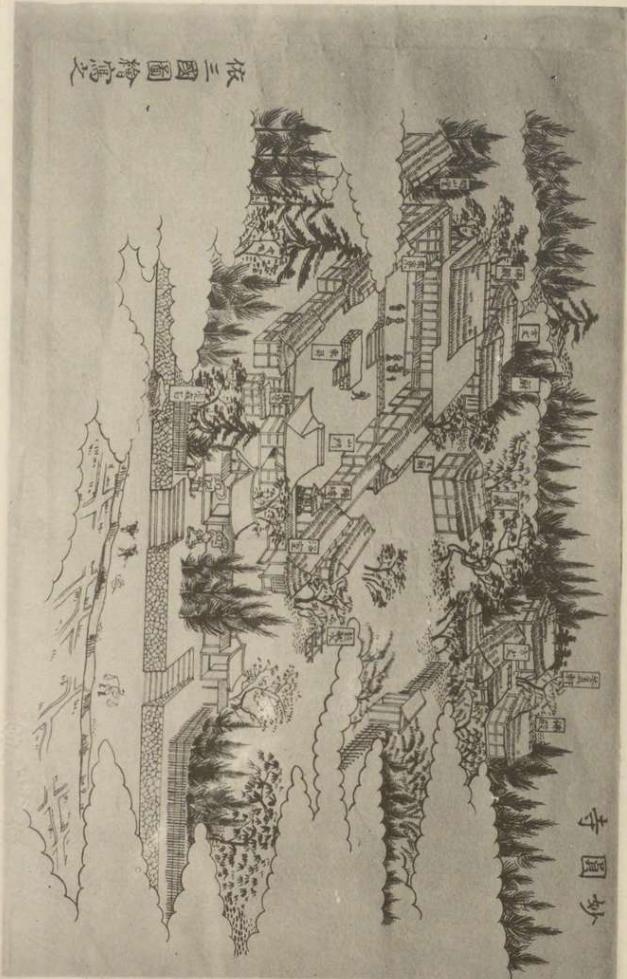


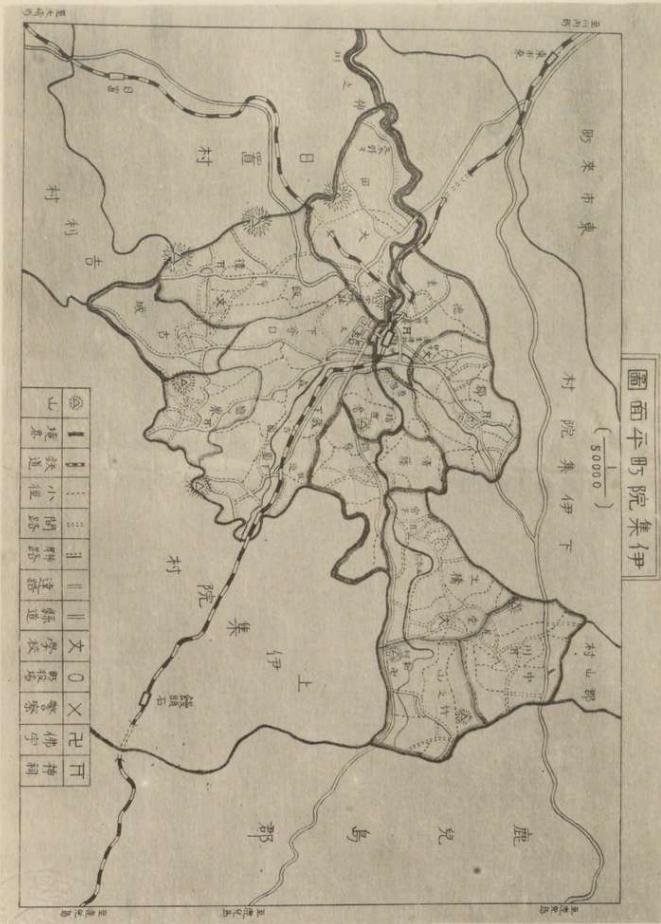
碑翁新七馬有

拜 參 神 重 德



依三國圖繪寫之





伊集院町志

總 説

薩摩、大隅、日向三ヶ國は日本最古の歴史を有し、尊き史蹟を存する靈地である。神代に於て伊邪那岐尊が筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に禦祓ひ給ひたるこは、三州の尊き歴史の始にて次いで天孫天津彦火瓈々杵尊日向の高千穂の久士布流多氣に天降り坐して皇居を吾田の笠狹の磯に奠め給ひたるが日本の國土に宮居を奠め給ひたる始である。瓊々杵尊は吾田の笠狹の磯にて大山津見神の女木花之佐久夜毘賣を娶り給ひ生りませる御子火照命は隼人阿多君の祖となり、火達理命（天津日高日子穗手見命）は海神の女豐玉姫を娶りて鷦鷯草葺不合尊を生み給ひ、其の御子神武天皇は阿多の小嵇の君の妹阿比良津姫を娶り給ひたる事に依て三州の地は神代から皇室の御恵みに浴したことが明らかである。

神代三尊の御陵も三州内に鎮まりまし、皇居の御跡も各地に存するこは三州の尊き聖跡であり、三州民の矜りとするこころである。即ち神都皇居としての聖跡は笠狹の磯、千臺、國府、霧島なごで、御陵は瓊々杵尊の御陵が川内の可愛山上陵にて、彦火々出見尊の御陵が姶良郡溝邊村の高屋山上陵、又は鷦鷯草葺不合尊の御陵は肝属郡姶良村の吾平山上陵である（古事記日本書紀）

吾田の笠原の崎ミ千臺の中間地方日置郡内に聖跡の存せざることは聊か不思議に堪へないことをある。

第一章 沿革

第一節 日向、薩摩、阿多

日向ミは上古に於ける薩、隅、日三州の總稱であるが其の以前には、曾の國又は熊曾國ミいふた。古事記の所謂筑紫島四ヶ國、筑紫國、豐國、肥國、熊曾國の夫である。熊曾國は又建日別ミもいふのである。

日向から薩摩、大隅兩國が分れた時代は明らかではないが、國造を日向に於かれたのは人皇第十五代應神天皇の御代にて薩摩、大隅に國造をされたのは第十六代仁德天皇の御代である。又隼人を分ちて大角、薩摩の二國ミなし長を置きて之を領せしめられ其の下に囖唆隼人、大角隼人、肝衛隼人、多穂隼人、薩摩隼人、阿多隼人、今來隼人、日向隼人ミを屬せしめられたのは仁德天皇の御代であるから、大角、薩摩の國名は此の時代頃に始まつたやうである。

續日本紀文武天皇大寶二年の條（仁德天皇より二十六代の後）に『八月丙申朔薩摩・多穂・隔代逆命於是發兵征討遂校戶置吏焉』ミ又『同年九月戊寅討薩摩隼人軍士授勳各有差』ミあるから、文武天皇以前から薩摩ミいふ地方があつたことが分る。又續日本紀に元明天皇の和銅六年（仁德天皇より二十七代の後）日向國から肝坏、囖唆、大隅、姶良の四郡を割いて大隅國ミなしたことが記されてゐる。

抑國縣を分ち邑里を定められたのは人皇第十三代成務天皇の御代にて第三十六代孝德天皇には國、郡の制を定められたのであるが、第四十三代元明天皇の和銅以前に於ける國名中の西海道の部には、筑前、筑後、豐前、肥前肥後、日向、薩摩、壹岐島、對馬、多穂島の名はあるが、大隅國の名はないのである。而して和銅五年九月に出羽國同六年に丹波、美作、大隅國を置かれたことになつて居るから、元明天皇時代の建國が事實で仁德天皇時代の大隅國造や大角隼人ミいふのは正式の建國ミいふべきものではなかつたのであらう。

第六十代醍醐天皇延喜式を撰まるゝや國、郡名を二字の嘉名ミ國を大國、中國、小國の三に分ち帝都を中心ミして遠中近の三等に分たれた。薩摩、大隅、日向は中國に屬し遠國ミなつてゐる。延喜式に依れば薩摩の國府高來から九州の行政廳たる太宰府に至るには上り十二日、下り六日ミなつてゐる。この上り十二日は租庸調ミの正稅や雜稅を輸送する爲行程遅きによるのである。

中世に至り九州を三分し前三ヶ國、後三ヶ國、奥三ヶ國ミ呼んだミがある。前三ヶ國ミは、筑前、肥前豊、前のこみ、後三ヶ國ミは筑後、肥後、豐後のこみ、奥三ヶ國ミは薩摩、大隅、日向のこみである。

吾田・阿多、隼人、唱更國ミの名は記紀に多く見えてゐるが、是は必ずしも國名ではなく一の地方名である。吾田は又嫗姫、英田、阿加多にも作られ縣アガタご同一であると解する學者もある。天孫瓊々杵尊の妃木花開耶姫は神吾田津姫ミいひ吾田の大山祇命の女又神武天皇の妃阿比良比賣は吾平津姫ミいひ、阿多の小橋君の妹である。日本書紀に依れば火闘降命は吾田小橋等の祖であるから、吾平津姫ミは火闘降命の後裔にて吾田地方に住したる一民族なりしものミ思はる。此の吾田は南部薩摩の稱にて其の地名は現在の阿多村に其の名残りを止めてゐるのである。建久二年源

賴朝が阿多四郎宣澄から其の領地谷山郡、伊作郡、日置南郷、北郷の地を收めて島津忠久に其の地頭職を命じたこと
なざから稽へて阿多といふ地方は日置地方を含んで居つたことが窺はるゝやうである。

第二節 院の名義と郡名

院といふ名稱は薩、隅、日三州内にて國、郡、郷、邑、村など地方制度の郡と同様の區分に用ひられてゐるやうであるが、夫が果して適當であらうか。抑院の制は第五十代桓武天皇の御代に始められたもので、延暦十年の條に『二月癸卯諸國倉庫不可相接一倉失火合院燒盡於是勅自今以後新造倉庫各相去十丈已上隨處寬狹量宜置之』ミ其の後諸國に令して倉院を建て郷毎に一院を置かしめ、勅して今歲の租稅は新院に輸納せよ。但し郡家に於て動かし難き物は舊に依つて動かすことなく漸次に新院へ遷すべし。後更に命を下して近接したる郷は其の中央に一院を置くべしと定められた。此等が院の沿革である。

此の倉院は國稅たる租米を收納する倉庫のことで、周圍に垣を繞らすので倉院といふのである。この倉院の事務を掌る者が郡司で郡司の政務を行ふ役所を郡家とも郡院ともいふのである。この役所を郡院と呼ぶことから、誤解したもののか郡院とは共に郷を統轄する地方制度であるといふ學者もある。曰く川内新田宮の藏書に諸郡檢田使入幣に等差がつけてあるが、夫に依れば大郡は五十疋、中郡は三十疋、院は二十疋、郷は五疋であるから、院は郡と同等である。又薩摩國田帳に給院を管掌するは郡司兼保、知覽院を掌るは郡司忠益、牛屎院を掌るは院司元光と記されてゐるから郡司も院司も同等である。然るに入來院文書中に内裏の大番仰付けられ參勤すべき薩摩の人々の名を記して

入來文書

文入
書來
院

内裏大番事任被仰下旨可令參勤人々

川邊平二郎	別府五郎	鹿兒島郡司
顥娃平太郎	伊作平四郎	薩摩太郎
知覽郡司	益山太郎	高城郡司
在國	牟木太郎	江田四郎
莫禰郡司	山門郡司	給黎郡司
指宿五郎	南鄉萬揚房	小野太郎
市來郡司	満家郡司	宮里八郎
萩三郎	伊集院郡司	和泉太郎
本郡司	小藤太貞隆	
日置郡七十丁	下司	小野太郎家綱
日置庄三十丁		

建久八年の田帳に
日置郡七十丁
日置庄三十丁

入來院文書の薩摩國領主目録に

日置北郷 郡司 小藤太貞澄
日置庄 下司 小野太郎家綱

以上の如く院司といふ記事はないのであるが、建久八年十二月調伊集院太田本主、在廳道友、末永院司。八郎清景と書いてあることもあるから、誤記とのいふことは出來ぬ。併し伊佐郡の内に牛屎院と祁答院の二つが統轄されてゐるこゝから考へても郡と院とが同等の地方制度であつたとは考へられない。抑我國にて國縣を分ちて邑里を定め各長官を置かれたのは成務天皇の御代にて孝德天皇は大化二年に國郡の制に改め、國司郡司を置き郡は三等に分ち四十里を大郡三十里以下四里以上を中郡、三里以下を小郡とし郡毎に郡司を置かれたのであるが、大寶令にては之を改め郡を五等に分ち、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とせられた。此の里といふのは後世の郷と同一のもので、五十戸ある部落を里と稱するのである。武家の世となつて郡と郷とを混同し、或は庄（日置庄、伊作庄の如き庄）の下に郡を置くなし此の制度が亂れて來た。豊臣秀吉は天正十九年諸國に令して郡、里の北圖を提出せしめ、庄郷の名を廢し郡を以て村を統ぶべきことを命じた。其の後江戸時代にも屢々國郡の圖を進達せしめたことがあるが、院なる行政區劃があつたことは國史上に見えぬこゝである。延喜式に薩摩國十三郡三十八郷と記されてゐるが、院のことは附記されてゐない。要するに三州に院といふ地方が多いのは倉院から轉じて其の倉院地方の字名となつたものではあるまい。郡司の役所を郡家、郡院といふたこゝは明らかであるから此の郡院から轉じたものであらう。例令宮崎縣の郡城は郡城が築かれて其の附近一帯は都城と呼び、大隅の國分

は國府の所在地であつたから國府が國分となつたのと同じであらう。

尙薩、隅、日三州は都を遠く隔たりて莊園も多く徵租も頗る寛大で自由なる地方であつたから、郡里的制度も亂れたものであらうとも考へらるゝが、前記孝德天皇の大化二年から五十六年後の文武天皇の二年には朝廷から使を南島に遣はして國を覧めしめ三年には多織島（種子島）挾玖（屋久）奄美（大島）度感（徳之島）が入貢し王政も稍々普及してゐるのであるから三州のみに院といふ行政區劃があつたとも思はれない。前述の如く或學者は郡司ともいひ院司ともいふと論ずるも藩史上に現はれてゐるのみならず、院司なる職は地方役員の名稱でなく、畏くも院中に置かるゝ職員のことで、別當、執事、年預、判官代、主典代、藏人、北面、西面等々を總稱するものである。建久八年の薩摩圖田帳に記載する薩、隅、日三州の院を掲ぐれば

院三
名州の

薩摩國
ヤマト。アカネ。
山門。莫禰。イリヤ。
入來。祁答。ケトウ。
牛屎。ミツエ。
滿家。イチク。
市來。イス。
伊集。チラン。
知覽。キレイ。
給黎。

大隅國

蒲生。吉田。横川。栗野。小河。深河。財部。鹿屋。串良。禰寢。

日向國

三俣。島津。眞幸。穆佐。救仁。飴肥。櫛間。新納。

次ぎに薩摩國に於ける郡名が如何に變化したかを知るために東京帝國大學史料編纂所調査の國郡沿革一覽表を摘記して見よう。

		阿吾 多田	衣							鰐 島									
		阿 多								鹿 兒 島									
薩	摩	日ヒ 置キ	伊イ 作ク	頸エ 娃ノ	掛イフ 宿スキ	河カハ 邊ヘ	給キヒ 委レ	鰐タニ 山ヤマ	鰐タニ 山ヤマ	鹿兒島	延喜式								
同	同	同比於木	同伊佐久	阿多	同江乃	同以夫須岐	同加波乃倍	同岐比禮	同多仁也未	同多仁也未	倭名抄								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	拾芥抄								
薩	伊佐	同	同	同	同	指掛宿宿	同	同	溪谿	溪谿	古諸東鑑以下								
同	同	同	同	同	同	頸エ娃ノ	掛イフ宿スキ	鰐タニ山ヤマ	鰐タニ山ヤマ	鰐タニ山ヤマ	郡名考								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天保郷帳地誌提要								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	川カハノヘ	川カハノヘ	郡區編制								
同	同	同	同	同	同	モ給黎入郡ノ一部	掛宿	鰐山	鰐山	鰐山	新郡區編制								
		伊	日						川	川									
		佐	置						邊	邊									

			高タガ 城。	同太加木															
		管十二	出タ 水ミ	籠コシキシマ 島	同古之木之万	同	同	同	同	同									
		管十三	同伊豆美	同	同	同	同	同	同	同									
		十三郡	同	同	同	同	同	同	同	同									
		同	同	同	同	同	同	同	同	同									
		同	同	同	同	同	同	同	同	同									
		七	郡								薩摩								

伊集院の設けられた時代は明らかでないが、建久八年の圖田帳に載つてゐるから其の以前から置かれたものである。伊集院は紀貫之の孫紀能成が上古から知行してゐたこのことである。紀貫之は人皇第六十代醍醐天皇に奉仕した人であるから其の知行時代も概推知せらるるであろう。

第三節 伊集院郷、村、町の變遷

日置郡は昔伊集院、満家院、市來院、日置庄に分れてゐたが、明治維新前には郡山郷、伊集院郷、永吉郷、吉利郷日置郷、市來郷、串木野郷に分れてゐた。單に伊集院三いふ部落は昔宿町又は野町と稱して谷口村に屬し、道路に沿ふて一町五十間に亘る宿場であつたが、伊集院郷三いふ郷は明治維新前後に於て周廻十九里二十三町四十五間、村數二十九、下谷口村、上谷口村、春山村、福山村、清藤村、石谷村、猪鹿倉村、土橋村、上神殿村、下神殿村、桑畠村、野田村、寺脇村、宮田村、神之川村、大田村、飯牟禮村、古城村、戀之原村、直木村、入佐村、苗代川村、徳重村、

竹之山村、中川村、嶺村、麥生田村、有屋田村、郡村であつた。

建久八年の薩摩國圖田注文に伊集院に就て次の通り記載せられてゐる。

伊集院 百八十町内

上 神 殿	十八町	万得
下 神 殿	十六町	同
桑 羽 田	五町	同
野 田	六町(島津御庄)	同
大 田	六町(右同)	同 本名主在應道友
寺 脇	二十五町	同 右 同
時 吉	二十五町	同 右 同
末 永	八町	同 院司八郎清宗
續 飯 田	八町	同 名主權太郎兼直
土 橋	十三町	同 名主紀四郎時綱
河 保	十町	同 名主僧忠覺
谷 口	十四町	設官御領右衛門兵衛尉
十 万	六町	万得名主紀平二元信

飯 午 禮 三町 同

松 本 十八町

薩、隅、日地理纂考に依れば明治初年の伊集院二十九村の石高は一万八千四十二石三斗六升四合五勺、士族三千五百九人、卒千七十八人、平民一万三千九百一人であるが、薩、隅、日、琉球諸郷便覽に依れば周廻は地理纂考と同一であるが、石高は一万五千六百五十五石六斗一升九合七勺、士族二百三十九家、人數七百八人、狩天千四百七十二人にて士の高二千二百二十四石九斗八升八勺三才である。

伊集院の統治者は上古伊集院太夫紀能成であつたことは前述の通りであるが、能成の子、昌成から子孫相繼ぎ成恒

時清、清實、清持、清光、清忠まで伊集院郡司があつたが、清忠までにて其の血統が絶えた。是を古伊集院家といふのである。建久二年源賴朝が阿多四郎宣澄から谷山郡、伊作郡、日置南郷北郷を收めて島津の始祖忠久に其の地頭職を領知せしめた時の伊集院郡司は時清である。以て古伊集院家の古きを推知せらるゝのである。古伊集院家の絶えた後に島津第二代忠清の七子常陸介忠經の末子侍従房俊忠古城村に居り其の子圖書助久兼伊集院に移り伊集院を以て氏とした。これが即ち新伊集院氏の祖である。

此の新たな伊集院家は久兼、久親、忠親、忠國、久氏、頼久、源久、相繼いで伊集院を領してゐたが、頼久時代に勢威漸く加はり四方を侵略し遂に宗家島津氏に叛し源久亦藩主忠國に叛したので、寶徳二年二月忠國のため居城を攻略せられ肥後國に奔つた。

文明八年三月島津秀久叛して鹿兒島を侵したので、第十一代の藩主島津忠昌は難を避けて伊集院に來り、一時藩廳

所在地となつた。次いで大永六年第十一代の藩主島津勝久は伊集院を島津忠良（日新齋）に領知せしめたが、同七年五月忠良が加治木征討のため出軍したる留守に乘じ島津實久は伊集院を攻略し町田中務久用をして之を守らしめた。天文五年三月第十五代の藩主島津貴久は其の實父島津忠良と共に伊集院城を攻撃して之を奪還し同十四年藩主島津貴久が田布施より伊集院城に入り同十九年十二月鹿兒島に遷るまで此の地に藩廳を置き三州統一を策した。爾來伊集院は藩主の直轄となり地頭をして統治せしめ、明治維新に及んだ。封建時代藩主の御假屋は下谷口に在つたが、寶永六年下伊集院村苗代川に移し下谷口には地頭館を置かれた。地頭館とは薩摩獨特の外城制度の爲政者地頭の役所である。

薩摩藩獨特の行政制度であつた外城制度を都城又は外城と混同し、或は地方に於ける士族の聚落と誤解する學者もあるが、是は城廓と誤認し又は麓の武士部落のみを知る半解の説である。

外城制度は軍事上及び行政上の二機関で即ち軍事上としては豊臣德川氏の禁制である一國一城主義を巧みに隠蔽して陣を國中に布き行政上としては鎌倉幕府の始めたる地頭制度に倣ひ社會政策上よりは國民の上層である武士を都市のみに集中せず地方に分散せしめた適切なる制度である。

外城は城郭ではあるが外城制度は城郭のみではなく外城を中心とする一地域の爲政區域である。前記都城と外城との混同誤解につき簡単なる説明をなし藩獨特の行政機構を明らかならしめよう。

一、外城と都城

故・大槻文學博士の大言海に説明して曰

ミジヤウ 都城

(一) 都市の郭のある處

(二) 薩摩にて在郷の士族の聚落

右の一は可なるも(二)は都城と外城と混同し且つ其の説明が適切でない。抑都城なるものは考古學者が邑城とも稱するもので大陸地方殊に支那に於て發達した城郭で都市の住民全部を包擁守護する爲、住民地の周間に圍壁を繞らしたものである。斯く住民地全部を城壁で圍むのは民族保護の爲である。即ち大陸地方では異民族が互に境を接し其の戦争は同一民族内に於ける政權爭奪よりも民族の生存競争が激しく異民族を殺戮して自己民族の繁殖を計らんとする種族争鬭が多かつた。夫故に住民地の周間に城壁を設けて住民を保護し、戦争に當りては附近の農民をも收容し得るやうに城内に若干の空地を設けたものである。

我が國に於て此の種の都市を經營せられたのは第三十七代齊明天皇の御代で帝都難波京の周間に濠を繞らされて支那式都市の形に模せられたのであるが、是は城郭ではなく唯支那の都市の形を採つて外觀を飾られたのに止るのである。第三十八代天智天皇の御代に始めて實用的戰用に供する都城を筑紫に築造せられた是が日本に於ける都城の始にて亦終りである。其の後持統天皇が大和の南部飛鳥の地に藤原京を經營せられ元明天皇は平城京を經營せられ、支那の帝都に倣ひ方形にして四方に門を設けたる都を建設し、以て帝都たるの威観を備へしめられたが、皆形式上の都城であつたのである。

前述天智天皇の四年（紀元一三二五年）に筑紫に大野城と築かれたのは異民族に對する防備の必要から起つた戰爭用城郭である。斯くの如く異民族に對する城郭の必要となつたのは朝鮮の新羅が勃興して任那の日本府も滅び

日本の大陸政策も放棄せざるべからざるに至りたるのみならず、新興の唐は盛は勢で朝鮮を侵略し遂には新羅ミ共に日本を窺はんミする情況であつたからである。此の後孝謙天皇の天平勝寶八年筑前國怡土村に怡土城を築かれたが、爾來此の種の城郭は築かれなかつたのである。即ち外城は都城ミは全然其の性質を異にするのである。

太宰管志に薩摩國千代（川内のこミ）を説明した中に「千代に五ヶ都城。あり」ミあり、又和漢三才圖繪伊集院の部に「郷村帳に薩摩郡伊集院ミあり今も都城のある處なり」ミ記されてゐる。又大日本地名辭典には薩摩の外城を説明して都城ミ外城ミ文字の異なるのみミあり。此等は皆都城なる城郭ミ誤解したものである。

二、外城ミ外城

此の二者は武人間に誤解せらるゝものであるが、日本城郭の種類や郭の名稱なガが各様に使用せられたる爲に誤られたるものであらう。外城ミは一國々主の居城に對して國內の各地に分布せられた分派堡式の小城郭を意味するこミもあり、又一城の中で城將の居る曲輪（本丸牙城内城なガシイフ）に對して他の曲輪を外城ミ稱することもある。

薩摩藩の外城は此の外城から制度化したもので藩主島津氏の居城、鹿兒島の内城を中心として國內要害の地に分派せられたものであらう。外城ミは一國々主の居城に對して國內の各地に分布せられた分派堡式の小城郭を意味するこミもあり遂には外城を中心とする一地區間の政治機構ミなつたのである。

此の外城制度を軍事上より見る時は兵力の分散配置で之を稱して陣を國中に布くミいふのである。又行政上から見れば一の自治團體で藩廳の施政方針に據りて自治を行ひ、風教を維持し產業を振興せしめるのである。思ふに島津氏は源頼朝の始めた守護地頭の制度を踏襲し二者の任務を地頭ミいふ一役人に兼任せしめたものであらう。元より國郡の制度は孝德天皇以來嚴ミして存在するのであるが、薩摩藩の外城は此の郡邑村なガに關係なく軍事上ミ行政上の要求に應ずるやうに地方を區割したるものである。此の外城制度も地頭ミいふ職名も我が薩摩藩獨特のもので之に依て外敵を防ぎ國內を統御し武力を蓄へて王政復古の大業を翼賛し奉つたのである。

徳川幕府が一國一城を嚴命してより各藩にては國內の城を毀ら國境や要地の武士は皆之を藩主の城下に集めたのであるが、薩摩藩にては武士を外城の下に定住せしめたから寛永十年十月幕府の巡檢使が薩摩に來た時に家老川上久國等を詰問して次のやうな問答があつた。

問 大阪の役以來幕府は制令を出して一國一城ミなし、餘は悉く毀たしめたのであるが薩、隅、日三州内には往々

にして城郭があるのは何故であるか。

答 昔島津義久は九州を領してゐたが關白秀吉は六州を削りて三州ミした其の六州の武士を三州内に移し田畠を給したのである。

斯く巧みに遁辭を構へて國內に兵力を分散し陣を國內に布いたのである。

外城の區劃は前記の通州、郡、郷、邑、村の境界に關係なく郷邑の大小、地形の如何を顧慮し軍事上、行政上の要求に合するやうに區劃した。而して此一域区内に城郭があつて其の麓に武士を集闇定住せしめ此處を府本又は麓を稱した。麓内には精神結合の中心として神社を祀り寺院墓地を設けて士分以下の靈位を納め事變に當りては祖先墳墓の地に骨を埋むるの覺悟をなさしめ、又武器糧秣の倉庫もあつた其の一、二を舉ぐれば、

1、外城衆中は軍役米を外城の藏に貯藏して模合米なし毎年秋季に於て之を新米に入れ替へ差引勘定をなして残つた米は之を賣り軍用金として保管す。

2、外城は火薬彈藥庫を充實し中央部よりの援助なくとも事變に應ずるの準備をなす。

外城制度の確立したるは義弘、家久時中のやうであるが明らかでない。外城の數も時々變更されてゐる今藩史に現はれたる主なる時代の外城數を擧ぐれば、

第十八代 家久時代 八十六外城

第十九代 光久時代 百二十四外城

第二十一代 吉貴時代 百二十七外城

第二十五代 重豪時代 百十八外城

第二十九代 忠義時代 百〇五外城

光久時代八十六外城重豪時代九十二外城の記錄もある。

外城役人は地頭の下に三役アツコトといふ曖アツコト組頭、横月(年寄)がゐた。元文四年三月藩廳仰渡しに。

外城諸役の儀曖組頭外は七八年相勤、右年數相勤候譯申出役儀斷可申出旨被仰度候

又島津重豪の時代に外城を改めて郷アツコトなし、外城衆中を郷士アツコト改稱した時に曖は郷士年寄アツコト改稱し、慶應元年五月郷士を衆中の名に復し郷士年寄を曖の名に復せしめた。歷朝制度に。

以前より外城アツコト唱來候へども郷アツコト可相唱候近外城近名杯アツコト唱來候へども近郷、近村又は近在アツコト相唱尤書付等にも可相認候

右之通被仰付候段申來候此旨不洩様可致通達候

天明四辰四月

慶應元年五月藩令にて次の通布達があつた。

諸郷々士之事

何方衆中

曖

右者往古より郷士之事を外城衆中、郷士年寄は曖又は曖役等アツコト役名唱來候處安永天明之度に追々當分之通被召替置候得共此節被復舊名右之通役名等被相改候

五月

地頭の任務は軍事の外に教育、殖産、行政、司法、警察等の事務を總轄し、曖は地頭の命を受けて外城一切の事務

を管掌し組頭は外城衆中の一部の長となりて導き構目は政令の施行風紀の取締、監察事務に任ずるのである。

外城の中にも藩直轄の地（一所地）（一所地（いふ）は一所持（いふ）と稱する）地方の領主の所有地である）この區別がある。藩直轄の地には地頭を置くけれども一所地は其の領主が地頭（同じ）と同様で外城制の事を施行するのである。

伊集院は即ち藩直割の外城で地頭が任せられて地頭館が在つた。

地頭には藩主の信任する人物を以て任じ介臣の相談役を附けて外城を自治せしめたのであつたが、元和偃武の後は地頭を其の地に定住せしむるの要なき爲め居地頭（ごじとう）と掛持地頭の二に分ち、國境の要地や長島、嶺島なきに居地頭を置きその他は掛持地頭（ごじとう）として鹿兒島に居住し外城の事務は重大なるものゝ外、曖昧以下に委任するやうになつた。掛持地頭は大番頭、御小姓、興頭、御用人なきが兼務し主要なる外城は家老の業務であつた。歴代制度に

扱古代は一所一城有之地頭領主其の地に被召置守城被仰付御治世に相成候ても一所衆は勿論地頭（ごじとう）とも其の地に罷在一所支配候處寛永年間居地頭引取相成御城下へ相詰掛持相成候一所衆も同様の振合にて候江戸時代の末期内外多事なつたので一所衆は勿論、地頭が鹿兒島城下にあつては事變に應ずるこゝが出來兼ねる爲、舊制に復し居地頭（ごじとう）として各其の任地に就かしめた。

外城の役員は地方の警備外城士の教育百姓の風紀産業徵租なきを掌り輕き司法權（しゆしょくけん）をも持つてゐた。此の役所を地頭館（ごじとうかん）といつた。地頭は戰時其の管する外城衆中を率ゐて一方の隊長となり、外城衆中は城下士（しろしたし）同一の武装をなし鐵砲の士が第一組で太刀、鎗の士が第二組となり各士は皆替道具（豫備の武器）を家來に持たせて身邊に隨へ御家流の伍人組に編成し曖、興頭、横目は地頭の下に於て小部隊長となり一隊毎に昇一本を携え旗には上部に十文字紋章を附し其の下部に出水、國分、伊集院なきの外城名を染め出して標識（ひしき）した。

外城士は外城衆中（いわきよしゆうちゆう）（一時郷士（ごうし）と稱したこゝは前記の通）其の格式は城下士の大番（おほばん）と同じかつた。外城衆中には昔一城の主であつた者の子孫や島津家支流の子孫にて鹿兒島城下に居れば小番格にも列せらるべき家柄の者が代々外城に居住してゐたゝめ遂に外城衆中（いわきよしゆうちゆう）なつた者もある。天正年間、外城士を鹿兒島に移し大番士（おほばんし）となしたこゝもあつた。又昔は一所持であつた者で事情の爲、其の領地を失つた者の家中（一所持の從臣は家中（いわきよしゆうちゆう）である）にて家系器量勝れた者は先づ外城衆中（いわきよしゆうちゆう）なし次に功を以て大番に列せしめた。尙一般の外城衆中も器量如何に依ては城下士に召出さるゝ例であつた。

外城衆中は各郷の籠に定住し、平時は農事に從ひ安寧秩序の維持に任じ戰時には地頭の部下（ぶげ下）として出陣すること前記の通であるが、武功勝れた者は小番、大番（だいばん）同じく藩主の旗本備に編入された（旗本備は城下士の專任であつた）外城衆中には階級はなく一律平等であつた。曖、興頭、横目も單に職名で士の格式ではなかつた。城下士には一門、一所持、一所持格、寄合、寄合並、小番、新番、御小姓興の格式區分があつた。

外城衆中の平時の警備は沿海、大河なきの附近にある津口番所にて旅客、船舶を検査して税金を徴し關所にて往來を検査し宗門改めなきに任じた。外城の自治事業の中に河川溝渠の浚渫、修繕、道路、橋梁なきの修繕なきは自營とし非常天災の爲自營に堪へざるものだけ藩費支辨（しべん）してあつた。衆中は外城中に耕地の不足する時は新たに山野を開墾し或は竹木類の伐採を許可せしるので、城下士のやうに分家制度に依る祿高の減少する憂が少なかつた。次に外城衆中の人員を示して軍事上如何に重要な要素であつたかを窺はん。

外城衆中人員表

備考	外城年次		外城		外城年次		外城		外城年次		外城	
	戸主	紀元二二九年	戸主	鹿兒島城下士	戸主	紀元二十六年	戸主	紀元二三四年	戸主	紀元二四一年	戸主	紀元二四四年
				一、五〇		五、三六八		五、三六八		三、四六六		天明三年
				五、九九		六、九九		六、九九		八、七九		紀元二四四年
				三、三六		三、三〇三		七、四〇		七、四〇		寶曆六年
				二、九六		六、九三		四、一〇		二〇、二九		天明三年
				二、五五		四、七三		三、七九		二七、〇六		寶曆六年
												三、三二
												戶主
												人員

明治三年八月調外城戸數は三萬八千戸と記した文書があるが、是は寶曆六年、

以上外城制度を詳述したのは軍事、行政上我が薩摩藩獨特のもの即ち軍政組織であつたことを知るが爲めである。殊に伊集院は藩の直轄地で城下に接し外城中の尤なるものであつたからである。要するに我薩摩藩が武家制度の始より其の終了まで七百年間一貫せる軍政を布き兵を要地に分散配置し、兵農兼務の制度を探つて來たことは士風民俗を維持作興する上にも行政上にも偉大な効果があつたことを記すべきである。

外城制度を以て善政を布き軍備を整備し來つた薩摩藩は他の企及し能はざる強大なる威力を以て二百六十有餘の大名を指導して明治維新の大業を翼賛し王政に復せしむるや明治二年二月二十日藩の政治機構を改正し、從來の家老若年寄大目附などの職を廢し新たに知政所を置き執政、參政、傳事などを置きて政務を執らしめたが諸郷の地頭は依然存置して政務を繼續せしめた。

明治二年四月鹿兒島城下を始め、諸郷に常備隊を編成せしむることとなり、伊集院郷に於ても亦之を編成したのであるが常備隊の編成が略成らんとするや從來諸郷の三役であつた廻、組頭、横目の三役を常備隊の小隊長、半隊長、分隊長に任じ地頭の管下に在つて諸郷の政治を行ふと共に定日に於ける軍隊の訓練に任せしめた。即ち軍政を名實共に實施するものである。

この年諸郷の併合分置を行ひ、常備隊の編成と民政とを調節したが地頭制は變らなかつた。次いで同年六月版籍奉還のことあり、薩摩藩主島津忠義は鹿兒島知藩事を拜命して依然藩治に任じてゐたが、同四年七月廢藩置縣の令に依り知事の職を罷め鹿兒島縣參事が政治を行ふこととなつた。以來縣内を數十の區に分つて統轄したのであるが、明治十一年に於ける廻、組、日三國大小區郷村調に依れば伊集院郷は第二十二大區にて其の村名は次の通である。（二十九ヶ村）

上神殿村、下神殿村、徳重村、土橋村、入佐村、郡村、麥生田村、苗代川村、大田村、福山村、中川村、嶽村、石谷村、有屋田村、直木村、寺脇村、戀之原村、宮田村、上谷口村、下谷口村、野田村、飯牟禮村、桑畑村、神之川村、清藤村、竹之山村、春山村、古城村、猪鹿倉村、右の外浦附として神の川浦がある。

明治十七年八月鹿兒島縣に於て調査した伊集院郷内の村名も亦右と同一である。

明治十二年區を廢して郡なし日置、阿多、鰐島の三郡を統轄する郡役所を西市來の湊町に創設し、同十四年七月此の郡役所を廢して頓島郡を高城郡に、阿多郡を川邊郡に、日置郡を鹿兒島郡の管轄内に入れた。同二十年六月には

更に串木野、市來、伊集院、郡山、日置、吉利、伊作、田布施、阿多の十郷、七五村を管轄する日置、阿多郡役所を今時の伊集院町に置き次いで同三十年四月郡制施行に當り、日置、阿多二郡を合して日置郡として郡役所は依然今の伊集院町に置いたが大正十五年六月三十日（此の年昭和二改元）郡役所を廢止せられた。（郡制廢止の令は大正十二年四月一日に發せられた）

明治十一年伊集院郷中の十餘ヶ村に戸長役場を置き、同十七年官選戸長となり、戸長役場を四ヶ所に改め、同二十二年四月市制町村制を發布せられたので同二十二年四月伊集院郷を上、中、下の三村に分ち、下谷口、猪鹿倉、清藤驛、市來驛、串木野驛、郡山驛、吉利驛の五驛で宿場として賑はつたものである。この縣調査時に於ける伊集院郷内各村の戸口を記せば次の通である。

一、伊集院町（下谷口村の内）

年 明治十七	戸 数	百十五戸
	人 口	五百九十五人

二、下谷口村

戸 数	三百人
人 口	二百九十五人

五、土橋村	戸 数	四百七十三戸
人 口 數	人 口	千百二十人
人 口 數	人 口	千百三十八人
人 口 數	人 口	五百八戸
人 口 數	人 口	百三十六人
人 口 數	人 口	百四十二人
人 口 數	人 口	三百九十一人
人 口 數	人 口	三百六十九人
人 口 數	人 口	百七十七戸
人 口 數	人 口	八十六戸
人 口 數	人 口	百九十三人
人 口 數	人 口	八十六戸
人 口 數	人 口	八十一戸
人 口 數	人 口	一百九十二人
内 内 内	内 内 内	内 内 内
平士平士	平士平士平士	平士平士平士
民族民族	民族民族民族	民族民族民族



略各
史村の

十一、戀ノ原村				十二、飯牟禮村				十三、古城村				一、下谷口村			
人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
三百九十四人	三百七十四人	三百六十户	二百六十一人	七十七户	百八十六人	一百九十三人	百六十一人	六十一人	六十户	一百三十一人	一百三十四人	平士	平士	内	内
民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	民族	平士	平士	内	内
三百四十八人	三百五十一人	三百四十八户	三百五十一人	七十二户	七十六人	七十八人	七十八人	五十八人	五十二户	二百四十七人	二百六十八人	平士	平士	内	内
四十八人	四十八人	四十八户	四十八人	二户	七人	八人	八人	二十八人	二十六人	二十七人	二十八人	平士	平士	内	内

以上の中主要な村の村史を略述すれば次の通りである。

昔は上・下谷口村を併せて谷口村と稱してゐたが後に二村に別れた（年月不明）天文頃には肥後盛家なる豪族が本村を領してゐたが後に花棚に移つた。

二、大田村

七、中川村				八、郡山村				九、徳重村				十、大田村				
人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
三百三十四人	三百三十七人	三百三十二人	三百三十二人	三百二十四人	三百三十七人	三百三十二人	三百三十二人	三百三十一人								
九十五名	百五十人	六十一人	六十一人													
六十户	五十户	六十户	六十户	四十户	四十户	四十户	四十户	三十户	三十户							
百六十二人	百五十人	百六十一人	百六十一人													

建久年間伊集院の郡司伊集院時清の領地であつたが其の後日置北郷の下司小野家綱の次男家長の領となり、小野姓を改めて大田を氏した家長の子忠家其の子家氏の代に至り、肥前國松浦莊、早淡村、福萬石の地頭となり、松浦に移つたので伊集院氏が歷代之を領することとなつた。寶徳二年伊集院源久が島津氏に叛して居城壹宇治城を攻略せられ肥後に奔りたる以來は藩主の直轄となつたことは前述の通りである。

三、清藤村

藩政時代には藩の御藏所在地で近在の納米は此の蔵に納めたのである。

四、戀ノ原村

源爲朝が居住した地であるとの傳説があり、爲朝原といふ地名が村の東北に残つてゐる。

五、飯牟禮村

島津忠久時代から島津宗家の領地であつたが享保十一年第二十二代の藩主島津繼豊は之を島津但馬に領知せしめ、明治二年藩籍奉還時に及んだ。

六、古城村

伊集院氏の始祖久兼の父島津俊忠が伊集院に封せられた時に此の村に築城して治所としたのであるが、久兼の代に壹宇治城に移つたのである。

第四節 交通通信

馬驛馬傳

延喜式に依れば薩摩國の驛馬、傳馬は次の通である。

驛馬 市來、莫禰、納津、田後、櫟野、高來各五四

傳馬 市來、莫禰、納津、田後 各五四

此の櫟野を「イチヒノ」訓むとの説をなす學者あるも如何にや。尙大隅國の驛馬は蒲生、大水の二ヶ所にて各五匹ミなつてゐる。

後紀の記す所によれば桓武天皇の延暦二十三年（延喜式の出来た時から九十七年以前）太宰府が上申して大隅國、桑原郡、蒲生驛、薩摩國、薩摩郡田尻驛の間は相距ること遠く遞送に困難であるから、薩摩郡櫟野に新たに驛を置かんと朝廷に請ひ之を許したのである。夫で此の驛傳は桓武天皇以前から定められてあつたことが分るのである。納津の地に就て和名鈔諸國郡鄉考に薩摩國日置郡納蘇の地名は延喜式に謂ふ納津のことなるべし。今の網里なるべしと註してあるが或學者は納津の納の字は細の字の誤りにて細津即ち「コメノツ」米津のことであると言つて居る。

古事類苑地部に筑前國山家より薩摩國鹿兒島に至る街道を記したる中に薩摩國、日置郡串木野村芹ヶ野、串木野間七町三間、串木野ミ濱村間三里三十町四十五間、濱町ミ谷口村野町（又呼伊集院）間二里四町四十二間、野町ミ鹿兒島犬追間二里二十九町十一間、犬追ミ鹿兒島築町間、△里五町二十一間ある。之に依れば九州の幹線道路は鹿兒島犬追、伊集院、市來淡、串木野を経たことが分るのである。封建時代に藩主島津氏の參勤交代する通路は鹿兒島から西田町水上坂、横井、伊集院を通過したのである。

明治十年調査の日本地誌提要の驛路は鹿兒島四里十六町三十四間、伊集院三里十七町三十六間、市來湊四里二町十四間、向田東手三里三十五町五十七間、西方（高城郡）三里十三町三十七間、阿久根五里二十三町五十三間、米津三里十七町四十三間、肥後國水俣。合計六驛二十八里十九町三十三間ミなつてゐる。

又明治十七年鹿兒島縣調査の交通路線に就て次のやうに記してある。九州街道一に出于街道ミ稱し國道三等に屬す鹿兒島郡犬追村の界から石谷村三竹の山村の界を過ぎ、土橋村、清藤村、猪鹿倉村、下谷口村を經て伊集院驛に至り伊集院驛より西徳重村、大田村、寺脇村、苗代川を經て永里村、伊作田村、湯田村、大里村、湊村を經て市來驛に至る云々。

藩政時代鹿兒島城下から上國に通ずる街道に東目ミ西目ミの兩街道があつた。東目街道は加治木横川、大口、山野を經て肥後國水俣に出づるもので、西目街道は前記の鹿兒島、伊集院、苗代川、市來、川内、出水、米津を經て水俣に出づるものである。天保以前は藩の財政裕かならず街道の修繕なさを顧みる餘裕もなかつたので、漸次荒廢しつゝあつたが、天保年間に至り謂所廣鄉が家老となつて後、毎年農閑の時に郡奉行や地方檢査をして地方農民を監督して道路を修築せしめ、民力にて及ばざる大工事のみを藩費にて修めしたから弘化年間に至つて大に道路の面目を改めた。此の時分改修した主要道路は南は鹿兒島、指宿を經て顯娃に至るもの、西は鹿兒島より出水に至るもの、即ち前記の西目街道、東は磯街道より日向方面に至るもの、及び入吉に通ずる道路で其の延長實に二百餘里に達したのである。

現在の出水街道である鹿兒島市西千石町西端四田橋口から甲突川左岸に沿ひ、伊敷、河頭、小山田、中川、麥牛田

下神殿、下伊集院を經て苗代川の北方に於て舊西目街道ミ合する新國道は明治二十年六月縣下の國縣道改修の工を興し、五ヶ年の後、竣工したもので國道第三十七號二十六里二十五町餘は鹿兒島、市來、川内、阿久根、米津を經て熊本縣境に至るもの第三十八號は鹿兒島、重富、加治木、濱之市、敷根を經て宮崎縣境に至る十六里三十一町餘である。昔は主要なる街道には松並樹を植ゑ一里毎に一里塚を建てたものである。豊臣秀吉は全國に命じて石造の一里塚を建てしめたので薩藩でも此の石碑が残つてゐる處があるだらう。江戸時代になつて各藩共に街路樹を植ゑるやうになり薩藩にては寛永、正保の頃出水の地頭山田昌嚴が出水街道に並樹を植ゑたのが始で、明暦三年宮之城領主島津久通が藩の家老職時代伊集院街道に街路樹を植ゑ、萬治三年には日向路に之を植ゑた。現在横井街道に在る並樹は島津久通の植ゑた記念樹である。寶永五年二月藩の御勝手方より藩内へ布達した申渡しに曰。

一、往還の道筋並木植候儀諸國一統に被仰波植調有之候得共古來並樹の大道筋にも道筋相直古道には並木有之新道には並木無之所見分不宜候新道にも植次可申候事

一、大道筋にて無之候共爲差立通路筋には並松、並櫟、並杉等其の所の土地に相應の木を致吟味、或植付、或立候様にも可仕事

一、右之外にも、外城迄、外城往還の道筋同断種木差様等見合に○可仕候事 （以下略）

此のやうに衛生上ニ風致より植樹に努めて來たのであるが、近來僅かの財を得んとして此の並樹を伐採賣却する俗吏あるは慨はしきこそである。

鐵道が伊集院を通過し始めたのは大正二年十月十一日に鹿兒島東市來間に開通し、爾來各工區毎に開通運轉をなし昭和二年十月十七日鹿兒島門司間全通し、鹿兒島本線ミなつたのである。

伊集院驛より南薩枕崎に通ずる南薩鐵道は伊集院伊作間が大正三年四月一日開通し伊作加世田間は同年五月十日加世田枕崎間は昭和六年三月十日開通した。

此等鐵道線路の距離を示せば伊集院驛より饅頭石まで七・七秆鹿兒島まで七・七秆鹿兒島まで二十秆五・東市來まで五・九秆、門司まで三七九・五秆である。又伊集院驛から伊作までは十八秆二・加世田まで二十九秆、枕崎まで四十九秆六である。

自動車は南薩・北薩・鹿兒島方面にも通じ交通至便であるが國道の變更と交通の便とは伊集院町に貨客の滯留宿泊するこゝ少しき爲昔時の宿場の繁榮を失ひ藩政時代の面影は全く見られなつた。

伊集院町に郵便局の開設せられたのは明治五年七月一日にて貯金事務の開始は同十八年十月一日、爲替事務は同二十二年九月十六日、小包取扱は同二十六年三月一日である。又電信事務は同二十七年三月二十六日電話事務は同四十三年二月二十六日保險事務の開始は大正五年十月一日にて現在の局長は種子島潔氏で局員二十五名を指揮して親切敏活に通信事業に盡瘁しつゝあり。

第五節 海外交通

西薩の海岸地方は風向や潮流の關係上支那朝鮮との交通に便なるため室町時代から大陸地方との通商が盛であつたこゝは倭寇に依つても堆知せらるゝのである。此の西薩地方の豪族にて朝鮮と通商を開いた者は島津伊久、市來親家大藏久重、大藏國久、鰐島の藤原忠滿坊泊の代官只國伊集院賴久同灘久なさである。

海東諸國記・世祖實錄・桓宗實錄・盛宗實錄なさに依れば薩、隅、日三州の藩主、豪族なさの中で最も盛に朝鮮と通商

した者は伊集院灘久にて其書信の回数は實に四十有六に及んでゐる。併し其の年代を研究すれば灘久が島津氏に叛き島津忠國（第九代）の爲に攻撃せられ居城伊集院城を棄て、肥後に奔つた寶德二年から以後のことで甚だ疑ふべき記録であるが灘久の出奔後も尙伊集院氏の名を僭稱して通商を繼續した士民があるのであらう。申叔舟の海東諸國記に乙亥年遣レ使來朝書稱ニ薩摩州伊集院寓鎮隅州大守藤原灘久「約歲遣ニ二船」。

此の乙亥の歲は康正元年（紀元一二一五年）に當る即ち灘久の肥後へ出奔した六年の後である乙亥が己亥なれば應永二十六年に當り灘久の父頼久が朝鮮と通商した後で正鶴を得てゐるやうである。此の後の四十五回も悉く年代正しからざるは海東諸國記の誤記か、或は伊集院氏領内の人士が灘久の名を冒したものであらう。

灘久の父頼久は應永二年（紀元一二一五年）朝鮮に使臣を派し更に同十三年使を遣はしてゐる。要するに伊集院氏及び伊集院附近の人士は室町時代から盛んに海外に進出したこゝは明かである。

参考の爲海國諸國記に現はれた西薩地方人士の通交史を摘要すれば

戊子年遣レ使來朝書稱ニ市來太守大藏氏國久「以ニ宗貞國請」接待、忠國從弟爲ニ其管下ニ居ニ都府。
戊子年遣レ使來朝書稱ニ薩摩州市來千代太守大藏氏久重「以ニ宗貞國請」接待。
丁亥年遣レ使賀ニ觀音現像一書稱ニ薩摩州古志岐島代官藤原忠滿。
戊子年遣レ使來朝稱ニ薩摩州房泊代官只吉「以ニ宗貞國請」接待。

第二章 伊集院町の現町勢

三二

伊集院町は大正十一年四月一日町制實施以來一致和協眞の自治に努めたる爲め諸般の事業著しく振興發達し縣下有數の町勢となつた。其の具体的計數は序を逐ふて之を詳記することとする。

村役場は初、下谷口犬の馬場一八五一番地に在つたが大正十年一月日置郡役所の廳舎を拂下げ現在の下谷口清水馬場一八七三番地に移轉し同十一年に町役場と改稱したのである。

此の間村治に努めて功績ある村町の主なる理事者は次の通りである。

一、歴代の村長、町長

第一代村長 有 馬 源 二	至同二十二年四月一日
第二代村長 井 尻 雄 吾	至同二十三年十二月五日
第三代村長 前 田 太 郎	至同三十三年十二月十七日
第四代村長 鳥 取 宗次郎	至大正五年十二月十八日
第五代村長 第二代町長 黒 江 村 取 宗次郎	至同五年十二月二十八日
第六代助役 面 前 高 田 秦 太 郎	至同七年十二月二十九日
第七代助役 池 黒 神 方 利 清 仲 助 太 郎	至同七年十二月二十六日
第八代助役 池 黒 神 方 利 清 仲 助 太 郎	至昭和五年十二月二十六日
第九代助役 池 黒 神 方 利 清 仲 助 太 郎	至昭和五年十二月二十六日

二、助 効

第一代助役 面 前 高 田 秦 太 郎	至同二十三年十二月十七日
第二代助役 面 前 高 田 秦 太 郎	至昭和五年十二月二十六日

場村
町役

吏現
在員の

助役
町長
池田
仲助
可

收入役

三、收 入 役

第一代收入役 前 上

至同昭和四年五月二十二日

第二代收入役 前 上

至同昭和五年六月二十二日

第三代收入役 山 下

至同昭和五年六月二十六日

第四代收入役 玉 佐 佐 修 平 通

至同昭和五年十二月二十五日

第五代收入役 石 緒 佐 利 修 平 通

至同昭和六年一月二十二日

第六代收入役 絡 玉 佐 利 修 平 通

至同昭和六年一月二十二日

第七代收入役 玉 佐 利 修 平 通

至同昭和六年一月二十二日

第八代收入役 玉 佐 利 修 平 通

至同昭和六年一月二十二日

第九代收入役 玉 佐 利 修 平 通

至同昭和六年一月二十二日

第三代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年八月四日死亡

第四代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年四月十六日死亡

第五代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年七月十五日

第六代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年七月十四日

第七代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年七月十五日

第八代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年七月十七日

第九代助役 川 野 真八郎

至同昭和六年七月二十五日

第一代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年一月二十二日

第二代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年一月二十二日

第三代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第四代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第五代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第六代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第七代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第八代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

第九代助役 川 野 真八郎

至同昭和七年二月二十一日

收入役	石神 堅							
書記	前田 純	大内田 遙	宮内彌熊	定榮	藤右衛門	前村 正夫		
安樂精藏	奥 善二	前田敬之助	宮園義盛	前田 正				
宇都榮藏	丸山勝二	島中吉太郎	竹下豊彦					
蓑輪久江	有馬 睦	和田初江						
町會議員	松山直二	蓑輪吉輔	上村要介	窪田製糸市	坂上愛之助			
方面委員	松下熊吉	門松 善製	榎園半太郎	永德盛藏	満邊一夫			
玉利清次	西村善藏	平島富藏	玉利慶二	前村三太郎				
新山助次郎	海江田芳德	(應召出征中)	坂上榮吉(全)					
大即莊生	岩永清隆	前村榮吉	西山清二	蓑輪吉輔				
馬渡武治	上 榮二	玉利慶二	永尾雄之助	和田強造				
松崎盛治	海江田芳德	坂上榮吉						

郡制時代の歴代郡長は次の通である。

一代	明治二十年五月就任	柴 間 晋
二代	同 二十四年二月就任	有馬 要之助

三代	同 三十年四月就任	
四代	同 三十三年十二月就任	池 田 正 義
五代	同 三十八年七月就任	岩 脇 武 男
六代	同 四十二年五月就任	中山 春 美
七代	同 四十四年十月就任	森 谷 八 千 夫
八代	同 大正六年五月就任	枝 次 正 春
九代	同 八年五月就任	熊 野 繁 三
十代	同 十一年五月就任	福 島 英 吉
十一代	同 十三年十五年廢止	熊 花 田 幹 二

第二節 戸、口及職業別

戸、口の動態と財政の如何は町勢をトする爲に職業別は住民の生活状態を知るに好資料であるから之を示すことにする。昭和十年國勢調査時に於ける戸數及人口と明治十七年八月調査に於けるものとを掲ぐれば次の通である。

表中の右側は昭和十年左側は明治十七年調を示す。

比人戸

較口數

三六

大字名	年別	戸世帶數	男人	女	計口
下谷口	昭和十七年	五六八五	一、四〇三	一、三五五	二三一六
大田	明治和	一八八	四二〇	一、二五七	一、四六六
德重	昭和和	三二二	一、三二六	三七〇	一、六四二
郡倉	明治和	二五五	一、三一三	一、一九二	一、一八三
猪鹿	明治和	二八八	一、二七〇	一、一六八	一、一六八
清藤	明治和	二六六	一、三四三	一、一六一	一、一六一
竹橋	明治和	二五五	一、三四六	一、一五九	一、一五九
中山	明治和	二三二	一、三一六	一、一五八	一、一五八
古城	明治和	一九〇	一、二七一	一、一五五	一、一五五
飯禮	明治和	一七〇	一、二七〇	一、一五九	一、一五九
合計	昭和十七年	一、八二	一、四九三	一、三八六七	一、三八六七
備考	大正十年十二月末調、戸數一九六七戸、男六九三五人、女六九三三人、合計一三八六七				

職業別

職業別	戸	數	從事者	非從事者	總之原
合計	一、三八六七	七〇〇	五九五	一八九	明治和
備考	昭和十七年	一、八二	一、四九三	一、三八六七	明治和
備考	入デアル	一、二二	一、一九六七	一、一九三三	明治和
備考	大正十年十二月末調、戸數一九六七戸、男六九三五人、女六九三三人、合計一三八六七				明治和

職業別戸數及人員

(昭和十一年末調)

職業別	戸	數	從事者	非從事者	總之原
合計	一、三八六七	七〇〇	五九五	一八九	明治和
備考	昭和十七年	一、八二	一、四九三	一、三八六七	明治和
備考	入デアル	一、二二	一、一九六七	一、一九三三	明治和
備考	大正十年十二月末調、戸數一九六七戸、男六九三五人、女六九三三人、合計一三八六七				明治和

職業別

一、財政一般

明治三十五年以前の資料を缺き明治三十六年以後に於ても所々脱落して居る事は頗る遺憾であるが過去三十五年間

三七

第三節 財政

の資料に依り知り得る事は本町の財政が歳入、歳出共に十倍の躍進を爲したと言ふ事實である。先づ歳出に於ては経常部に於けるよりも臨時部に於ける其れの方が稍稍増加率高く歳入に於ては税収入に於て約六倍の増加率を示し税外収入に於ては二十數倍の増加率を示す。此の傾向は今後持續されて行くものゝ推察さるゝ其れは歳出に於ては経常的補助金等の増加或は町村の發展に伴ふ臨時的事業の發生等に基く臨時的支出の増加が原因するものあり、歳入に於ては小學校教員俸給國庫負擔或は國・縣・補助金の増額地方財政補給金制度の確立等に依る收入が税外収入を多からしめるのである。然し他の方面に於て増加率甚しきに拘らず税収入に於て僅に六倍の増加は尠少に過ぎるの感があるのであるが、本町は近年特別税戸數割の他は制限外課稅を爲したる實例なく、常に制限滿度の率に止めて居り、戸數割さ雖制限を超える事多からざる状態にあるからである。然れ共此の制限滿度主義の課稅が何時まで持續し得らるゝやは疑問であつて近き将来に各税共制限外課稅の時が来るものゝ思惟されるのである。

明治三十六年壹萬九百餘圓の歳出が日露戰役後漸次膨脹し明治四十四年迄は壹萬圓臺であつたものが明治四十五年に一躍五萬圓を超して居る。是は町内各小學校の改築に因るるものである。其後貳萬圓臺に下り、歐洲戰爭の影響する好景氣は大正七年に至り三萬圓臺に上り、八年より九年にかけて五萬、六萬、七萬、八萬と躍進を告げたが大正十二年には十六萬四千圓に上つて居る。併し是は縣立伊集院中學校建築の爲の經費であつて、工事は大正十五年頃迄繼續されたのであるが歳出は漸次下降し、昭和二年には九萬六千圓となつて居る。以後九萬圓臺より十萬圓台の歳出額で納つて居る。而して昨年の小學校增改築工事の爲めに十六萬圓臺に上つたのであるが、今年は又十一

萬圓臺に下つて居る。

二、町債

本町町債は明治四十三年に農工銀行より小學校改築の爲七千七百圓を借入れた以外は其の事例に乏しいのであつて彼の中學校建築に巨費を要した時に於ても町民の寄附金さ八千二百四圓の町費運用金を以て充當した位であるが、昭和六年農山漁村振興の爲に政府の政策として奨励されたる耕地擴張改良事業及蠶桑改良事業の爲に八千二百圓を借入れたるを手初めに昭和七年農村匡救土木事業費として一千五百四十一圓、昭和八年農村匡救林道開設費として九百四十圓、同年農村匡救土木事業の爲三千九百六十三圓、昭和九年自作農創設資金として六千五十圓、同年農村匡救土木事業の爲一千六十五圓、昭和十年旱害救濟土木事業の爲七百二十五圓、昭和十三年小學校改築の爲二萬八千圓、總計其額五萬四百八十四圓に達した。是等は順次年次計畫により償還され現在（昭和十三年）未償還金四萬二千二百八十四圓を有する尙此町債は將來小學校講堂改築を控へて居るので實に膨脹すべき運命にある。

基本財產運用、基本財產の運用は從來屢々爲された様であるが、現在償還中に在る者は伊集院中學校建築費八千二百圓、伊集院校敷地購入費六千二百二十四圓、屠場建築費七千九百八十圓、青年學校建築費二千九百三十圓にして是等の未償還額一萬四千八百七圓である。

町有財産は別表の通である。

財産表

四〇

一、町基本財産

種目所占有高

摘要

要

一、金員	一一、九六一圓二一錢
二、有價證券	一四、用七〇三圓二〇錢
三、土地	
四、建物	四五〇圓

一、金員	百四十五銀行行
二、學校基本財產	一一、六七四圓一〇錢
三、土地	
四、建物	

一、金員	五五一坪九五
二、學校基本財產	九五十圓
三、有價證券	三、六三五圓一八錢
四、建物	

一、金員	下谷口字永谷平
二、學校基本財產	煙草收納倉庫所
三、有價證券	飯牛禮字越平
四、建物	勸業銀行株額面

一、金員	六町五反九畝一二步
二、有價證券	
三、救荒蓄積金	
四、貧困兒童就學獎勵積立金	

一、金員	大田字後平
二、學校基本財產	十勤百郵五儉長便七銀銀行行行行
三、有價證券	飯牛禮字前平
四、建物	一二、五、四三六七

一、金員	郵便貯金行
二、有價證券	三〇〇圓
三、救荒蓄積金	
四、貧困兒童就學獎勵積立金	

一、金員	郵便貯金行
二、學校基本財產	郵便貯金行
三、有價證券	郵便貯金行
四、建物	五六一圓六〇錢九厘

一、土地	五町一反七畝一一步七三
二、有價證券	
三、救荒蓄積金	
四、貧困兒童就學獎勵積立金	

傳居青飯土伊役	
染年牟集	
病學禮院	
院場學校	

四一

一、金員	一反一畝一一步
二、有價證券	二町三反三畝一二步一合五勺
三、救荒蓄積金	七反一畝二四步
四、貧困兒童就學獎勵積立金	八反一五步三三

一、金員	五反一畝六步
二、有價證券	一反七畝二五步二十五
三、救荒蓄積金	二反七畝一九步
四、貧困兒童就學獎勵積立金	

二、建 物	二、五三五坪八	警察署長官舍	三畠
		教育會	一反五畠一五步
		道塵	一畠一三歩
		路捨	三畠二一步
		地場	
役 集 院	伊 土 橋 校 校 場	七坪二五	
職業紹介所	飯 青 年 學 校 場	〇二七坪〇五	
	傳 染 病 院	四五坪二五	
		一坪五	
		三九坪五	
		一二八坪二五	
		七九坪	
		四八坪	

三畠
一反五畠一五步
一畠一三歩
三畠二一步

第四節 歳入歳出の状況

自治體に於ける歳入歳出の決算表は施設事業の種類と其の重點が那邊に在るかを如實に物語り、町勢が如何に進展しつゝあるかを窺知し得らるゝを以て昭和元年度乃至十二年度の決算表を概示することとする。

昭和元年乃至十二年度歳入歳出決算比較表、歳入

科 目	昭和 元年 度	昭和 九年 度	昭和 十年 度	昭和 十一年 度	昭和 十二年 度
一、財 産 目 の 收 入	四、三七五・二六〇	三、四四五・二六〇	三、九三三・九二〇	三、七四五・五二〇	三、九五三・二三〇
二、使 用 料 及 手 數 料	一、九二六・五五〇	二、三九七・五〇	二、三六七・五〇	二、四五・五五〇	三、一四四・七〇
三、交 付	一、九一九・六九〇	一、四二四・六九〇	一、八二六・九〇	二、〇五九・九〇	
四、國 庫 下 渡 金	九、六八・八〇	三、一〇一・八〇	二、〇三九・九〇	二、一五三・九〇	
五、國 庫 補 助 金	一〇〇・〇〇	一、〇七・〇〇	一、〇九・〇〇	一、五〇九・八〇	
六、縣 補 助 金	七〇・五九〇	一、二五五・八〇	一、三六四・一〇	一、二三六・四〇	
七、寄 附	一〇八・〇〇	一、三四・九〇	一、三四・三〇	一、三三・九〇	
八、繰 入	一	一	一	一	
九、財 產 收 入	一一〇・〇〇	一、一〇一・〇〇	一、一〇一・〇〇	一、一〇一・〇〇	
合 計 金 額	一、四四八・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	
二、生 産 目 の 收 入	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	
合 計 金 額	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	

科 目	昭和 元年 度	昭和 九年 度	昭和 十年 度	昭和 十一年 度	昭和 十二年 度
一、神 社 費	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇
二、役 費	一、四四八・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇
三、會 費	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇
四、木 場 議 院 校	二、四四九・五〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇
五、伊 集 院 校 費	二七・九三・七六〇	三〇・〇九三・三一〇	三〇・〇〇三・五〇	三〇・〇〇三・五〇	三〇・〇〇三・五〇
六、役 費	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇
七、會 費	一、七四五・七四〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇
八、役 費	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇
九、會 費	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇
合 計 金 額	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇

科 目	昭和 元年 度	昭和 九年 度	昭和 十年 度	昭和 十一年 度	昭和 十二年 度
一、神 社 費	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇
二、役 費	一、四四八・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇	一、三五七・五〇
三、會 費	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇	一、九三三・九二〇
四、木 場 議 院 校	二、四四九・五〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇	二、三五九・七〇
五、伊 集 院 校 費	二七・九三・七六〇	三〇・〇九三・三一〇	三〇・〇〇三・五〇	三〇・〇〇三・五〇	三〇・〇〇三・五〇
六、役 費	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇	一、九一九・六九〇
七、會 費	一、七四五・七四〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇	一、七九一・三一〇
八、役 費	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇	一、四四九・五〇
九、會 費	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇	一、三六四・八〇
合 計 金 額	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇

第五節 納稅成績

納稅の成績は町民義務心の反影にて町財政を左右するものであるから既往數年間の納稅成績を示すことにする。

納稅成績表

種別年度	全七年	全八年	全九年	全十年	全十一年	全十二年
國稅	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
縣稅	、九五	、九五	、九四	、九一	、九六	、九六
村稅	、七四	、七五	、七四	、七六	、八一	、八一

第六節 町内に於ける金融機關

町内に於ける金融は主として伊集院産業組合並に飯牟禮産業組合によつて行はれて居たが、其他に百四十七銀行出張所、鹿兒島勤儉銀行出張所、鹿兒島無盡會社、鹿兒島相互無盡會社、鹿兒島產業無盡會社等がある。今兩産業組合の沿革組織事業を記すれば次の通りである。

伊集院産業組合

一、大正八年十二月六日 創立總會開催

一、大正九年五月三十一日 鹿兒島縣知事より設立認可の通牒を受く

一、創立當時の區域 伊集院町、下谷口、清藤、猪鹿倉、德重、郡、大田一圓

一、創立當時の組合の名稱 有限責任伊集院信用販賣購買生產組合

一、創立當時の組合員數 七七六名

一、全 出 資 口 數 九六〇口

一、出資壹口の金額 五圓也

一、拂込 濟 出 資 金 貳千六百七拾貳圓

一、事 業 信用部、販賣部、購買部、生產部

一、事 務 所 伊集院町下谷口千八百拾參番地

一、役 員 理事 拾名 監事 五名

一、大正十年一月三十日 伊集院町下谷口一・九〇參番地へ事務所移轉

一、大正十二年一月三十日 有限責任伊集院信用販賣購買生產組合を有限責任伊集院信用販賣購買利用組合に變更

一、大正十三年二月廿六日 出資壹口の金額五圓也を出資壹口を金拾圓也に増額す

一、昭和四年三月二十二日 本組合區域、下谷口、清藤、猪鹿倉、德重、郡大田一圓なりしを中川、竹之山、土橋

迄擴張す。

一、昭和五年二月二十三日 區域擴張並に組合員增加に依り理事壹名増員す。

一、昭和七年二月二十三日 行幸記念事業として事務所建設を總會に於て決議し、早速入札建築にかかり七年未竣

一、昭和八年二月十九日

伊集院町下谷口一、八五〇番地に事務所を移転し現在に至る。

一、昭和十年二月二十五日

總會に於て農業倉庫建設を決定

一、全日

一、昭和十一年度より農業倉庫業を開始し小麥其他の穀物の入庫をなす。

一、昭和十一年九月三日

製茶工場建設に關し臨時總會を開催し、萬場一致の賛成を得全年十二月工事に着手する。

一、昭和十三年二月二十日

出資壹口の金額拾圓也を壹口金貳拾圓に増額し、全時に保證金額も壹口金貳拾圓に増額す。

昭和十三年末組合員數 一、三三二人

出資口數 一、四七二口

出資金 二九、四四〇圓

貯金總額 三三、五〇〇〇圓

諸積立金	壹萬壹千五百圓
財產	四萬壹千參百九拾七圓九拾錢

内訳

土地	八、六五六圓一五
建物	一一、七四〇、〇〇
什器	一、六一一、〇七
機械	二、九九四、一〇

中金出資

五〇〇、〇〇

縣聯出資

三、三〇〇、〇〇

全購聯出資

一、〇〇〇、〇〇

全販聯出資

五〇〇、〇〇

有價證券

二、九五四、八九

貸付金 拾六萬七千圓

餘裕金 拾貳萬圓

一、昭和十二年度

購買品取扱高 三七、四五六圓

一、全

販賣品取扱高 四五、五四六圓

全 生 茶 買 取	五、六五二貫
委 託 製 茶	九九八貫
生 茶 買 入	一、四五二貫
臺 番 茶 文 委 託 製 茶	一、四四三貫
歷 代 組 合 長	
初 代 組 合 長	蓑 柏 本 直 熊 則
二 代	蓑 柏 本 直 熊 則
三 代	蓑 柏 本 直 熊 則
四 代	藤 德 次 郎
五 代	藤 與 八 郎
六 代	馬 彌 熊
七 代	吉 輔

至自大正十四年五月至自大正十三年二月至自大正十四年三月至自大正十四年四月至自大正十四年五月至自大正十四年七月至自大正十四年八月至自昭和九年二月至昭和九年七月至昭和九年二月至昭和九年二月至在昭和九年二月

飯 卒 禮 產 業 組 合

1、設立

目的

當飯卒禮校區總戶數は三百四十二戸を有し、全戸數の九割八分は農家にして中農以下に位し、區域の面積は凡一里平方里にして田地七十町六段五畝歩、畠地二百三十町七段四畝歩、宅地六萬四千六百九坪、山林、原野百二十五

町五段五畝歩、計四百四十八町九段九畝歩にして是等農家は米・麥、大豆、粟、蕎麥、甘藷、菜種子を主産物として改良增收を圖り年々生産物の増加の機運に向ひつゝあり。區域内の農事小組合は五組合に分れ民心能く和合し質朴勤勉の美風あり。能く三大義務を尊守し納稅の成績は常に町の首位にあり。益々一致團結を固くするに至れり。

農事小組合は早くより設立せられ町農會の指導の下に農事の改良生産物の増加を計りつゝあり。然るに金融機關もしては何等の設備なく經濟方面的の苦痛一方ならず高利債に苦み資金の調達に窮し待に肥料の如き地方商人の暴利を貪り金利は年一割八分乃至二割三分の高率にして、收支債はず剩へ時勢の進退に伴ひ、諸稅の負擔の増加となり議起り産業組合郡部會の援助に依り百九名の同意を得て大正六年七月二十三日を以て飯卒禮校區を一圓ミし、此に組合の設立申請をなし全年八月九日知事の認可を得て事業を開始したり。

- 一、創立當時の組合員數
- 一、創立當時の組合員數

出資口數

百九口

- 一、出資一 口 金 額
- 一、拂込濟 出 資 金

2、組合經營方針

本組合は大正九年二月出資一口金額を二十圓に増資し、昭和二年には拂込濟組合員には一口宛増口をなさしめ組

合資金の充實を圖り、資金を貸與し高利の舊債を償還せしめ組合員をして安全に家業に從事せしめんとする同時に茶園の改良増植を獎勵し、製茶機械工場を設け、其他利用設備穀類の販賣、火力乾燥室及粉碎機を設置して生産の増加を圖り、手藝品の製作生産物の加工に力を盡し以て事業進展に努力せんこす。

3、事業經營の概況

(一)、信用部

1、貸付

一、貸付は無擔保有擔保、貸付の二種こす。

二、無擔保は保證人二名以上の借用書に依り一ヶ年以内に於て貸付す。利率は年九分六厘こす。

三、有擔保貸付は貯金證券又は不動產に一番抵當権を設定したる時三ヶ年以内に於て貸付す。

2、貯金

(一) 組合は豫て組合員をして勤儉貯蓄の實行を促し、相互相互金融の圓溝を圖ることを目標として専ら信用部事業經營の基本となし次の如き取扱ひをなす。

(二) 當座貯金は組合員に富士貯金函を貸與し零碎なる資金を集むる爲め取扱ふものなり。

(三) 行幸御大典を記念する爲毎月金拾錢宛貯金をなさしむ。

(四) 定期貯金は一定の時期に必要なる金額を六ヶ月一ヶ年の別を以て貯金せしむるものなり。利息は六ヶ月年四分貳厘一ヶ年は四分六厘こす。

(五) 特別當座貯金は必要に應じ隨時引出を要するもの一回預入れは金拾圓以上にして引出は何程にてもよし。

ハ、販賣事業

販賣事業設備として製茶工場を設け年産の増加を圖り又穀類の火力乾燥室及粉碎機を設備して加工に便ならしめ副業としての養鶏組合の飼料購入配給卵の集荷販賣斡旋及糞の集荷販賣、米、麥、大豆、菜種子、其他雜穀の買取及委託販賣及共同販賣をなし有利に販賣取引をなす。

ニ、購買事業

一、購買品の内肥料、飼料其他主として縣產業組合聯合會より仕入れ、其他信用ある商店と取引して割安に配給することに努む。

ホ、利用部事業

利用設備として精米、精粉、精麥、押麥、大豆粕、粉碎機等を設備し、尙火力乾燥室粉碎機械等を利用せしめ特製茶工場の増築をなし機械を増設し一日製茶能力四百kgを製造するに至れり。

4、事務所

伊集院町飯牟禮三七八一番地

5、役員

理事 六名 監事 三名 書記 三名

6、沿革

大正六年九月二十日 事業開始す。

大正九年二月二十日 出資一口の金額を貳拾圓に増額總會の決議を經たり。

大正九年四月二日 事務所を飯牟禮三一二番地に移轉す。

昭和二年七月八日 利用部として精米精粉工場を設置す。

昭和三年四月十五日 製茶工場を建設、機械製茶事業開始。

昭和五年九月 粉の乾燥室を建設

昭和五年十月十八日 粉搗機購入粉搗事を開始す。

昭和六年四月十日 鹽小賣業の許可を受く。

昭和六年十月二十日 事務所建設工事起工

昭和七年二月七日 事務所落成新事務所飯牟禮二九六四番地へ移轉す。

昭和七年二月十日 事務所落成式を舉行す。

昭和十年四月八日 組合の組織を保證責任飲牟禮信用版賣購買利用組合に變更す。

昭和十二年三月五日 農藥請賣業許可を受く。

昭和十二年六月五日 米穀統制管理法施行に依り伊集院產業組へ法人加入をなし知事の認可を受く。

昭和十二年五月一日 製茶工場五拾坪増築尙製茶機械の増設もなし、一日製茶能力七百kgを製造す。

昭和十二年六月十一日 鹿兒島朝日新聞社製茶出荷獎勵會に於て三等賞金十圓の賞金を受く。

昭和十三年六月十一日 鹿兒島朝日新聞社製茶出荷獎勵會に於て二等賞金三十圓の賞金を受く。
四、昭和十三年二月末日現在事業成績

組合員	三一三名
出資口數	五六五口
出資拂込金額	一一、三〇〇圓
貯金總額	六七、九七四圓
土地建物什器其他	一二、五〇八圓
貸付金總額	三〇、一一七圓
購買品取扱高	四五、四五六圓
販賣品取扱高	四〇、六九三圓
生茶買入高	一六、五〇〇貫
委託製茶高	一、五〇〇貫
製茶販賣高	四、一六五貫
養販賣高	一、九五一枚
鷄卵取扱高	一、二三九箱

五、歴代組合長

初代	組合長	重信吉	次郎	大正六年八月
二代	池田仲助	和田畠吉	吉助	大正十一年九月
三代	荒木四郎	森藤武二	貞助	昭和十三年十月
四代	和田畠吉	内藤武二	自至昭和二十一年十一月	昭和十四年十二月
五代	荒木四郎	森藤武二	自至昭和二十一年十一月	昭和十五年十二月
六代	和田畠吉	内藤武二	自至昭和二十一年十一月	昭和十六年十二月

第七節 産業

伊集院町は日置郡の中部に位置し、北は郡山村、下伊集院村に東は鹿児島郡伊敷村に、南は上伊集院村に、西南は日置村吉利村に接し、面積二方里二八六三である。

町の東北部は概して比高小なる高地帶にて西南方には比較的峻峻なる山地がある。即ち大田西南約五百米には二百十米突の高地があり。飯牟禮西方約千米突には三百二米突の高地、又古城の西南方には三百八米突の高地が連なつて居るが、中川、竹之山町田、土橋方面は概百七十米突の丘阜地が多いのである。

河川は神の川の本流が郡、徳重猪鹿倉を潤ほし長松の本支流は鍋原、清藤、宮下、五本松、土橋、町田、竹之山地方に注ぎ、下谷口川は下園古園、牧迫、藏下地方に灌溉して産業を利し、唯西南の山地のみが水利に缺けて居るのである。

地味は一帯に肥沃にして、畑地の面積八百二十町四反、水田面積四百三十町二反、山林面積五百三町二反歩である。

一、農業

本町は大字下谷口、徳重の一部に商業地を形成して居るのであつて其他は殆んど純然たる農業地帶である。即ち最近の統計に見るも本町總戸數二千三百餘戸中、千八百戸に近い農家戸數を有して居るのであつて、農業が本町住民の經濟の主体であることが判然する。

而して本町の農業は耕地に於て比較的の狭少であつて恵まれたことは言ひ得ないが、地味概して肥沃各種農作物の生産がある。殊に鹿児島市場に近接し、又鐵路の便があつて、農産物の販賣に有利な條件を具備して居る。由來本町の農家は勤勉であり結果が固い將來共此の精神を失ふ事なく、諸種の有利な條件を巧に捉へて經營するに於ては本町の農業は益々發展の餘地がある。

今農業上主たる事項に付最近の統計に依つて數字的に列舉して見よう。

1、自小作別農家戸數

自作農 五六二戸 自作兼小作農 九〇七戸 小作農 二七九戸

2、主要農産額

米 三三〇、六五〇圓 麦 八〇、四三三圓

其他食用農產物 一二二、九七七圓

果 � 實	六、五四六圓
蔬 菜 及 花 卉	一六、二一四圓
工 藝 農 產 物	四、二一三圓
綠 肥	一六、〇五三圓
製 茶	二六、八七四圓
蘭 草	九六、四〇一圓
葉 煙 草	四九、三八四圓

3、農 會

葉 煙 草

四九、三八四圓

農會は明治三十二年法律第一〇三號を以て公布せられた。農會法に依つて帝國農會道府縣農會、郡市町村農會等系統的に設立された團體であつて、其の目的とする所は農業の改良發達、農業者の福利増進を圖るにある。而して當初の農會法は不備の點多々あつた爲、大正十一年に至つて廢止せられ、新たに新農會法の發布となり、其の後數度の改正があつて現行法となつて居るのである。

伊集院町農會も古く舊農會法の制定と共に正式に設立せられたのであつて、前後四拾年に亘んとする間たゞへ一張一弛はあつたにもせよ、本町の農業の發達本町農業者の福利増進のために孜々として努力して來た事は今更ざい言を要しない所である。

今や時局は益々農村、農業の振興を期待して居るのであり。従つて本町農會としても一層各般の施設獎勵に努力しつゝある。

目下の主たる施設事業等、歴代の農會長を列記すれば左の通りである。

主 要 事 業

一、技術員の設置

二、各種品評會の開催

三、牛馬耕競賽會の開催

四、講習會の開催

五、各種事業の獎勵

- 1、小組合振興 2、小組合長表彰 3、病虫害の豫防獎勵 4、特產地の創設 5、養蠶煙草茶業の獎勵補助
- 6、園藝品出荷獎勵 7、綠肥栽培獎勵 8、特用作物獎勵 9、試作研究 10、小麥生産費遞減實地指導地設置

六、販賣購買の斡旋

歴代の農會長

明治三十二年 宮 原 友 藏

全 三十四年 前 田 太 郎

全 三十六年 前 田 利 平

全 四十一年 山 下 佐 修

全 四十四年 鳥 取 宗次郎

大正 二年 栗 丸 源 藏

全 六 年 上 村 清 藏

全 八 年 吉 留 新 藏

全 十二 年 上 村 清 藏

昭和 六 年 黒 江 可 (現職)

4、農事小組合

農事の改良、農村の發展は部落民一致結束、自活的活動にありとして明治三十一年農事小組合は設立されたものである。之よりして農事の改良事業は小組合の努力の下に實績を挙げて來たのであつたが、其の後明治三十七八年戰役が起るや農家は一層農業に精進し、第一線の將兵と共に奉公の誠を致さねばならないと云ふ意味の下に「報効農事小組合」改稱して現在に及んで居る。而して此の間に於ける本町農業の發達は殆んど農事小組合が基幹となつて、其の活動に依り遂行されたものであり、今後も亦農事小組合の一層の活動俟つべき次第である。

現在町内の小組合は左の通りである。

現在に於ける本町農會役員は左の通りである。

會 長 黒 江 可

副 會 長 柿 内 末 吉

書 手 篠 原 兼 則 山 口 藏 吉(蠶)、大 澤 源次郎(煙)

技 術 手 策 原 兼 則 山 口 藏 吉(蠶)、大 澤 源次郎(煙)

農 會 總 代

前村 築吉、川路 精次、山下善次郎、松尾基知郎、町田 正吉、松元 實藏、馬場太次郎、福留 清
松崎 盛治、東 嘉次郎、東 熊吉、西之園猪之助、濱田伊太郎、今村正吉、丸山 佐吉、馬渡 東一
御領原萬助、蓑輪 吉輔、當寺盛勘太郎、門松嘉之助、窪田製糞市、豊田 守藏、和田製糞吉、荒木四郎
宮路 善吉、土屋正太郎、船迫 盛藏

小組合名	戶 數	小組合名	戶 數
中 川	九〇	下 馬 場	一五
中 竹	一二五	出 樋	二五
上 山	九三	大 田(上)	六〇
上 土	一二二	大 田(中)	四二
下 土	八九	大 田(下)	九五
清 橋	四七	下 谷 口(上)	八七
ヶ 倉	八一	下 谷 口(中)	八二
中 藤	八一	下 谷 口(下)	七二

郡	下	六三	麓	(東)	六二
德	重(東)	三九	全	(西)	二四
德	重(西)	三六	町	久木野(全)	五八
向	江町	四〇	町	久木野(中)	二四
飯	牟禮(下)	一一〇	飯	牟禮(中)	四〇
飯	牟禮(上)	五二	古	城	四五
戀	之原	六一			
蓄	產				

本町は過去牛馬の生産地として本郡中でも相當重きをなして居たのである。近時牛に於ては生産飼育共に益々旺盛になるの傾向があつて喜ばしき次第であるが、馬に於ては生産稍衰退の徵があることは遺憾に堪へない。しかし乍ら馬の生産減退は獨り本町に限らず一般的の傾向ではあるが、時局は馬の生産を特に必要視して居るから、將來充分の關心を必要とする。

今家畜飼養戸數の現況を示せば次の如くである。

種類	牛	馬	豚	鶏
戸數	九九一戸	二六二戸	二七戸	一、八〇八戸
家畜頭數	一、二二三頭	二七四頭	五二頭	二四、一四一羽

本町は林野面積は比較的狭少であつて、特別に表示する林産物はない。統計の示す所に據れば僅々年額四萬數千圓の林産があり、而かも主として森林伐採に依る收入である。

工業

工業に於ても過去、現在共に特筆すべきものはない。過去一時製糸業に見るべきものがあり、又酒類製造が相當額あるが其他は皮革製品、木製品、竹製品の極小規模副業的のものあるに止まる。

しかし、數年來、漬紗工業が漸次擡頭し工場の設立があり。將來相當の發展を豫想せられて居る。

商業

吾が伊集院郷の商業發達の歴史を辿れば、古く古伊集院家時代に發してゐると思はれる。古伊集院は莊園時代紀貫之の孫、伊集院本堂太夫紀能成が郡司となつて伊集院郷を領し、十代伊豫守大極清忠まで五六百年間續いてゐる。前記我が國の商業史に従事して見るに、伊集院郷の商業の濫觴も物々交換から始まり、坐商が點々として散在してゐた位ひのものである。斯くて武家政治が始まると、鎌倉幕府が地方に守護地頭職を置き、吾が三州の地にも島津氏を守護職として派遣し地方豪族との争亂起り戰國時代を現出する様になり、伊集院郷は島津の支族伊集院家が領主となり、一宇治城の天險に據つて固守するに至つて各地に散在してゐた。坐商は現在の町班に集まり、店舗を開き伊集院家の保護の下に商業は漸く開けるに至つた。伊集院家七代の領主伊集院太守實鎮藤原熙久は人を遣はして、遠く朝鮮永昌殿に密貿易を行ひたる事蹟あり、時に文明四年八月の事にして、其の後康正元年外國貿易の許可を得て、日置帆の港

より朝鮮支那の交通開け盛んに海外貿易を行ひ、文化の發達に貢獻したり。然るに伊集院氏は七代禪久の時代に島津氏に反し遂に一字治城を追はれ禪久は肥後に走るに及んで伊集院家は斷絶し、島津氏の所有に歸した。島津氏治政の時代より城下町としての態勢を形作り商家は軒を並べ、現在の下町永平橋畔より上町警察署前まで兩側の商家は四十八高^ミ稱へ、各商店一軒に田地祿高を下賜され商業を營んでゐた。徳川時代に及び諸國大名の參勤交代行はれ、島津氏上京下洛の折は必ず伊集院町は鄉籠を止め、四十八高の商家には夫れゝ宿泊所が定まり旅の勞を犒つたものである。伊集院郷は明治十二年戸長を置き諸般の事務を司り明治二十二年市、町、村制實施と共に中伊集院村となつたが、この時代までは日置郡の中権に位し、地の利を得て、商業著しく發達し、三伊集院、郡山、日置、吉利、永吉、方面より市來、串木野、遠くは桶脇方面からの顧客殷賑を極め、各種年中行事等の際は町内肩々相摩するの状態を呈し、頗る豪勢な商賣が行はれたるも、鐵道の開通するに及び一面四方の道路網完成し、交通運輸の利便を招けるに及んで之等の地方にも漸時商業繁昌し、伊集院町の商業は年々衰退の徵をきざし、僅かに三伊集院、日置、郡山方面との商業關係のみ残されるに至れり。

町内識者は相謀り實業懇和會なる商業團体を組織して、商業發展策を講じ來たれるも、時代の趨勢は農村產業振興と消費配給の統制機關たる産業組合の勃興するに及んで、農村部落に配給機關設置され商家の營業は著しく壓迫されるに至り、益々商業不振を來たし、昔日の殷盛を見る能はず依つて、實業懇和會も昭和十一年十月解消し、新たに伊集院町商工會を組織するに至れり。

現在商工會長　塙田製糸市氏　副會長二人　野崎　甚吾、玉利傳之丞氏^ミす。

第八節 教育

本町に於ける維新前の教育施設は詳かない。明治の初年眞影流の劍道師範坂本六郎氏道場を現有馬新七翁碑前に建て、郷士を集めて經書及文學を教授し、眞影流の劍道を指南した^ミ云ふのであつて當村の道場は現在大字德重、前田慶藏氏宅に残有して居る。今一つ玉成館がある。明治二十年頃、主^ミし籠青年の發起に依り設立せられた。所謂健兒の社である。本縣下に於ける中等教育機關が未だ其の備に就かない頃までは將來一種の變則中學にまで發達せしめよう^ミ云ふ希望を有した如く思はれるが、明治二十七年縣立一中開校せられ、續いて縣立二中の開校となり、在郷の青少年減少してからは殆んど廢滅の姿^ミなつた。

而るに近年青少年の間に伊集院同志會が設立せられ、伊集院氣風振作に努めつゝあるから名目の相違こそあれ玉成館の主義が再び此處に甦がへつたことになる。

小學校の沿革

本町には伊集院、飯牟禮土橋の三尋常高等小學校がある。伊集院高等小學校は本町の中央大字下谷口及其の附近の商業地を中心とし、農村、大字を區域として居るのであつて、其の設立は遠く明治二年私熟習成館に始まり、其の後幾多の變遷を経て今日に及んで居る。而して兒童數の多き事に於て且種々の方面に優秀なる成績をあげて居ることに於て縣下屈指の小學校と稱せられる。飯牟禮尋常高等小學校は明治十六年、土橋尋常高等小學校は明治二十一年の設立である。共に純然たる農村を區域として近時農村小學校として其の施設經營に令名がある。

1、伊集院小學校

一、沿革の大要

一、明治二年 有馬源藏氏習成館を現在小學校講堂附近に設立し學頭となり、左記教師と共に一般子弟に修身、讀書習字を教授す。蓋し本校の濫觴か。

學頭 有馬源藏

教授 有馬彥助

稅所宗吾

助教 石神重治

助教 外四氏

二、明治五年 學制の頒布あるや後島津氏假屋跡を第三十五郷校として定められ、習成館の内容を移して學校と稱す（尙ほ別に習成館とも言ひしが如し。）場所は現在の東校舎大光寺と相面する附近にして東西に數十の石階を上り詰めし所に在りし當時の門も今尙有馬淳氏宅に殘存す。

（當時還俗せる曰井六郎氏の指導に依り、算盤を教科中に加へ、十五名を以て一の席を組織し、一席に五人宛着用の机三個を□の形に並べ二名の教師教育に當れり。然して當時は五の席まで收容し居たりき。）………石神重治氏談

尙校長たりし有馬源藏氏系圖中の「習成館の記」を掲ぐ。

近時廢寺に付き誠訪別當神護院を學校と稱し、時々出講致候處此節右蒙命候に付公に郷校に相定め習成館と名附け、日勤にて一同の諸生を教示し因て記を著す。（以下略）

三、明治七年 小學校と改稱學制に従ひ、規定の學科を授け初等科中等科と稱す。

四、明治九年末 經費の困難と十年役の關係上一時閉校す。

五、明治十二年 再び開校す。

六、明治二十四年 教育勅語謄本下賜せらる。

七、明治二十五年十二月廿五日 明治天皇 咎憲皇太后兩陛下の御眞影を奉戴す。

八、明治三十一年 伊集院高等小學校及び伊集院尋常小學校と改稱す。

九、明治三十四年五月一日 學級增加法令改正の結果男女二校に分立、伊集院男子尋常高等小學校、伊集院女子尋常高等小學校と改稱す。

一〇、明治四十一年十一月廿一日 戊申詔書謄本下賜せらる。

一一、大正二年三月三十一日 男女兩校合併、伊集院尋常高等小學校と改稱す。

一二、大正二年四月十八日 講堂及び本館、東校舎の新築改築の竣工式を擧ぐ。

一三、大正四年十月廿七日 大正天皇の御眞影を奉戴す。

一四、大正五年十月廿五日 皇太后陛下の御眞影を奉戴す。

一五、昭和二年二月十一日 新運動場並に新校舎増築落成し、一部を公民校教室に貸與して高等科生四學級引移る。

一六、昭和三年十月十二日 今上天皇陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴す。

一七、昭和六年一月廿一日 右御眞影一應奉還す。

一八、昭和六年二月四日 右再度拜戴す。

一九、昭和六年十一月十九日 天皇陛下行幸の御御鹿兒島縣正廳に展覽中の兒童學藝品中特に本校尋六的場豫盛少年謹作竹細工「蟲のいろ／＼」に御目を留めさせられ、御嘉納の光榮に浴し獻上の手續を取る。

同日、伊集院驛頭及鹿兒島市に皇上陛下を奉迎申上ぐ。

二〇、昭和八年四月十四日 明治天皇 咨憲皇太后 大正天皇 皇太后陛下の御眞影を奉還す。

二一、昭和八年九月六日 行幸記念御眞影奉安殿建設落成式を舉ぐ。

二二、昭和九年五月三十日 青年學校々金引越に就き高等科全學級新校舍に移り、特別教室に二、三の餘裕を見る。

二三、昭和十年十一月十七日 尋五以上出露石燈籠通角に於て行幸中の天皇陛下を二回に亘り、奉送申上ぐ。

二四、昭和十四年三月十日 敷地擴張、東校舍並本館増改築工事竣工式を舉ぐ。

二、創立以來の學校長

初代	有馬源藏	二代	有馬誠之丞
三代	西郷孫太郎	四代	中原權助
五代	井尻雄吾	六代	右田新乘
七代	勝目實憲	八代	森川辰助
九代(男)	大寺量之助	十代	田中半蔵
十一代	外山直吉	十二代	松下軍
十三代	下園龍右衛門	十四代	田中薰

十五代 有村榮助 十六代 永瀬親雄

十七代 東田喜兵衛(現在)

三、現在の職員數、學級數並兒童數

1、職員數 三十七名

2、學級數 三十一學級 内

3、兒童數 尋常科男子 六五五名

全 女子 一、二七四名

高等科男子 二二二名

全 女子 一三八名

三五〇名

一、六二十四名

二、土橋尋常高等小學校

一、學校沿革

1、明治二十一年七月 創立、土橋簡易科小學と稱し修業年限三ヶ年にして讀書、作文、習字、算術の四科目とし

學區域を土橋竹之山中山の三ヶ村とせり。

2、明治二十四年一月六日 勅語謄本を奉戴す。

3、明治二十五年十月 新學舍に依り土橋尋常小學校と改稱し修身科を加へて五科目とせり。

4、明治二十五年十二月廿九日 明治天皇、咨憲皇太后の御眞影を奉戴す。

5、明治二十七年四月 体操科を加へて六科目とせり。

- 6、明治二十八年七月廿四日 大暴雨の爲め校舎破損し一時民屋を代用す。
- 7、明治二十九年七月 修業年限を四ヶ年とす。
- 8、明治二十九年十月廿四日 新築校舎竣工す。
- 9、明治三十二年一月 裁縫科を加へて七科目とす。
- 10、明治三十四年 現在の位置に移轉し更に増築す。
- 11、明治三十八年 唱歌科を加へて八科目とす。
- 12、明治四十一年 學制改革に依り修業年限を六ヶ年とし地理、歴史、理科、圖説を加へて十二科目とす。
- 13、大正二年四月 北側校舎に一教室を新築す。
- 14、大正十二年四月 高等科を併置し修業年限を二ヶ年とす。
- 15、大正十四年八月 東側に二教室の校舎を新築す。
- 16、昭和六年一月廿一日 今上天皇並に皇后陛下の御眞影を奉戴す。
- 17、昭和六年二月四日 先に賜りし今上天皇、皇后陛下の御眞影を奉還し現在の御眞影を奉戴す。
- 18、昭和六年三月 東側校舎に一教室増築す。
- 19、昭和八年四月十四日 明治天皇、昭憲皇太后、大正天皇、皇太后の御影を奉還す。
- 20、昭和八年十月 東・西・兩便所を新築す。
- 21、昭和九年十月一日 伊集院町土橋・上前田一〇八八番地の田地五畝九歩を坂上仁左衛門氏より學校實習地とし

て寄附さる。

22、昭和九年十月十日 校舍敷地二反歩を擴張し校門を現在の位置に變更す。

23、昭和九年十月十八日 奉安殿竣工し御眞影の奉遷式を舉行す。

二、歴代の校長

初代	右田乘辰	第二代	勝目實憲	第三代	田尻吉二
第四代	植木勇熊	第五代	池田秀實	第六代	平田平壽
第七代	吉瀬直次郎	第八代	宮内友丸	第九代	小牧豊
第十代	池田盛隆	第十一代	龜田仁次郎	第十二代	黒木良一郎

三、現在の職員數、學級數並に兒童數

1、職員數	十三名	學校看護婦	一名	計十四名
2、學級數	十學級	內尋常科八學級	高等科二學級	
3、兒童數	尋常科男子	一八六		計三七四
	尋常科女子	一八八		合計四六七名
高等科男子	四四	計	九三	
高等科女子	四九			

3、飯牟禮尋常高等小學校

一、沿革の大要

一、明治十六年 秋戀ノ原村の民家二棟を購入し之を飯牟禮村の中央字馬場に設立し飯牟禮小學校と稱す。これ當學區内に小學校設立の始なり。

1、校舎は間口四間半、奥行三間の平屋

2、児童數 三十五名

3、教 師 小田原雄助氏

二、明治十七年九月廿三日 暴風の爲校舎顛覆の悲境に際會す故に廢學實に一年有餘 明治十九年三月 伊集院小學校の不用の家屋を購入し再び

三、もとの位置に建設し尙飯牟禮小學校と稱す。

1、児童數 四十名

2、職 員 小田原雄助、吐帥助太郎、本吉彥次の諸氏。

四、明治二十三年十月 新學令の發布となり、同二十五年十月一日之が實施に際し飯牟禮古城戀ノ原の三大字を以て通學區域と指定せられ同時に飯牟禮尋常小學校と稱す。

五、明治二十六年十二月廿日 三大字の中央飯牟禮字杉堀（現在の地）に設立す。

1、修業年限 三ヶ年

2、學科は修身、讀方、作文、習字、算術の五科

3、明治二十七年四月 体操科設置

六、明治二十九年三月卅一日 卒業證書授與式の際修業年限延長の議あり。井尻村長官に請ふて認可を得、同年七月之れが實施を見るに至る。

七、明治三十一年一月 裁縫室設置

八、明治二十八年五月 下駄箱、及叢置場設置

九、明治三十一年一月 裁縫教室大小便所改築

一〇、明治三十三年 校舎の増築

一一、大正元年 校舎の増築

一二、大正十三年 運動場の擴張

一三、大正十四年 校長住宅新築

一四、大正十五年 高等科を併置し、伊集院町飯牟禮尋常高等小學校と稱す。

一五、昭和二年 農村教育研究學校として縣より指定

一六、昭和二年より昭和三年まで講堂兼用の教室（二教室）及農舍新築

一七、昭和四年 使丁室新築及運動場擴張

一八、昭和五年 裁縫教室増築

一九、昭和七年 家事教室新築

二〇、昭和八年 御真影奉安殿建設

二一、昭和十二年五月 宿直室改築

二二、昭和十三年二月 校庭の一部擴張（凡そ四畝步）以て現在に至る。

二、創立以來の學校長

初代	右田	乘辰	二代	勝目	實憲
三代	野田	東之丞	四代	海江田	十兵衛
五代	紀	喜美安	六代	栗山	敬二
七代	赤井田	太四郎	八代	井上	
九代	吉田	清	九代	丸岡	榮助
十一代	平山	正藏	十二代	西ノ原	猛博

三、現在の職員數學級數及兒童總數

1、職員數	一一名
2、學級數	八
3、兒童總數	

尋常科 男 一二七

女 一四二

二六九

高等科 男 四〇 九〇
女 五〇

4、伊集院町立青年學校

一、大正七年四月 部落別夜間授業開始

二、大正十五年四月 各小學校に統一、晝間授業に改む。

三、大正十五年七月 青年訓練所開設と共に實業補習學校に町單位に統一し、教練指導員三名を増員し伊集院公民學校改稱す。

四、昭和三年三月 學則を改正し、青年訓練所充當の公民學校に改む。

五、昭和六年四月 學則を改正し公民學校高等公民學校改稱し女子二部を置く。

六、昭和六年十一月十七日 御親闈拜受

七、昭和七年四月 専任校長を置く。

八、昭和九年四月 男子二部を置き昭和十三年三月募集を中止す。

九、昭和九年六月 新校舍建築移轉す。

十、全七月 夜間部開設

十一、昭和十年四月二十六日 兩陛下の御真影を拜戴す。

十二、昭和十年十月卅一日 教育勅語並に成申詔書拜戴す。

十二、昭和十年十一月十九日 御親闈拜受

二、創立以來の専任校長名

初代 藏元 善兵衛

二代 篠原三吉

三、現在の職員數及學級數、生徒數

一、職員數 十名

二、學級數 男子九 女子三 計十二學級

三、生徒數 男子二八 女子一〇二 計三二〇名

5、縣立伊集院中學校の沿革

縣立伊集院中學校は大正十二年四月設立の許可になつたのであるが、本校が本町に設立されるに付ては町當局、有志の苦心は勿論町民ごとしても多大の犠牲を拂つて居る。

即ち我が日置郡に中學校設立が指定せらるるや、其の位置に付て相當激しき誘致運動があり當時は本町が單に郡の中央であり、適當な位置である云ふ事を以て樂觀して居る譯に行かぬ狀態にあつた。而して文部省當局に迄猛運動をなして遂に本町に設立決定を見たのであるが、其の結果本町としては敷地全部は勿論校舎及職員の住宅迄建設して縣に提供することになつたのであつた。從て敷地の設定買収建築工事に對する數年間に亘る關係者の苦心ご町民の負擔町出身者一般有志の援助犠牲は實に大なるものがあつたのである。

今や校運益々隆昌に赴きつゝあるが、後進の町民は此の設立當時の苦心を深く記憶すべきであらう。
今本校の設立後の經過を記して見よう。

- 一、大正十二年四月十日 文部省告示第二九四號を以て鹿兒島縣立伊集院中學校を鹿兒島縣日置郡伊集院町に設置し大正十三年四月より開校の件認可せらる。
- 一、全 十二年九月一日 地鎮祭執行
- 一、全 十二年十月二十八日 起工式舉行（此の日を以て本校創立記念日とする）
- 一、全 十三年三月二十九日 公立中學校長祝光次郎本校校長に補せらる。
- 一、全 十三年四月八日 第一回入學式舉行
- 一、全 十四年四月三十日 學校長祝光次郎退職
- 一、全 十四年五月廿三日 公立中學校長山田直記本校校長に補せらる。
- 一、全 十四年十月八日 教育勅語謄本並に戊申詔書謄本下附
- 一、全 十五年十二月五日 落成式舉行
- 一、昭和三年十月十二日 天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴
- 一、全 四年一月八日 校旗を制定す。

- 一、全四年二月十三日 教育に關する御沙汰書の謄本下附
 一、全四年三月五日 第一回卒業式を舉行す。
- 一、全五年十一月一日 學校長山田直記朝鮮視學官に任せらる。
- 一、全五年十一月廿一日 公立中學校長佐久田昌教本校校長に補せらる。
- 一、全六年一月廿一日 天皇、皇后兩陛下御眞影奉還
- 一、全六年二月四日 天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴
- 一、昭和六年十一月十九日 鹿兒島市外伊敷練兵場に於て御親閲を賜ふ。
- 一、全九年十月三十日 本校創立十周年記念圖書館落成
- 一、全十年四月卅日 學校長佐久田昌教縣立川邊中學校長に補せらる。
- 一、全十年四月卅日 公立中學校長片山重一本校校長に補せらる。
- 一、全十年十一月十七日 鹿兒島市外伊敷練兵場に於て御親閲を賜ふ。
- 一、全十一年三月卅一日 學校長片山重一公立高等女學校長に任じ、德島縣立撫養高等女學校長に補せらる。
- 一、全十一年三月卅一日 公立中學校長三木政次本校校長に補せられ今日に及ぶ。

6、其　他

町教育會

町には町當局者、各學校職員、有志を網羅せる町教育會ありて年一回總會を開催し、教育問題を討議し町の發展問題を研究し會員相互の知識の向上に資してゐる。

愛國婦人會分會

國防婦人會分會

明治三十七八年戰後會員四五十名を以て組織せられ、夫々愛婦の目的に向ひ活動せしも時移りて一時不振の時代ありしが、昭和五、六年滿洲事變の頃より會員逐次増加し現在五百餘名の會員を數へてゐる。

婦人會として結成し會員千八百名を數へ銃後の強き力として活動してゐる。

伊集院町青年團

- 一、創立 明治四十五年四月
 二、昭和六年十一月十九日 伊敷練兵場に於て御親閲拜受
 三、昭和十年十一月十七日 伊敷練兵場に於て御親閲拜受
 四、昭和十三年四月二十四日 青年開墾隊として愛宕山開墾地の鍛入式を行ふ。而六月迄に六反歩の開墾地に甘藷芋の植付をなす。
 町青年團の下に各小學校區毎に支團を置き各部落毎に分團を置く。町の青年團は郡の青年團に郡の青年團は縣聯合青年團に所屬し縣郡町學校部落一貫して活動してゐる。

女子青年團

男子青年團の組織に準じて出來てゐる。

第九節 宗 教

八〇

本町に於ては過去各派の寺院が設立して居た事が史績に現はれて居る。従つて過去に於ける本町住民の宗教は各派に分れて居た事が想像せられるが現在に於ては住民の大部分は真宗各派に屬し、一部、禪宗、其他の宗教に歸依して居る云ふ状態である。今本町に於ける主たる寺院を記せば左の通りである。

大光寺

宗 派

真宗本願寺派

明治三十一年四月一日

宗 派

大即莊生

宗 派

下谷口一、八九九
約壹千戸

真宗本派伊集院說教所

宗 派

真宗本派本願寺派

宗 派

大正十四年一月三日

宗 派

林龍淵

宗 派

向江町二一四四
約壹千戸

宗 派

多賀良要

宗 派

大正十二年

宗 派

眞宗大谷派

宗 派

眞宗大谷派

宗 派

德重四四四

宗 派

約二百十戸

宗 派

伊藤石龍

宗 派

德重五二一

宗 派

約七十戸

妙圓寺

宗 派

禪宗 曹洞宗

宗 派

明徳元年

宗 派

天理教

創立

眞布教師

明治四十四年六月十九日

宗 派

塚田秀範

下谷口一、八〇五

門徒約七百戸

八二

此他キリスト教あり僅ばかりの信徒を有するのみ。

第十節 兵事

1、伊集院町軍人分會

一、創立年月日

明治四十三年十一月三日 帝國在郷軍人會規約簽表と同時に鹿兒島伊敷練兵場に於いて鹿兒島支部及び支部管内分會聯合發會式に參列す。

二、昭和三年十二月三日 御大典に付在郷軍人御親閨を宮城前廣場に舉行せらる。吾が分會より分會長及旗手上京す。

三、昭和十年十一月十七日 鹿兒島四十五聯隊練兵場に於いて御親閨を賜ふ。拜授者四十四名。

四、昭和十一年十一月三日 勅語を賜ひ帝國在郷軍人會が勅令團体となり第一回の發會式を伊集院町青年學校に於いて舉ぐ。

五、歴代分會長

一代 初代 陸軍歩兵中尉 中原尚次
二代 代 陸軍工兵曹長 有馬壽輔

三代 陸軍歩兵中尉 蓦輪順藏

四代 陸軍歩兵中尉 中原尚次
五代 全 大尉 馬渡武二

六代 全 少尉 福永嘉内

七代 全 大尉 坂木榮助

八代 全 少佐 黒江可
九代 全 大尉 馬渡武二(現在)

六、現在分會員(昭和十三年四月現在)
陸軍 既教育兵 二三〇名 内將校 二〇名 下士官 一五名
未教育兵 三三〇名 内將校 二〇名 下士官 七名

2、陸海軍徵募兵の検査成績

甲	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
乙	二乙	三六	五四	二四
二乙	一六	五九	五〇	三〇

八三

内

五七

四六

二四

二五

八四

丁

八

一四

六

二四

3、各戦役從軍狀況調

戦役名

從軍人員

戦死（病死含ム）

戊申戦役 五年

二七六

一五四

十年役 八七

三〇九

一

日清戦役 三四

二七

一

日露戦役 三四

一

満州事變 約五〇〇

二七（昭和十四年三月末調）

4、招魂塚

明治十二年五月建立

三伊集院村の十年役に從軍して戦死せるもの一五四名の靈を祭り、生還者百二十二名の名を錄し年一回祭典を行ふ

5、官祭伊集院招魂社

明治二年七月廿九日創立

戊申戦役以來の各戦役に從軍して戦死せるものを合祀す。氏名次の如し。將來今次事變戦死者も合祀せらるゝもの

ミス。

合祀者名

松崎勘助	佐藤林藏	西吉永	松崎純一郎	中原十助
阿多新吾	有馬嘉兵衛	馬宮原喜	直太郎	久木崎勘太郎
石神爲兵衛	中村源右衛門	馬渡善藏	二喜	東末吉
中馬十九郎	大内田立中	東黒木勇吉	福元太郎	勘太郎
本大内田吉左衛門	本田太郎作	内屋敷梅吉	永田元	静吉
本有馬孫兵衛	北市太郎	奥勇吉	秋吉武	西田永
桃今屋辰次郎	北市太郎	正助	秋吉武	森岩元
		吉	吉	池田永
				馬國元
				渡端清彦
				馬清秀
				國榮
				池助
				田清
				池清
				國秀
				池助

當町は氣候風土健康に適して風土病なるものなく衛生組合の活動ごとに依り、傳染病の如きは近年全く見ざる所である。衛生機關には醫師十二人、歯科醫三人、産婆十一人があり「トラボーム」治療所は伊集院

第十一節 衛生

飯牛禮、土橋に各一ヶ所を設け、避病舍一がある。

現在衛生組合の役員左の如し。

組合長 松山 直二 副長 豊田 守藏 全坂木 鐵熊

第十二節 警備

1、伊集院警察署

一、明治十七年四月 市來警察署伊集院分署創設せらる位置は中伊集院村下谷口（現在の警察署前にして伊集院郵便局の在りし位置）安樂萬兵衛方を借家し廳舎に充てたり。

二、明治二十年九月至り中伊集院村德重字下馬場四二七番地二百八十一坪を敷地として廳舎の新築移轉することとなり起工す敷地は管内七ヶ村の一般個人寄附に依りしものにして價格は三十五圓廳舎は建坪二十六坪にして附屬建物及廻廻り等一切の工費三百二十八圓を要して明治二十一年一月竣工移轉せり。

三、明治三十年四月一日 伊集院警察署改めらる同時に伊集院警察署の下に伊作分署を置かる。

四、大正十一年に至り從前の位置に廳舎改築せらるゝことなりしを以て全年十月伊集院町下谷口二〇四〇番地蠶糸購買販賣利用組合を假事務所として借受け移轉す。

改築せらるべき廳舎は一萬八千圓を以て東市來村長里平原用吉の請負にて大正十一年十一月四日起工、大正十二年四月一日に竣工したるに付直に假事務所より移轉を了し全月十五日落成式舉行せらる之れ現在の廳舎なり。

建坪は本館四十九坪五勺、留置場六坪、附屬舍十五坪、武術室十二坪、半鐘臺一基、官舍十九坪五合其他なり。本改築に當り官舍建築費として上伊集院村四百圓、吉利村百九十八圓、伊集院町三百七十四圓、郡山村三百八十圓の現金寄附及伊集院町は此の外に官舍敷地九十坪（代金三百圓）を寄附したるものにして、縣費支出合計し總工費一萬九千六百四十五圓を要したり。

歷代署長及在任期間		官 部	姓 氏 名	在任期間	明治十七年 明治二十九年 明治二十四年 明治二十六年 明治二十七年 明治二十八年 明治二十九年 明治三十一年 明治三十二年 明治三十六年	不 明 八月 四月 四月 十一月 三月 三月 三月 三月 二月 二月	
全	全						
新	林	横	宍	愛	仁	上	正義
納	時	壯	野	猪	松	田	
時	義	吉	周	若	田	直	
				俱	禮	介	
				雄	俊	俊	
				二	次	次	
				治	一	一	

全全 全全 至自 全全 全全 全全 至自 全全 全全 全全 全全 全全

昭和 大明
和正 正治

四三 三二 二二 二三 三三 三十 十七 七四四二 二三
 年年
 三七 七八 八七 七二 一二 二三 三三 三一 一六 六二
 月月
 二三 三十 一一 一十 六十 二二 二二 二十 一十 十
 九一 一五 五 三 三 日日 四三 三二二五 五
 九一 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日

全 警 警 部

署長部 心得補

岩 杉	浮	折	藤	鳥	高	市	曾	久	八	鬼	赤	菱
松 元	邊	田	原	越	原	來	山	米	木	丸	崎	刈
親 義	實		藏	石	藏	助	小太郎	矢	與之助	壯次郎	源	助
義 寿	忍	行	吉	藏	吉	八郎	熊	市	武	熊	次郎	歐

全全 全全 全全 全全 全全 全全 全全 全全

十 十十 十十 十十七 七六 六四 四四
 三 三二 二一 一一年 年年 年年 年年 年年
 年年 年年 年年 年年 年年 年年 年年 年年
 三七 六三 三二 二一 一七 七九 九月 月月
 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月
 二三 三十一 一十 六十 二二 二十 一十 十
 九一 一五 五 三 三 日日 四三 三二二五 五
 九一 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日

全 全 全 全 全 全 全 全

喜 岩 上 有	岩 岩 上 有	喜 岩 上 有	喜 岩 上 有
森 森 吉 元	森 森 吉 元	森 森 吉 元	森 森 吉 元
德 永 実 忠	永 実 忠	德 永 実 忠	德 永 実 忠
下深迫 勇	勇	下深迫 勇	下深迫 勇
吉 吉	吉	吉 吉	吉 吉

2、警 防 團

從來の消防組は消防規則に依り専ら警察署長の指揮下に在つて水火災の警戒防禦に當る外一般災害の警防並各般の警察事務の補助機關として活動せるものであつた。然るに一方時局の關係による防空の必要性から各地とも町村長の命令下に活動する防護團の設立を見たのであるが、其の組織及指揮の系統並構成團体の重複混淆等により兩團体を統制強化するの必要を認められ、昭和十四年一月二十四日警防團令の發布となり、從來の公私設消防組並防護團を合併統合して専ら防空、水火消防、其他の警防に從事する警防團を左の如く編成し四月より活動の緒に就くこととなつた。

團 長 野崎甚吾

副團長 門松善製

山 下 嘉平次

伊集院分團長 玉利清次 土橋分團長 永德盛藏
飯守禮分團長 和田強造

其他各部落毎に部長、班長等若干名を任命し

團員總數 二八四名

左に明治二十三年創立以來、昭和十四年警防團設置まで五十年間の本町消防組沿革を述べる。

公設伊集院町消防組

創立

一、明治二十三年 勅令に依り消防組組織成る。

當時組員四十三名 内組頭 一 小頭 二 消防手 四〇

組頭 玉利仲次郎 小頭 佐伯林藏 安樂德藏

消防用器具 龍呑水及鳶口

一、明治廿七年 腕用ポンプ購入 二號

一、大正六年 全特號ポンプ購入

一、大正七年四月廿一日 日置郡内公設消防組聯合演習參加、

場所 伊集院小學校庭、參加組八組 串木野村 二 西市來村 一 東市來村 二 伊作村 二 中伊集院村 一

賞狀及優勝旗を授與さる。

一、大正八年三月 町班區域に消火用貯水池六個所設置す。

一、大正十四年 消防後援會設立町班區域内よりの寄附金三町よりの補助金參千圓を以て價格壹萬貳千圓のポンプ自動車購入す。

一、昭和元年 組員を増員して六十七名ミなす。

幹部七名、組員六十名、部制ミして一、二部を設く。

昭和四年、五年、六年、三ヶ年に町内三小學校庭へ消火用一個宛、百三十石人のタンク設置す。

一、昭和四年九月廿六日 伊集院驛構内にて機關車ミ貨車ミの接觸事故起る。組員出勤開通の迅速をならしむ。

一、昭和六年十一月十九日 天皇陛下 本縣行幸の際御警衛警備に從事。

全日組員代表者十一名、縣廳庭にて御親闈を拜受す。

一、昭和十年二月 町班市街兩側に消防用水路工事を成し竣工す。

一、昭和十年十一月廿日 天皇陛下 大演習並に地方行幸に際し御警衛警備に從事す。

伊敷練兵場にて組員代表二十名、御親闈拜受す。

一、昭和十一年七月廿三日 鹿兒島本線鐵明石鐵道線路崖崩壊す。組員出動土除作業從事したり。

歷代組頭

一 1、玉利仲次郎	2、佐伯林藏	3、安樂德藏	4、吉村喜之助	5、安樂源次郎
6、山口佐吉	7、野崎勇咲	8、高山利平	9、野崎清吉	10、安樂仙藏
11、家村泰岐	12、山下利之助	13、野崎甚吾		

現在備品

一、自動車ポンプ 一臺 挽用ポンプ 一臺 水管車 一臺 運搬車 一臺 其他薦口スコップ及破壊道具

二、組員 六十七名

内 組頭 一 部頭 二 小頭 四 運轉手 二 消防手 五十八

一年經費 一金壹千圓

賞狀及感謝狀

一、昭和三年十二月十五日 本縣警察部長より感謝狀を受く。

二、全四年十月廿三日 門司鐵道局長より感謝狀を受く。

三、全六年十一月十九日 本縣警察部長より感謝狀を受く。

四、全十年十一月三十日 本縣知事より感謝狀を受く。

五、全十一年七月廿五日 本縣知事より表彰狀を受け、金馬籠の使用允許されたり。

六、全十四年四月一日 警防の組織成ると共に解散となる。

第三章 史蹟

第一節 公衙の跡

一、地頭館跡

現在伊集院小學校敷地伊集院町下谷口にあり。

二、郡役所の跡

現在伊集院小學校域内にて郡農會を初め郡内の各種團體の事務所あり。

三、藩の御藏跡

伊集院小學校敷地内

第二節 土木事業の史蹟

一、永平橋

伊集院町の東端下谷口川の架橋永平橋は嘉永四年正月落成したもので、長六十九尺幅十三尺二寸の石拱橋であつたが昭和八年鐵筋「コンクリート」橋に改めたものである。此の橋の名と年月の文字は西郷南洲が郡方書役時代に執筆したものと云ひ傳へてゐるが、此の橋柱は今尚保存せられてゐる。

二、大渡橋

大田から寺脇に通ずる舊街道上の神之川に架するもので嘉永三年十一月二十九日起工し、同四年三月八日竣工した長さ八十九尺幅十四尺の石拱橋である。此の橋は前記永平橋も殆んど同時に竣工してゐるから西郷南洲が監督したものであらうとの説がある。

三、飯牟禮池

飯牟禮字後田に在る飯牟禮池は藩政時代同部落の企業として灌漑用溜池に築設したもので、其の灌漑面積十五町歩である。

第三節 軍事上の史蹟

一、壹宇治城

鐵丸山
壹宇治城は伊集院城又は本城或は鐵山城ともいひ鐵丸山とも云ふのである。

1、築城年時

築城の年代は確實に分らないけれども文治中（紀元一八四五——一八五〇）伊集院郡司伊集院時清が始めて本村に居りたる以來伊集院氏歴代の居城となり同氏の滅亡後は新たに伊集院家として興したる伊集院久兼の居城となり遂次に改築せられたるものであるから構築の年代を知ることは困難である。

本藩地理拾遺集には暦應三年八月乙巳築之（暦應三年は北朝の年號で南朝の興國元年即ち紀元一二〇〇年である）
と記載してあるが此の年には島津氏第五代の藩主貞久が伊集院忠國を攻撃して此の城を陥落せしめたのであるから戰

史ミ合致しないのである。前述の如く伊集院忠國の曾祖父久兼が居城としてゐたものであるから、暦應より遠き以前に築造せられたことが分るのである。況んや伊集院久兼は後説通り伊集院氏を新たに名乗つたもので其の以前古伊集院家の伊集院時清が居城としてゐたのである。

2、築城者

古伊集院家四代の祖伊集院時清ならん。

3、築城様式

伊集院時清が築きたる儘であれば王朝時代の末期武家時代の初期様式であるべきであるが、現存せる遺跡は考古學上の武家時代前期の第二期に屬する様式（吉野朝室町時代）である。即ち戦術上の要機を備へた山の麓に居館を構へ山上、山麓と相待つて一城を成すものである。又堅固三段の区分からいへば所堅固の城である。詳くいへば此の様式は武家時代第一期の城廓のやうに臨時に山上に築城籠城する「城と居館とが遠く離れてゐた時代」から政治、上經濟交通上の關係なきより「居館と城廓が同一なり」平地上に平城を構築した武家時代の後期に移る過渡時代の様式である。又用途上の區分から言へば本據の城であり、古城村の平城なきは支城に屬するものである。

4、位置及構造

大田の東北端にして伊集院市街の西北に接する城山である。北、東北、西北の三面は神之川を繞らし険峻な断崖を以て之を限り、西南は小流と水田とを以て障壁となし東南面のみ緩傾斜を以て市街に續いてゐる。此の方面が即ち武士の居宅と城主の居館があつた處である。城内は數郭に分ち今尙塹濠や堀切の跡がある。

伊集院時清が始めて居城^{ミシテ}したことは前記の通であるが、其の子清實、清持、清光、清忠、相繼いで居城^{ミシテ}なし清忠に繼嗣なきため跡絶えた。これが古伊集院家である。

島津氏第二代忠時の七男忠經の四男俊忠の子圖書助久兼新たに伊集院を氏^{ミシテ}して當城に居り其の子孫、久親、忠親、久氏、頼久、灘久、相繼いで此の城を居城^{ミシテ}したが灘久が島津忠國（第九代）に歸し忠國の爲當城を攻落せられ肥後に奔りたる後は島津宗家の直轄地^{ミシテ}なり外城の一として地頭を以て管轄せしめたゝめ地頭館を置き城は廢城^{ミナフタ}たのである。

戦史の主なるものは次の通である。

興國元年（紀元二〇〇〇年）伊集院忠國當城に據つて島津貞久（第五代）に抗したので貞久は禰寢清種同重種相保末等を率ゐて之を攻略し忠國は古城村の平城に據つた。

應永中島津忠國（第九代）は町田助久の曾孫高久に石谷村を與へたので高久は石谷村に居城し氏を石谷^{ミシテ}改めた。其の頃伊集院頼久は壹宇治城に居城し薩摩の西北部をも征服して勢威漸く盛^{ミタ}くなるに従ひ、纂奪の志を起し島津久豊（第八代）に抗するこゝ久しく屢久豊を危地に陥らしめたけれども終には力盡き應永二十年久豊に降つたので頼久には川邊を與へ頼久の子灘久は伊集院を與へたから灘久は伊集院壹宇治城に入つた。

然るに灘久は父頼久時代に石谷を領してゐたので寶德元年（紀元二一〇九年）前記の石谷出羽守高久を殺し石谷村を占領した。高久の子左京亮頼本は之を島津忠國（第九代）に訴へたから同年二月二十四日島津忠國は伊集院灘久

を當城に攻めて之を攻略し灘久は肥後國に出奔した。

大永六年十二月（紀元二一八六年）島津勝久（第十四代）は島津忠良（日新齋又梅岳君）に伊集院^{ミシテ}谷山の地を與へたが勝久夫人の弟島津實久は豫て守護職纂奪の志があつたので島津忠良が加治本帖佐方面征討の爲出陣中の留守を覗らひて伊集院を攻略した。天文五年三月（紀元二一九六年）島津忠良其の子貴久三千餘騎を率ゐて當城を攻めて之を降し同十四年貴久は田布施城から當城に移り、同十九年十二月十九日まで居城^{ミシテ}し、鹿兒島御内に移つた。

薩摩舊傳集に、天文五年三月島津忠良同貴久の伊集院を攻めたる時に城堅固にして中々落城しなかつた。然るに有川雅之助貞世は當時伊集院の寺稚兒で十三四才であつたが豫て歲暮の薬を配つて城内の案内を知つてゐたので貴久軍の案内をなし城のちら出しから忍び入り火を放つたから落城した云々。

又同書に伊集院城は堅固にて三年持ち耐へた。然るに城の後方に夜々蠟燭の火のやうなものが多々現はるゝで島津家の守護神稻荷大明神の御告げならんと忍び寄り大手から猛烈に攻撃して敵を大手口に引きつけ遽かに背面から突入したので遂に落城した。夫故稻荷神社を建立して崇めてゐる。云々是は城が三ヶ月持ち耐へたことから考へて伊集院忠國が義兵を擧げた時代のことであらう。

又同書に享保の頃伊集院城の山が崩れ其の下から多くの朽木が並んで現はれたが當時の取沙汰では昔の梶首の材にてあるならんとのこゝであった云々。是は昔の城櫓であらう。何故なれば梶首の材が並んでゐるものではないのこゝ城中で梶首を並べて處分する筈もないるのである。上古は櫓を設けて（キ）^ミ稱し、城のやうに又關所のやうにしたものである。是は東北地方に多かつた。

續日本紀文武天皇の大寶二年十月の條に「丁酉唱更國司等 今薩摩國也 言於國內要害之地、建柵置戍守之許焉」ミ又稱德天皇天平神護二年六月の條に「丁亥日向、大隅薩摩、大風、柔臘損盡、詔勿收柵戶調庸」ミある。即ち薩隅日三州内には熊襲隼人なきの爲めに防備用の柵（キ）が設けられてあつたことが分るのである。伊集院は上古から要衝の地であつたから柵があるべき高地ミ判断せらるゝのである。

註 柵戸ミあるは柵を守るため其の附近に移住せしめられた一種の屯田兵である。國境移民のやうなものである

ニ、伊集院平城（内城ミもいふ）

1、築城年代

建治年間（紀元一九三五一一九三七年）島津久經（第三代）が其の弟忠經の子島津侍從房俊忠（伊集院氏の始祖伊集院久兼の父）に伊集院の古城村を領せしめたので俊忠は此處に城を築いて居城ミしたミの記録があるが、果して當時築城の儘であるか。思ふに當時は山上を臨時の城ミし山下に館を構へてゐたものではあるまいか。而して現在の形は後年幾多の戦ひの時に逐次改築せられたものであらう。

2、築城者

島津侍從房俊忠

3、築城様式

本城は築城年代からいへば武家時代の第一期に屬すべきものであるけれども後年伊集院忠國が之に楯籠ミ又島津忠昌（第十一代）も國內の情況状一時此の城にゐたこゝもあるから武家時代第二期の様式になつてゐる（壹宇治城の項

参照）地取三段の上からいへば平山城であり、堅固三段の上からは所堅固の城である。山上は東西約百間南北約百五十間の畠地ミなつてゐる。

4、位置構造

古城村南端に接する高地にて東、北、西の三面は攀登困難なる懸崖で南方のみ高地に續き高地上を南北に道路が通じてゐる。

5、城主及歴史

初の城主は島津侍從房俊忠であるが其の子久兼が壹宇治城に移つた後の城主は明らかでない。

興國元年紀元（二〇〇〇年）伊集院忠國が島津貞久の爲に壹宇治城を攻略せらるゝや此の平城に據つて更に抗戦した。貞久は興國二年八月十五日禰寢清種同重種なさを率ゐて之を攻めたが奏功せず。興國三年五月には征西將軍懷良親王薩摩に入られたので伊集院忠國は一族郎黨百餘人を率ゐて谷山なる宮の御所に伺候し此の平城に據つて義旗を擧げた。同年八月十三日貞久は復び此の城を攻めたけれども攻略出来なかつた。同六年伊集院忠國は島津貞久ミ和したが翌正平元年秋（紀元二〇〇六年）復び貞久に抗した。其の後忠國の子久氏其の子頼久の時代勢威漸く盛んにて薩摩の西北部を征伏し島津氏に抗すること久しつが遂に島津久豊（第八代）の爲に征伏せられ、川邊のみを領せしめられ頼久の子懶久が伊集院壹宇治城を居城ミしたのである。

文明中三州内大に亂れ島津宗家に抗する者頗る多く文明八年三月島津季久は鹿児島本城に在る島津忠昌（第十一代）を攻むるなき國內總やかならざる爲群臣は忠昌を奉じて此の平城に移り伊作久逸新納忠續をして鹿児島を守らしめ同

九年に鹿兒島に還つた。

文明十六年反島津黨の北原菱刈氏なき鹿兒島を窺ふの状況なる爲鹿兒島城を改修し同十七年侍臣をして忠昌夫人を護りて一時此の平城に入らしめた。

三、長崎壘

築城年月築城者共に不明である。位置は竹之山の東方にある岡の上である。

現在此の岡の上に三反位の平地があり暫據の跡も残つてゐる。

城主も明らかでないが天文五年（紀元二一、一九六年）島津忠良貴久父子が伊集院壹宇治城を攻略した年の十一月伊集院氏の支族である土橋勘解由左衛門尉が（伊集院土橋の領主か）桑波田孫六左衛門共に鮫島某を通じて島津忠良父子に降を乞ひ同月二十八日夜長崎壘を焼いて投擧した記事があるだけ其以前の城主は不明である。此の記録を次に記す竹山壘と混同して記した文献もあるが島津國史西藩野史の記録（前節の記事）が戦況上眞なるものと思はる

四、竹山壘

築城年月築城者共に不明であるが大永七生（紀元二一八七年）島津實久が叛して伊集院壹宇治城を攻略し（壹宇治城の項参照）與黨の肥後盛治をして此の城を守らしめた記録がある。築城としては取り立てゝ記すほどのものでなく一の保壘である。位置は長崎壘の北方約四百米の丘阜である。

天文五年島津忠良貴久父子は伊集院壹宇治城を攻略したけれども島津實久の與黨肥後盛治が此の竹山壘に據つて抵抗するので天文六年一月七日（紀元二一九七年）入來院彈正重聰等と共に之を攻撃した。盛治は力盡き城に火を放

ちて自殺し城は遂に陥つた。長崎壘の北三町ばかり小迫越といふ處に小高き岩の跡がある側に二本の松があつて盛治戦死の跡といひ傳へてゐる。

五、土橋城

土橋村にあつた城で築城年月や築城者も不明であるが前記長崎壘の項に記した土橋勘解由左衛門尉一族の居城であつたものゝやうである。興國三年八月島津貞久は伊集院平城を攻めたが成功しなかつたので此の土橋城を攻めて陥れた。

六、郡本城

郡本城は伊集院忠國が壹宇治城に移る前に石谷城から此處に移り更に壹宇治城に移つたとの文献があるが明らかでない。此の郡本城は現在の字郡にあつたもので伊集院忠國と島津貞久との古戦場である。即ち延元二年（紀元一、九九七年）三條侍從泰季が南朝の爲に地を隣接に仰ぶや指宿成榮、谷山五郎、鮫島彦次郎、市來時家、知覽院久四郎、光富又五郎、石堂彦次郎、秋次三位房、益山新次郎、伊集院助三郎等之に應じ勢威漸く熾になつた。

延元二年七月二十七日島津頼三郎頼久、町田大隅五郎兵衛尉助久、島津大隅式部龜三郎丸莫禪圓也等と共に市來時家の居城市來城を攻めたが成功せず、同月二十九日宮里正永三郎次郎種正、延時彦五郎忠能、河田慶喜なきが頼久を來援し更に市來城を攻めたけれども奏功せず、八月四日延時忠能は市來軍と大里村石走に於て戦ひ、十四日には石原忠充と共に市來湯田の赤崎にて戦ひ、二十日には石原忠光が市來城を救はんとした伊集院忠國なきの軍と戦つた。同年九月十四日伊集院忠國は自ら兵を率ゐ市來城を救ふべく進軍したので島津孫三郎頼久、莫禪圓也なきは市來城を攻撃

中の兵を反へして此の郡本に於て激戦を交へ更に市來城を圍んだ。

七、遠矢の跡

清藤村の大迫畠といふ地は日置流射術の達人北郷伊豫が島津家久（第十八代）の命により遠矢を試み二矢を放ちたるに三町五十八歩の距離に達した。その遠矢を射しといふ遺蹟である。伊豫の發射の地には一本の杉を植ゑて一本杉と呼び、矢の止まつた地には二本の杉を植ゑて二本杉と呼んでゐだ。

北郷伊豫は備前の領主浮田秀家の臣にて玉川伊豫と稱し日置流射術の奥儀を極めた者であつた。關ヶ原の戦に敗れた浮田秀家は島津義弘父子を頼りて鹿兒島に逃れ來たので義弘父子は義に依つて秀家を大隅國牛根に匿ふことを二ヶ年、慶長八年島津家久は徳川幕府の山口直友を通じて秀家の助命を徳川家康に請ふたので八丈島に流された。

秀家が鹿兒島を去るに當り島津の恩誼に報ふる爲家臣玉川伊豫と山田半助の兩人を遣して此の兩人は有用の士であるから謝恩のため島津家に盡さしむることを述べて八丈島に向つた。玉川は北郷の姓を受けて忠實に仕へてゐた。島津家久は伊豫が弓馬共に達人であることを聞き一日伊豫の馬術を見んと伊豫を招ぎ侍臣をして乗馬を曳きて來させめた。家久が其の馬を見れば三匹共に辯馬であつたから家久は侍臣を戒しめていふに北郷伊豫は浮田秀家の臣であつたが、主人と別れ悲みの中に主人に代つて我が家に仕へてゐるもので一人の知人もなく、頼りになる人もなく恰も鳥の子が巣から落ちたやうな憐れ氣の毒な士である。此の者に對して辯馬を供するとは心得ぬ致方である。早く余が乗馬小澤を曳いて來いと嚴命した。伊豫はこの小澤を駆して馬術の妙を現はして衆人を驚嘆せしめた。後に家久の此の仁徳を傳へ聞いた伊豫は感涙に咽びつゝ自分は舊主秀家の申付に依て當家に奉仕してゐるが、十年の後には舊主家久は哀悼の和歌を咏んだ。

の跡を遡ひ八丈島に渡る考であつたが、家久公の有がたき御仁慈を承り感激に堪へない。自分は終生島津公に奉仕して主從二人の高恩に報ひ參らせんといつて彌々忠誠を致した。併し伊豫は子孫を遺さざる考慮上妻帯をしなかつたのである。其の後鹿兒島に火災があつて家久の居城も危かつた時に家老院勢貞昌が馳せて城際に行つた時一人の武士が弓箭を持つて城の門外を守つてゐたので貞昌は自分よりも先に馳せかけた者は誰であるかと驚いて尋ねれば、北郷伊豫であると答へ、自分は新參者であるから斯く騒擾の折に城内に入ることを遠慮し、此の門を守るから御身は速に城内に入つて主君を護られよといつた。是は恰も地震加藤の忠誠信義と相似てゐる。さればこそ伊豫が死んだ時に島津家久は哀悼の和歌を咏んだ。

なれ／＼し見しよの春も限りぞ

うつろう花の跡の悲しき

薩藩に於ける日置流射術の興隆は一に北郷伊豫の力で其の門弟は今日まで盛んに斯道に活躍してゐる。

八、島津忠良陣屋の跡

天文五年三月島津忠良が壹宇治城を攻むる時大田村小峯の尾に陣した遺跡である。

九、爲朝原

戀之原の東北に爲朝原といふ處がある。傳説に依れば鎮西八郎爲朝が八丈島に流された後に此の地に來り住んだ遺蹟である。爲朝が薩摩阿多の領主阿多氏の婿となつたとの傳説と共に生じたものであらう。

十、島津義久剃髪の地

島津義久（第十六代）九州を征伏し大友義統は大敗して將に滅亡せんとするので大友は豊臣秀吉に救を請ふた。秀吉は勅を奉する稱し島津義久に書を送つて大友と和すべきを勧めた。義久は大友の不斷の不信不義を唱へて之を肯んぜず益々大友を窮迫するので大友義鎮（義統の父）は自ら上京して秀吉に哀訴嘆願した。

天正十四年將軍足利義昭は一色昭秀を遣はして島津義久義弘に書を與へ豊臣秀吉と和せしたが、義久等は之を聽かなかつた。豊臣秀吉は夙に九州征伐の志があつたので大友の請を容れ日本の全軍を率ゐて大舉九州に向ふことをなつた。秀吉の先遣部隊・長曾我部信親・仙石櫻兵衛十何隼人・尾藤甚右衛門等豊後に入り島津軍の右縱隊島津家の軍を攻撃したが當時智謀比しなら稱せられた家久は島津流獨特の戦法を以て長曾我部を殆んど殲滅せしめた。

秀吉は益怒つて自ら本隊を指揮して筑肥方面から薩摩に進撃し弟羽柴秀長をして支隊を率ゐて豊・日方面から大隅に向はしめた。天正十五年三月一色昭秀高野興山上人は豊後府内に來り島津義久に面して秀吉との和解を勧めたが諸將は肯んぜなかつた。

島津義久は二百萬と稱する秀吉の大軍に抗するには新たに征伏した向背不明の地に於て交戦するの不利なることを考へ、三州の山險に誘致して擊破せんものと各縱隊共に隨意退却を以て逐々に軍を後退せしめた。

同年四月一色昭秀木食土人及安國寺惠瓊三度義久に和を勧めたので義久も遂にこれを諾し、羽柴秀長との間に和議が成り立つた。

同年五月朔日義久義弘は日向國都を發して鹿児島に歸り（義弘は實幸に還る）同月六日義久は鹿兒島を發して伊集院に至り雪窓院に於て祝髮し名を龍伯と改め、同月八日川内水引の泰平寺に於て秀吉に見えて罪を謝したので秀吉は

大に喜び禮を厚うして義久を遇し佩刀を脱して義久に贈り薩摩國を領せしめ、義弘に大陸國を義弘の子久保に日向國諸縣郡を與へ、島津家久の所領佐土原同經久の所領清水などを皆安堵せしめた。

島津義久が無念の涙を呑んで髪を剃りたる雪窓院は大田にあつて御剃髪石と稱する石は院の北隣地にあるが、此の石の上にて剃髪したこのことである。

十一、遠見番所

舊藩時代の遠見番所は飯牟禮嶽の上にあつた。是は江戸時代の末期外國船の出没により沿岸警戒の爲設けた警報所で國境阿久根から西方、川内、羽島、深田、市來、湯田の番所を経て伊集院に來り鹿児島に連絡してゐたのである。

附記 現伊集院町の管轄外ではあるが伊集院と稱した時分の城で當町内の城と關係のある城郭があるから、序でに之を略記することとする。

十二、谷口城

上谷口村に在る谷口城は大永の頃島津實久の與當肥後周防介盛家の居城であつたが、天文六年一月島津忠良貴久父子が長崎壠を攻略した時に盛家は城を以て降参し遂に花棚に奔つた城である。

十三、石谷城

初伊集院氏世々の居城であつたが、分内狭き爲伊集院氏第四代忠國の時に郡本の城に移り其の後は町田高久が此の地を領して氏を石谷と改め、文祿の頃町田姓に復し其の間、日向櫛間や大隅の大口なごに在城したこもあつたが、概して町田氏歴代の居城であつた。

建武四年八月四日伊集院忠國の黨石谷城に據りたるを島津孫三郎頼久は河田慶喜をして之を擊ち奔らしめ村落を焼いた。

寶徳元年伊集院頼久は此の城を攻略して城主石谷高久を殺した。

天正五年島津忠良貴久父子は叛臣島津實久の與黨を討ち神殿、長崎壘、谷口城などを攻略した。其の時石谷城には實久の與黨石谷梅久其の子忠榮が居つたので忠良は書を送つて舊好に負かぬようにしてよご言ひ送つたので、梅久父子は貴久に書を返して歎を通じた。島津貴久は梅久父子の異心あるを疑ひ、梅久ミ忠梅（忠榮の子）を質として且大寺壹岐守をして石谷城に入らしめた。石谷忠榮は大寺の入城を以て内應の洩れたのを覺り急使を馳せて梅久忠梅の二人を脱出せしめた。梅久は孫の忠梅を島津忠良の軍に奔らしめ自分は石谷城に歸らんと萩別府にさしかゝるや肥後盛治の兵ミ遭遇し遂に討死をした。此の間石谷忠榮は潛かに島津忠良の軍を迎へ大寺を殺して石谷城を固守したが當時竹之山壘を守つてゐた實久の與黨肥後大和守盛治及び谷口壘を守つてゐた肥後盛家（盛治の子）の攻闘を受け奮戦園を破つて島津忠良の軍に投じ、本城は落城した。天文六年一月に至り島津忠良貴久父子が竹之山壘を陥れ肥後盛治を殺したこことは竹之山壘の項に述べた通である。

第四節 神社

一、徳重神社

祭神 薩摩藩第十七代の藩主從四位下宰相島津義弘公

創建 明治四年島津忠義創建

位置 德重

藩政時代は法智山妙圓寺といふ島津義弘公の菩提寺であつたが、廢佛毀釋の後に神社となつたのである。（寺院及人物傳の項参照）

二、古諱訪神社

祭神 建御名方命八坂刀賣命

創建 正平の頃伊集院忠國が石谷村から奉遷す。

位置 下谷口

三、諱訪上、下、神社

祭神 建御名方命八坂刀賣命

創建 永正三年島津忠國創建

位置 下谷口

島津忠國土橋に鷹狩の時信濃國諱訪神社の神官の一族宮内少輔なる人諱訪の神體を背負ひ土橋村町田原の松樹の下に休憩してゐるのに遭ひ請じて土橋村に奉祀したのを後年此の地に遷座したものである。

四、稻荷神社

祭神 倉稻魂命

創建 天文五年丙申四月二十一日島津忠良創建
位置 下谷口、上の平

天文五年三月七日島津忠良が壹宇治城を攻むるに當り、大田村小峯の尾に陣を取り本田石見守慶俊をして島津家の氏神稻荷大明神に祈らしめたところ壹宇治城の背面に夜々狐火現はれるので神徳であるこなし奇襲して攻略出来たから同年四月二十一日慶俊に命じて勧請せしめ神鏡を納めて崇敬したのである。

戀之原鎮座の稻荷神社は創建不明である。

五、多賀神社

祭神 伊弉諾尊

創建 元龜元年二月島津貢久創建

位置 下谷口内田坊

六、熊野神社

祭神 伊弉册尊 事解男命 速玉男命

創建 文治二年八月島津忠久創建

位置 猪鹿倉

島津氏の始祖島津忠久初めて薩摩に下る時海上風波荒れ乘船危きに依り熊野神宮三所權現を祈り恙なく伊集院日置浦に着船出来たので伊集院壹宇治城の東に勧請した（忠久の上陸地は他にあり）

七、福島神社

祭神 足利義昭僧正尊有

創建 文明十七年石谷梅吉創建

位置 土橋の町田

將軍足利義教の弟義昭は僧となり京都の大覺寺に在つたが竊かに叛を謀り發覺して日向國梯間（福島）に逃れた。將軍は島津忠國（第九代）に命じ尊宥を誅せしめた。爾來梯間に怪異が絶えぬので里人が一社を建てゝ尊宥の靈を祀り明應七年九月後土・御門天皇の勅に依り福島大明神ミ唱へるやうになつた。

石谷村及び土橋村町田の領主石谷梅吉は伊作久逸に隨ひ梯間に在勤中此の神を崇敬してゐたので任満ち石谷村へ歸つた後、此の地に勧請したのである。
一説に祭神を大山祇命、木花開耶姫命とするが福島神社といふ社號よりして福島の尊宥僧正を祀ることが正しきものと思はる。

八、羽黒神社

祭神 宇賀之御魂命（倉稻魂命）

創建 不明

位置 土橋

九、八幡神社

祭神 大友天皇（弘文天皇）

創建 不明

位置 大田、城山の東南山腹

橋口兼弘なる者麥生田村を領してゐた時代に麥生田に創建してあつたが、慶長七年橋口兼持此處に遷したのである。兼弘は肝付兼重なごと同族にて大友皇子の後裔であるから勅請したのであるが八幡神社ご唱へたり。又伊勢神社ごも唱へるのは相應しからぬやうである。

十、熊野神社

祭神 創建由緒共に不明であるが祭神は猪鹿倉村の熊野神社ご同一であらう。

位置 飯牟禮南端

十一、大山祇神社

明治十七年までは古城村に鎮座せられてあつたが、祭神創建由緒共に不明である。

位置 古城

十二、春日神社

祭神 天津兒屋根命

明治十七年までは清藤村に奉祀してあつたが創建由緒共に不明である。

位置 清藤

第五節 寺院

一、妙圓寺 山號法智山

創建 明徳元年（紀元二〇五〇年）石屋和尙の開山、明治四年廢佛毀釋の時に廢寺、明治十年再興

宗旨 禪曹洞宗

丹波國曹洞宗永澤寺の末にて本尊は釋迦如來、左右は藥師阿彌陀である。

位置 德重

由緒 長門の領主大内義弘の請に由て石屋和尙が己れの郷里伊集院に建立した寺である（傳説の項参照）

薩摩藩の廢佛毀釋に就て説明するは宗教史上必要考へるので次に之を略叙することとする。

◎廢佛毀釋

弘化嘉永の頃から外國關係が紛糾し尊王攘夷王政復古の叫び囂々として中にも我國體の尊きことを絶叫する國學者達の聲は實に大なるものであつた。王政復古の指導者を以て任ずる薩摩藩に於ては慶頃から藩の國學者達が國體觀念の喚起に努め神國として敬神崇祖の實を擧ぐべく外國傳來の佛教の如きは之を禁止して本來の神國に立ち返り寺領は沒收して藩費を助くべしとし其の旨を島津久光に建議する所があつた。（島津氏にては寺社領を收めて軍費とした例がある）久光は寺院を廢することには必ずしも不可ならざるも僧侶をして路頭に迷はしむることの重大事件なることを寺院の中には由緒正しく尊敬すべきものも多いから充分に調査研究をせよと命じた。間もなく戊辰の戦争が起つて

廢佛の議は其のまゝとなつた。

明治二年（藩主島津忠義夫人）葬儀卒去せられたので此の機を以て廢佛の緒を開くに至つた即ち同年三月次の布達を出したのである。

御先代様御葬祭之儀是迄佛家之作法を以て御執行被り在來候得共此節御前様御逝去に付ては方今復古の御盛典に被爲レ基御葬祭向都て神國之禮式を以可レ被レ爲遂行一旨被ニ仰達一候條此旨神社奉行へ申渡向かへも可申渡候

但御葬具出来に付ては受持の局々より都て神社方へ引入早々無ニ手抜一取計候様被ニ仰付一候

明治二年三月二十五日

知政所

藩には尋いで鹿兒島の護摩所及看經所なきを取り除かしめたので城下の士民は全般に寺を毀つものと速断し、各所の寺院に侵入して佛像器具なきを破毀焼却し遂には島津氏の墳墓や靈位に對して不敬の振舞をするようになつたので藩廳は之を嚴戒し葬祭は佛式を廢止するけれども寺院を破毀するの謂にあらざることを諭達した。

今般御前様御逝去に付御神葬相成其後御城護摩所御看經所等御取除相成候處如何様寺院悉被廢候様心得候哉近頃猥に寺院へ踏入粗暴之振舞致し候者有レ之候故に相開得候抑寺院之儀は御先代様御墓所御位牌等も被ト建置ニ御崇敬被爲、在候儀に候得者興廢に於ては不容易儀に候處全輕卒之心得より前文之次第にも相及御先靈に被レ爲、對屹ミ不_ニ相濟_ニ譯候間向後右跡心得違之儀曾_ニ無_ニ之様向々へ早々可ニ申渡_ニ候

明治二年巳六月五日

知政所

之より先廢佛のことが藩内に傳はるや各郷に於ても鹿兒島同様寺院に亂入して靈位を棄て佛像を毀ち書類を焼く

なき制止し能はざるに至つた。

明治二年六月十二日には藩廳から葬儀を神祭_ニしたるに止めず、島津氏歴代の先靈も神式を以て祀ること_ニし、鹿兒島城内に神棚を新設して歴代諸公の移靈祭を行ひ同月二十五日には中元千蘭盆會の儀式を廢し、各家の祖先の祭祀は必ず神道に依り毎年仲春、仲冬の二度執行すべしと布達した。

同年八月鹿兒島城下の福昌寺領高千三百六十一石餘春光明寺領高四百四石餘南林寺領高三百九十九石餘を始め_ニし各寺院の寺領を沒收し寺領高に應じて衣裳代、物品代、若干ニ僧侶一人毎に一日米五合を支給することに改めた。又諸郷の吏員に命じて寺院の現存するものは入札拂下をなさしめ、其の土地は學校の用地に充てしめた。

明治三年六月に至りて藩内の寺院は概ね廢止し僧侶も亦還俗したが尙還俗せぬ者には還俗を命じて農耕に勤めしめた。同四年七月十三日（廢藩道縣の令が下つた前日）僧侶及六部外の者が藩内に入ることを禁じ已むを得ざる者は諸郷の役人が送状を添へて送致せしむることにした。

この廢佛毀釋は貴重なる文書、美術、工藝品を失ひ、國史上大なる損害であつた。次ぎに掲ぐる寺院は皆此の時の災に罹つたものである。

二、廣濟寺 山號泰定山

創建 正平十八年伊集院忠國創建、南仲和尙開山（伊集院忠國の七男にして石屋禪師の兄である）

宗旨 禪臨濟宗、京都南禪寺末

由緒 妙圓寺開山の石屋禪師の少時は此の寺の侍童であつた。

位置 郡に在つた（初古城村にあつた）

三、雪窓院 山號千秋山

創建 永祿十年島津義久の創建

宗旨 田布施常珠寺の末

位置 大田村

由緒 義久義弘の先妣雪窓妙安大姉の菩提寺にて大姉の墓があり、墓前には義久義弘手植ゑの杉があつた

開山は二株林和尚である。

位置 大田村

四、芳眞軒

創建 慶長十五年十月島津義弘の建立にて義弘夫人實窓芳眞大姉の菩提寺である。開山は昌庵繁和尚

宗旨 禪曹洞宗妙圓寺の末

位置 妙圓寺境内

五、梅岳寺 山號福壽山

創建 天文年中島津日新齋忠良の建立にて開山は三枝舞有和尚である。和尚は智德勝ぐれた朱子學者で有名

な人である。

宗旨 禪曹洞宗福昌寺の末

由緒 本尊は十一面觀世音にて島津忠良は分の影像を納めて菩提寺とした。忠良は梅岳君と稱した。

六、龍泉寺 山號竹林山無量壽院（辨林山ともいふ）

創建 嘉曆三年島津貞久（第五代）の建立にて開山は重阿知道大和尚である。

宗旨 時衆宗相州藤澤山の末

位置 谷口村

七、善福寺 山號瑞雲山

創建 不明、開山も亦不明である。

宗旨 禪臨濟宗廣濟寺の末

八、普濟寺 山號清澤山

創建 不明、開山、宗旨共に不明である。

九、圓通庵 山號神陀山

創建 天授五年三月伊集院久氏の女建立。開山は不明である。

宗旨 禪宗

位置 大田村

由緒 伊集院大隅久氏の女は滋谷右馬助典厩と婚約があつた。時に肥後の相良實長、日向の伊東祐重、薩摩の菱刈牛屎、土持、滋谷、真幸、牛山、肝付なきの連合軍は島津領都の城を攻めたので島津氏久（第六

代)は之を救ふため都の城へ急行した。伊集院久氏も島津軍に加つて出陣するに當り滝谷右馬助は久氏に請ふて、いふに今度自分が出陣すれば生還は期し難いから生前に於て一度息女を見ゆることを得ば生涯の本望死しても憾みない。久氏は之を拒んで、汝は既に賊に黨す今更見ゆるに由なし汝が戦死の後其の首級を以て面接せん。答へ之を許さなかつた。然るに建徳元年庄内義原の戦に於て右馬助は壯烈な戦死を遂げた。久氏は右馬助の首を見て涕泣久しく出陣前の右馬助の情を物語り感慨無量のものがあつた。久氏は其の女を尼となし永く右馬助の菩提を弔はしめた。女は天授五年三月薙髪し圓通庵を建立し終生右馬助の菩提を弔ふたのである。

十、莊嚴寺 山號大勝山聖御院(御は護か)

創建 應永年間、開山は良範上人

宗旨 真言宗鹿兒島大乘院の末にて薩、隅、日、三州密門三本寺の一である。三本寺とは伊集院の莊嚴寺、坊の津の一乘院、鹿兒島の大興寺である。

位置 猪鹿倉村

由緒 應永中一畔上人信州善光寺彌陀三尊模鑄の像を弘化大師作の不動明王を奉じて良範上人に與へたので良範は此の寺を建立して安置し藩主の祈願寺としたのである。天文十九年島津貴久が伊集院から鹿兒島に移つた後も屢々當寺の住持俊盛を鹿兒島に招きて祈念せしめた。

十一、來迎院

創建 正徳四年島津吉貴(第二十一代)が鹿兒島南泉院の末寺として建立した寺で開山は智周和尚である。
由緒 來迎院は元ミ高原神德院の末寺であつたが、久しき間廢寺となつてゐたのを島津吉貴が再興して遷したものである。

第六節 宗教史上の史蹟

耶蘇教が初めて我が日本に布教せらるゝは薩摩を以て嚆矢とす。天文中薩摩藩士某(姓は不詳彌次郎といふ)は本国に於て重罪を犯し印度の「ゴア」に逃れ耶蘇教に歸依し宣教師「フランシスコ、ザビエ」に日本に布教することを勧めた。

よりて天文十八年「ザビエ」は「バードレ、コスマモデトルス」「ヨンフルナンデス」の一僧と彌次郎など八人を隨へ種子島を経て同年七月二十二日(紀元二二〇九年)鹿兒島に到着し彌次郎の家に入つた。當時伊集院壹宇治城に在つた島津貴久(第十五代)は彌次郎が異国人を伴ひ來つたことを聞き彌次郎を招き葡國人等の人情風俗等を尋ねたので彌次郎は詳細に之を説明し耶蘇教の教義をも十分よく説明した。貴久は數日の後「ザビエ」を伊集院に招き日本へ渡來した目的などを尋ね道の爲萬里の波濤を越えて來つた誠心に感じ布教をも許した。(鳥銃の種子島に傳はつたのは六年以前の天文十二年である)「ザビエ」は彌次郎の通譯にて街頭に於て布教などをなし薩摩國內にて多數の熱心な信者を得るに至つた。然るに福昌寺の僧忍室をはじめ佛教徒の激烈な反対があるので貴久も遂に布教を禁止するの止むなきに至つた。「ザビエ」は薩摩に在るこゝ約十ヶ月去つて肥前平戸に赴き後には山口、豊後京都などに立寄つた

「サビエ」が鹿児島に來た時國主の城内に宿泊したこの記録が羅馬にあるさうである。「サビエ」が伊集院を退去して肥前の平戸に向ふ途中伊集院から六里位の一城下にて洗禮を受けた一武士に遣ひ、其の斡旋にて「サビエ」は城主の招きを受け城中にて布教し城主の夫人、嗣子及び家臣十七人が洗禮を受けた。「サビエ」は此處に留ること十二日にして平戸に向つた。此の城下は日本基督教史に市來ミ記してある。

以上の史實に依り深く調査研究するならば天主教に關する貴重なる文書や遺物を發見すること難くないこゝ考へらる。

第七節 名士の墓處

貴久密院
貴久夫婦の
墓
からへ改葬
世は先人
田あし

一、島津貴久夫人の墓

位置 妙圓寺境内雪密院境内

二、伊集院忠國夫婦の墓

位置 寺脇村圓福寺境内

墓石は 忠國の石塔高さ五尺五寸

夫人の石塔高さ 三尺

法名 忠國は無等道忍庵主

夫人は月庭宗圓禪定尼

三、南仲景周和尚の墓

位置 郡の廣濟寺境内

四、上井伊勢守覺兼の墓

位置 妙圓寺境内

死亡 天正十七年六月十二日享年四十五歳

法名 超宗咄菴主

略歴

覺兼初の名は神左衛門尉爲兼入道して休安ミいつた島津義久義弘に隨ひ合戦幾十回毎に一方面の將として勇名を轟かし殊勳が多かつた。永吉邑を領し御使番を勤め天正四年島津義久の家老職ミなり同八年日向國宮崎の地頭職ミなり豊臣秀吉の薩摩入り後伊集院の地頭職ミなり同地にて死去したのである。覺兼は智勇兼備の士で其の手記は上井覺兼日記ミして薩藩史資料の貴重品ミとして山田聖榮自記樺山立佐日記なご共に尊重せられてゐる。

五、川上久右衛門久智の墓

位置 妙圓寺境内代々の住持の墓の側

法名 羅無常林居士

略歴 鐵砲の名手にて文祿慶長の征韓役に從軍し功勳があつた。其の後加治木に於て死亡した。

六、木脇大炊介祐兄の墓

位置　戀之原堀内門墓石は多寶塔である。

法名　正林景明居士

略歴　大永七年島津貴久（第十五代）が叛臣島津實久の脅迫に依り鹿兒島城を脱出し小野を経て田布施に歸る時に十四歳の貴久を守護し危難を脱した隨臣七人中の一人にて田布施に至る山間の難路を嚮導案内した勇士である。

第四章 名士傳

人物史を記述するに現在の伊集院町内出身者のみを選択するこゝは殆んど不可能である。何となれば、古文書には「伊集院の士」又は「伊集院に生れ」なき記述せられて昔の伊集院全地域を意味し現在の上、下伊集院か、伊集院町かを區別すること困難である。夫故にこゝには伊集院の人、伊集院に居住した人、伊集院に縁故深き人を收録することとした。併し伊集院姓にして著明の人であつても明らかに鹿兒島城下に居住した人は省いた。識者の訂正を乞ふ。

一、島津忠良

島津氏の始祖忠久が薩摩開拓、日三州の守護地頭職に就てから二十九世、七百年嘗て封を替ふることなく、又地を削らるゝことなく武家政治の始めより終りまで朝廷の土地と人民を御預りして仁政を布き機を見て王政復古を唱導翼賛し有終の美を齎したことは二百六十餘藩中唯一のものである。

此の比類なき藩是を確立せしめたのは第十五代の藩主島津貴久と其子義久（第十六代）義弘（第十七代）であるが

これが指導をなし政治上、軍事上の基礎を築いてくれた者は貴久の實父島津忠良である。

島津相模守忠良は日新齋と號し又愚谷軒とも稱した世々伊作を領して仁政を布き徳四隣に鳴り武は一世に高かつた第十四代の藩主島津勝久は三州守護の職に任ずるの資を缺ぎ夫人の弟島津實久に國事を委任したので實久專恣横暴遂には勝久の嗣子となり守護職を簫奪せんとするに至つた。勝久之を惡み其の夫人を離別して實久と断ち島津忠良に國政を委ね忠良の子貴久を養嗣子となし守護職を譲つた。島津實久大に憤り各地の豪族を誘ふて叛し戰亂絶ふる時がなかつた。忠良父子東攻西伐屢々危地に入りながら善謀善戦仁を加へ威を示し遂に三州を平定統一して動きなき基礎を築いたのである。忠良は唯だに擾亂反正の英傑なるのみならず、神、儒、佛に依る修養深く其の「いろは歌」は三州の教育經典となり士風の基となりた。日新齋の「いろは歌」成るや使を以て京都の花本宗養（現今の御歌所長の如きもの）に見せしめられたが、宗養は一唱三嘆直に闕白近衛植家卿の一覽に供した。近衛卿は第一首を誦して凡人の作にあらずとし衣冠を改めて閑みしたこのことである。以て如何に精神の籠つた人生訓であるかが分る。此の「いろは歌」の根本精神は第一首の、

古の道を聞いても唱へても

わが行ひにせずばかりなし。

であつて知行合一、言行一致である。我が薩摩藩の傳統的不言實行は實に是に基くのである。

島津貴久は此のいろは歌を士道の箴言と定め諸士が經書を講ずる時其の終りには必ず「古の道を聞いても」の一首を三遍高らかに唱へて書籍を開づることとなつた。

忠良の徳は餘りに高く之を叙することには小冊子の能くする所でないから、之を略することにする。忠良は天文五年伊集院壹宇治城を攻略して後此處に在城し桂菴禪師の高弟舜田舜有に就き宋學の蘊奥を研究した。此の如き賢人が伊集院城に在つて道を説いたことは伊集院町志の一つの大なる特徴であつた。

二、島津貴久

島津氏第十五代の藩主貴久は忠良の長子にて幼名は虎壽丸元服して又三郎貴久と稱した。十三歳にして島津勝久（第十四代）の養嗣子となり十四歳にて三州の守護職を繼いだ。

初第十四代の藩主島津勝久國政を其の夫人の弟島津實久に委任し實久の横暴に依り之を断ち島津忠良を信任して貴久を養嗣子としたことは前項に述べた通であるが、貴久は漸次に兵威を張り伊集院壹宇治城や谷山附近を侵略し勢に乘じて鹿兒島城に在る島津貴久に對して薩、隅、日三州の守護職を返すべし然らずんば我は武力を以て之を取らんと脅迫した。貴久の臣伊集院大和守忠朗等は之に答へて、汝能く武力を以て取らんせば我亦武力を以て之を反撃せんと然るに貴久は勝久の養嗣子となりて間もなき爲群臣未だ一致せず、相議して城を死守せん。或は寺に投じて一時銳鋒を避くべしと論じて一決せず時に貴久年僅かに十四歳慨然として身は是三州の守護職である。難を避ひて寺に投するなき武士末代までの恥辱である。予は此の城と生死を共にせんと群臣其の勇に服し志氣大に振興したが臣下中異心を挾む者もあり、又貴久の黨が三百餘人鹿兒島に侵入し形勢容易ならぬものがあるので鹿兒島小野村の園田清左衛門實明は速かに難を避け、再擧を謀るべきことを諫言した。

天文七年六月十五日の夜園田實明、山田伊豫守、木脇大炊助祐兄、眞玉民部左衛門尉重實、長井善左衛門尉、鎌田筑

前守政心、井尻九郎次郎祐宗の七士と貴久の乳母宇多氏等は貴久を守護して竊かに城を出で冷水から夏陰に出で小野村の園田實明宅に入り旅の支度をして居つた。時に島津貴久の部下が追蹤し來り、五十騎ばかりの者が園田實明の宅に押し寄せて來た。實明等は貴久を其の宅後にある聖の宮に匿し終るや否や追撃兵は實明の家に侵入し、只今此の家に貴久の這入つたのを見たから速かに之を出せ、若し否むに於ては吾々家搜しをなさんと園田大聲之を叱咤して貴久公は此の家には來られない此の家は我が城郭である。汝等が家搜して貴久公が居られなかつたらば、其の分にはさしきたれば路傍の大きな巖に腰を下ろして朝食を攝り、貴久の乳母宇多氏は此の巖の凹みに溜つた水にて貴久の髪に櫛を入れた。是が御鬢石として今尚存在するものである（この御鬢石が青山鹿倉内に在るこ本藩地理拾遺集に書いてあるのは何かの誤解であらう）斯くて伊作の日添、今木場、牛の小路を經て父忠良の居城田布施に歸り、天文五年三月父忠良と共に千餘騎を以て伊集院壹宇治城を攻略し、同十四年壹宇治城を居城として同十九年十二月まで在城したのである。此の一事を以て貴久が少年時代から如何に將に將たるの大器であつたかが窺はれるのである。

貴久は父忠良の薰陶に依り英邁なる天性が更に光を増し、父と共に三州を平定統一したるのみならず、兵馬慄懾の間にあつて能く民の產業を勧め海外貿易にも着手した経世家である。又貴久は日新公の「いろは歌」を以て士道の箴言を定めて其の嚮ふ所を教へ精神上の統一を計り政治上の指針として評定所の（家老座）壁間に「いろは歌」中の三首を掲げ、毎朝役人が出勤する毎に之を誦讀する事に定めた。

一、古の道を聞いても唱へても

わが行ひにせざはかひなし。

二、ござりて人を斬るこもかろくすな

活かす刀も只一つなり。

三、もうくの國やこころの政道は

人に先づよく教へならはせ。

貴久は天文十四年から同十九年十二月まで伊集院壹宇治城に在城したのであるから、此の三首の處政訓は壹宇治城の評定所に掲げられたものであらう。

貴久は仁義に篤く情ある勇士で不俱戦天の仇敵も其の窮するや、必ず之を宥るすので部下の諸將は幾度か主君を危地に陥れた怨重なる仇敵を宥るすに於ては更に君に危害を加ふるから是非禍根を絶つべきを極諫するも之を許さず徐ろに諭して「いろは歌」に

つらしこてうらみ返すなわれ人に

報ひ報ひてはてしきなき世ぞ。

さあるを引き恨みには徳を以て報ひるものぞ教へてゐた。この仁徳は貴久の子義久、義弘も繼承しよく怨敵をも徳化し遂に三州統一の業を成就し數百年の後には王政復古の偉業をも翼賛し奉つたのである。

貴久の軍事に秀でた事は三州の統一が雄辯に之を證してゐるが、其の最も偉大なる功績は日本に於て、始めて火戦流兵學を採用した事である。天文十二年鳥銃が種子島に傳はつて以來、之を戦闘に利用するの法を研究し、天正二年（紀元二、二三四四年）大隅國早崎滯陣中、貴久の四男家久と新納忠元と依て案出せられた火戦々法を御闘狩法と稱するのである。爾來新武器の研究を怠らず遂に完全なる火戦々術を案出し豊臣秀吉の九州入り前には此の火戦々術を以て九州全土を征伏し、豊臣軍の先鋒長曾我部隊なき殆んじ殲滅せられたのである。後世に於て真田幸村が創案した合戦流兵學は實に貴久以來薩軍の研究した火戦々術に基くものである。

貴久は又產業と軍用の爲に馬匹の改良企てアラビヤ馬を輸入し、鹿児島吉野村の一部に唐牧といふ牧場を設けて之が増殖を計つた。尙日本に於て耶蘇教の布教を許したこそは既記の通りである。

三、島津義弘

島津義弘は伊集院の徳重神社に奉祀せられ、世に軍神と崇められてゐるから何故の軍神であるかを略述して見よう。第十七代の藩主島津義弘は島津貴久の次子幼名は又四郎と稱し、長じて忠平後に義珍と改め更に義弘と改めた。兵庫頭に任じ從四位下宰相となる。天文四年七月二十三日伊作城内にて誕生、元和五年七月二十一日薨去、法名松齡妙圓寺殿と唱へ道號は惟新である。

義弘は兄義久と共に父に隨ひ三州の平定統一、九州征伐の軍に從ひ、交戦五十有二回其の智其の勇日本の武將中殆んと比肩すべき者はないのである。若し夫島津貴久父子をして日本の中央部に生れしめたなら必ずや日本統一の大業を成したのであらう。試みに當時に於ける名ある武將に就て見よ。武田・上杉は如何僅かに甲越の小天地に在つて蝦牛角上の争闘をなし遂に霸を成すに至らず、貝川中島の一演劇を遺したるに止る。今川は如何、六角は如何、織田は稍論

すべきも、天下統一の器にあらず徳川の猾智なる織田、豊臣の業を巧みに横取りしたるのみ、彼は武将としての勇なく戦ふ毎に身を以て逃れ耐忍自重熟柿の落ちたるを待ちて之を拾得したのである。加藤清正、片桐且元、福島正則、柴田勝家輩に至つては一猿面冠者に驅使せられたる從卒のみ僅かに賤ヶ嶽に七本鎗の名を止むるのみ。彼等は薩軍の部將新納武藏以下の人物である。彼等が國史上に云々せらるゝ所以のものは豊臣といふ一成金の從士であつたこそ、豊臣家歿落に伴ふ一律奏に過ぎぬのである。

義弘が兄義久を助けて三州を平定し、進んで九州を席巻し、戦に臨みては毎に先頭に立ちて兵を麾き寡を以て衆を破る智勇に至つては實に武將の典型である。試みに問はん、武田は何國を征伏したか、上杉は、今川は、織田は、徳川は、加藤清正の如きに至つて秀吉から肥後半國を宛て行はれ、其の子の時代には滅亡したではないか。

義弘が征韓役に於ける泗川新寨の大捷は同戰役唯一の大捷で日本全軍の救世軍であつた。若し泗川新寨の戦捷がなかつたなら日本軍の戦地撤退には多大の犠牲を拂つたゞらう。否或は若干年月間は不可能であつたこそ明かである。當時我日本軍は優勢なる明韓連合の水軍に依りて海上の連絡を絶たれ、文祿年間の征韓に反して防勢に立つの止むなきに至り、一時後方に退き蔚山（加藤清正）梁山（黒田孝高）泗川（島津義弘）順天（小西行長）に據點を占めて待機の姿勢にあつた。此の時に當り明國は更に大軍を増派して韓國を援け先づ加藤清正の蔚山城を圍んだ。日本の全軍は各援軍を出して蔚山の危急を救ふた。此の戦を清正の蔚山籠城と稱して文に譜に大々的に宣傳せられてゐるが、此の籠城は加藤軍のみならず淺野幸長及び毛利軍の一部も加はり戦鬪に當りては十萬の日本援軍が海陸から赴援したのである。而かも此の戦は只敵の攻撃を擊退したる消極的の功果だけで日本全軍の作戦に影響する所、極めて少なかつ

たのである。之に反し島津義弘の泗川新寨戦は一兵の友軍なく唯一島津軍、三州武士の決死隊五千の寡兵を以て明の董一元の率ゐる明韓連合軍二十万を撃破し、首を斬ること三万八千七百餘級に及んだ。敵將董一元は夜を徹して逃走し京城まで落ち、各道の敵將亦色を失つて遁走し、遂に義弘に向つて和議を請ひ、茅國科を質さした。明國皇帝之を聞きて大に驚き嚴命を下し、決して恐るゝ勿れと訓諭し、董一元は降等し其の部下赫三聘、馬星文は梶首し、彭信古は罪を償はしめた程の慘敗振りであつた。

此の戦勝に依り順天の小西行長に對した劉廷や蔚山の加藤清正に對してゐた麻貴の軍も震駭して遠く北方に退却し日本軍の全軍は漸く敵の壓迫から離るゝこととなつたのである。秀吉が死に臨みて遺言し「わが死後十萬の日本軍をして異域の鬼ごらしむる勿れ」と憂慮したほどの大難事、戦地撤退を容易ならしめたのは實に此の島津義弘の功であつた。秀吉の死後日本軍の戦地撤退に就ては五大老も非常な苦心にて現地の諸將は更らに心を痛めてゐた時であつたから、義弘の功に依りこの大難を免がれたことを悦び、五大老は島津義弘に感狀を送つた。斯くの如き大膽にして巧妙なる戦術を以て我に四十倍する敵を粉碎した戦闘を日本の何人が敢て成し得たか。

各將の戦地撤退に當り島津軍の左に連なつて守備してゐた順天の小西行長が其の航路を遮断せられ、撤退不可能なるを援助して呉れこの頼みを快よく承諾して敵の水軍を擊退して小西軍を救つたが、島津軍は却つて敵水軍に包囲せられ、義弘も危地に陥り部下若干は三千浦沖の南海島に上陸するの止むなきに至つた。義弘は常に最先頭に在つて水軍を指揮し、當時東洋に比ひなき水軍の將李舜臣を號し部下を纏めて釜山に歸着したのである。

當時秀吉の遺命によれば（秀吉の死は秘してあり）日本の諸將は一旦釜山に集合し、同時に撤退歸國すべしとのこ

こであつた。然るに何ぞや島津義弘の勇戦奮闘に依つて救はれた諸將は李舜臣の海軍を恐れてか、吾先きに日本に歸り一人の義弘が義に報ゆるものはなかつた加藤清正然り、毛利、小西然り、義弘の泗川大勝ならんば諸將の戰地撤退不可能であつたのに拘はらず、吾先きに逃げ歸つたことは情なき武將共である。釜山にて義弘を待つてゐた者は一人島津豊久のみである。

加藤清正が小西行長・先鋒を争ひ戰略上の連繋をも斷ら單獨北鮮に作戦し、二王子を捕へたのも功績ではあるが、義弘の如く日本全軍を救ふたやうな功績に比すべくものである。而かも加藤は戰鬪といふ戦ひは殆んじ交へたことなく平々坦々として北進しただけである。加藤といへば鬼將軍と稱し、將軍として此の上なきやうに言はれてゐるのは彼が日本中央部に在つたのと地盤加藤など演劇に上場せられたためで不言實行嘗て功を語らざる薩摩武士の宣傳拙なるには聊か遺憾なきを得ないのである。

關ヶ原戰役に於ける島津義弘の奮闘振は日本戰史上餘りにも有名であるから、之を説くの必要ないと思ふけれども義弘の義勇とを窺ふには泗川新寒戦と並び稱すべきものであるからその梗概をこゝに述べたい。

義弘の夜襲策が石田三成に用ひられず西軍の敗色顯著なるに拘はらず、只黙々として義を守り裏切り者の續出する中に毅然として軍を整へ數にも足らぬ寒兵を以て（義弘は戦を豫期せずに京都に在つたから、突發の從軍をなし手兵僅かに五百であつた）島津軍獨特の穿抜法を以て東軍の旗本に突撃し、敵將の膽を奪ひて呆然なす能はざらしめ古今未曾有の退却を敢行した。斯くの如き戰術的にして猛烈なる戰鬪を何人が行つたか。信玄か、謙信か、今川か。加藤は何の戦をやつたか賤ヶ嶽の七本鎗以外に何がある。

甲州流軍學の始祖と稱する小幡勘兵衛は嘗て次のやうに言つた。

「關ヶ原戰に於ける島津軍の上には火薬が立ち昇つて其の勢ひ非常に猛烈であつたから東軍は只アレヨノヽミ呆然自失し島津軍の爲すがまゝに任かせてゐた。甲州流軍學なき到底及びもつかぬ」ミ試みに日本戰史を繕けよ義弘の戰術に比し武勇に較ぶべき人が何處にあるか。

義弘はたゞに武勇のみならず文事にも長じて居た。征韓役中に論語を携行し七書を閱みし古今和歌集をも携帶してゐた。加藤清正の論語説なき何でもないこことである。義弘は單に勇猛無比であるのみならず一面血あり涙ある武將で士卒ミ苦樂を共にし部下を愛すること恰も我が子の如きものがあつた。其の一、二を擧げて其慈仁の徳を仰ぐこゝとする。

（一）征韓役の滯陣中諸將の部下は凍死するものが多かつたが、島津軍には一名の凍死者もなかつた。加藤清正は之を怪しみ軍談と稱して島津軍を訪づれ主將は何處にゐらるゝやう聲をかけた。其の時義弘は士卒と共に大きな木を焚いて暖を取りつゝあつたが此處に居り候と答へたので清正は義弘が士卒と共に在るに驚いた。清正は怪しみ所用にかこつけて島津の陣屋々々を巡見した所、何れの陣屋にても皆大きな圍爐裏を圍み上下貴賤悉く打ち混じり或は大肌を抜き毛脛をあぶり愉快に談じつゝ暖を取つて居つた。清正は島津軍の一兵士に向つて何れの陣屋も皆此の通りであるかと尋ねた處兵士の答ふるやう皆この通り主將も兵士も一様で義弘公は夜中三回づゝ陣々を廻り火氣の乏しからぬやうに注意せられ寒氣の烈しき時は一同へ粥を下されます。清正感嘆して斯く上下隔てなく睦み合ふ爲に義弘公の部下がこかたまりこなつて進撃する鋒先きの銳きことが分つた。

（二）征韓役中木脇休作は水軍隊の激戦にて負傷し海中に落ちたので義弘は之を救ひ上げ自分の膝枕にて養生せし

めたので蘇生した。

一三〇

(三) 天正十四年筑前國岩屋城攻撃の時山田有信は岩石に打たれて九死一生の危篤に陥つたので義弘は三尺手拭に神薬を包み關屋清右衛門に命じて有信の胸を緊く締めしめて介抱したので蘇生した。

(三) 義弘が加治木に在城時代加治木の二才共が毎晩多人數集合して貝を吹き鳴らし町中を徘徊して町人に迷惑をかけるので近習に命じて四書を多く購求せしめ、二才共の親ニ二才ミを呼び出し「近頃多人數連れ立ち町中を徘徊する段不都合に付遠島申付く其の間に此の四書を覚えよと各人に四書を與へた。遠島ミは名のみにて谷山、櫻島、垂水なきの近郷であった。二才共が四書を覚えた時分に呼び還へし、家老の面前にて一人づゝ四書を讀ましめ義弘は次の室から之を聽いてゐたが皆間違なく読み了つたので之を賞して褒美を與へた。

(四) 國分に是枝甚助ミして亂暴狼籍をする士があつて度々の事件にて藩吏は之に死を賜はるべきことを上申した義弘は之を聞き成程彼は處外千萬の者であるが戦場にては最先に敵中に突入する勇士である。今度までは義弘に免じて勘忍して呉れミ救はれたのでは是枝も其の仁徳に感泣し御後忠良の士ミなつた。

(五) 義弘は木崎原の戦に手兵僅かに七百を以て伊東加賀守の軍三千ミ戰ひ加賀守以下殆んざ全部を殲滅した。其の敵將の中に柚木崎丹後守ミいふのがあつて義弘に我が子の後事を托したので後年義弘は柚木崎の遺子を搜がし出して召抱へた。

(六) 薩摩藩の練武中に牟禮ヶ岡落しミ演習がある。是は鹿兒島吉野の牟禮ヶ岡から乗馬にて急坂を乗り下ろす騎乗の演習である。義弘公は八十三歳の時此の演習に出場したので近侍の者は危険を慮り仲間をして馬の口を堅く

取らしめて放さしめなかつた。義弘は仲間に向つて轡を放なせ決して下ろしはせぬと強要するので仲間も安心して口を放すや否や、八十三歳の義弘は馬を馳せて牟禮岡を下ろした。諸士は驚いて之に續いたが其の半數は落馬した。義弘は坂下の到着點に着いてから軽く落馬の真似をした。是は諸士の馬術が未熟で落馬者が多いのは遺憾であるが、八十三歳の自分が無事に下ろして畢竟の若士が落馬しては面目なからうと氣の毒に思ひ、彼等の面目を保たしめん爲に自分も落馬の真似をしたものである。義弘はまた鎌倉流の馬術の奥儀を極めて居つたのである。

(七) 天正六年十一月島津義久・義弘・家久なきの兄弟は日向國根白坂の戦に大友軍の主方を擊破して大捷を得、大友軍をして復び起つ能はざらしめた。此の戦に討死した敵味方戦亡者の爲日向國高城に豊後塚ミいふ塚を建て懸るに之を弔つた。

征韓役後義弘・家久父子は敵味方戦亡者の爲、紀州高野山上に供養塔を建て今に至るまで、博愛の表徴として、海外にまで知られてゐる。

義弘は是枝甚助ミして亂暴狼籍をする士があつて度々の事件にて藩吏は之に死を賜はるべきことを上申した

(八) 以上のやうな仁徳を以て敵に對したので征韓役後南部朝鮮の民衆は特使を薩摩に派して義弘に南鮮の統治を嘆願したが義弘は之を肯んぜなかつた。

義弘は富國強兵の策をも立て、外國貿易に着手し、前記明國の人質茅國科を送還するに當り坊の津の住人鳥原喜右衛門宗安を附して明國に到らしめ交易の事を約せしめた。又義弘は慶長十一年呂宋王に書を送りて交易を約し同十三年には明國の商賈許麗寰が薩摩に來り潛在一年交易をなした。義弘が兵馬倥偬の間尙能く海外交易を策することは單なる一武辨にあらざることが分るのである。

伊集院長門守忠國は初大一丸と稱し後に次郎三郎又は助三郎、圓書助、藏人頭、大隅守とも稱し道忍と號した。島津氏の始祖忠久から五代の島津彌五郎久兼が伊集院を領し壹宇治城を居城とした時から氏を伊集院に改めた。久兼から四世の孫が忠國である。

建武二年足利尊氏叛し九州の地は南北朝兩軍に分れ戦亂絶る時なく伊集院忠國は南朝の爲に忠勤を擧んで難戦苦闘不撓不屈死に至るまで操守を堅持し、遺子久氏をして其の志を繼承せしめた功勳は赫灼として日月並び輝き義に贈位の恩典に浴した肝屬兼重や谷山隆信、其の光を争ふものがある。特に忠國は島津の一族なるに係はらず大義親を滅するの大精神を以て其の宗家に背き南朝に盡したる誠忠は肝屬、谷山等が南北朝分立の以前から島津氏と抗争しつゝあつた爭霸的意志と同日に談すべからざるものがある。

延元二年三月十七日征西將軍宮懷良親王の前驅たる三條侍従泰季が南朝の爲地を薩摩に徇へんとして薩摩國指宿に到着したので、伊集院忠親同忠國父子及び指宿成榮、谷山隆信、鮫島彦次郎等は義旗を擧げて之に應じた。伊集院忠國は同月二十二日薩摩の守護所を襲ひ、兵威を張り四方勤王の士の響應を待つた。同年四月二十六日島津頼久、島津道惠が兵を率ゐて伊集院忠國、谷山隆信、鮫島彦次郎等を攻めたが忠國は擊て之を奔らした。同年五月益山四郎、古木彦五郎は其の一族を率ゐて忠國に應じ伊作莊中原城に據つたが六月十一日島津久長、島津龜三郎丸なさの攻撃を受け衆寡敵せず城遂に陥り古木彦五郎は戦死した。

同年七月二十一日伊集院忠國は鮫島彦次郎、谷山隆信、市來太郎、鹿兒島郡司、古木三郎、知覽四郎、光富又五郎

石堂彦次郎、秋次三位房、益山新次郎等と兵を合せ島津道意、島津龜三郎丸の軍と阿多の高橋に戦つて大に兵勢を張つた。

是より先市來太郎時家は其の居城市來城に據りて伊集院忠國に應じて南朝軍の兵威漸く振ふたので七月二十七日島津頼久は市來城を攻めた。忠國は九月十四日、兵を率ゐて市來城を救ひ、島津軍と郡元に戦ひ十七日から二十七日至る間大小十數戦互に勝敗があつた。此の時三條泰季も又指宿成榮の兵を以て市來城を救ひ、同月二十八日より毎日に至る間、島津龜三郎丸、莫禰圓也、比志島孫三郎、廷時忠能、大隅五郎兵衛尉、河田慶喜なさの軍と戦ひ、比志島孫三郎、莫禰貞友、同乙房丸を斃し大に氣勢を擧げた。

同年十月には伊集院忠國、肝屬兼重、野邊孫七、谷山郡司、鹿兒島郡司、知覽郡司なさの連合軍が大隅國郡田、清水鼻連山に堅壁を築き、二十九日北朝軍の將重久孫八を橘木城に攻めた。

延元三年三月十八日、忠國は肝屬兼重、野邊孫七と共に築瀬左衛門太郎の宅を圍みて之を焼いた。同年四月二十一日忠國は村田帥阿闍梨如嚴の兵を率ゐる島津豊後守實忠代官の據る給黎院上籠、網屋の二城を攻略し、更に如嚴は濫谷安藝守經重と共に祁答院溫田城に濫谷石見櫻守の代官を攻めて之を抜ぎ其の城に據つた。

興國三年五月一日征西將軍宮懷良親王は薩摩の陣に着御せられたので、伊集院忠國は六月二十七日一族郎黨百餘騎を率ゐ、馳せ参じ、直ちに伊集院平城に據り勤王の義旗を空高く翻へて四方に呼びかけた。

懷良親王は伊集院忠國の軍と連繋したまひ、北薩千臺の碇山に在る島津貞久の軍を挾撃せんと肥後の阿蘇惟時に書を下し、八代の官軍と共に兵船を率ゐる南肥の水俣と北薩の出水を占領し、以て島津軍に迫るべきことを要求せられ

た。然るに此の作戦は島津軍の機先に依り中止するの止むなきに至つた。

一三四

興國五年正月伊集院忠國は伊作莊河北の地を攻略し、田尻・坂本・今田の三城を築き、兵勢大に揚がつたので島津道恵なき來つて之を攻めた。忠國の兵能く戦ひ幾度びか之を擊退したけれども、衆寡敵せず外援の望みもないのに城を放棄した。正平元年七月忠國は薩摩の日置若松城を攻め、八月二十七日之を陥れ同月二十八日には日置莊内を攻略し、次いで日置ト司宗太郎忠弘の居城を攻めて之を陥れた。此に於て忠國は北郷、河南、河北の地を略し兵威大に振ひ北朝軍の濱谷氏なき其の居城を棄てゝ奔るに至つた。島津道恵、二階堂行中なき大に驚き急を島津貞久に告げて援兵を乞ふたので貞久は郡山頼久をして郡山城を修め之に備へしめた。

正平二年一月島津貞久は南朝軍の兵勢漸く熾んなるに驚き、比志島彥一に書を與へて兵を徵し同二月には更に野田又太郎に書を與へて兵を徵した。之を以て忠國の兵威が如何に島津軍を脅威したかを知ることが出来る。

正平三年一月懷良親王は肥後に入國せられたるも、伊集院忠國は三條泰季と共に北朝軍を討伐し、南征北伐戦陣の中に歲月を重ね正平五年八月には郡山頼平を郡山城に攻め三日の間息をもつがず攻め立てたので、小山田景範・同尚範、比志島貞範、同範家、吉田清秋、猿渡信重なき來つて之を救ふた。忠國は詐つて圍を解き更に來つて攻めたので郡山頼平は抗することが出来ず城を棄てゝ奔つた。

此の頃足利直冬は足利尊氏に叛きて九州に奔り、足利直義も亦尊氏に快からず九州の諸將も亦南北朝軍の外に直冬黨あり直義黨ありて形勢混屯たるものがあつた。然れども伊集院忠國は徹頭徹尾吉野朝の爲に誠忠を盡し難戰苦闘遂に陣中に歿した。其の子久氏能く父の遺訓を守り三條泰季と共に南朝の爲めに忠勤を擧んで、父子共に南朝の爲めに

盡したる功勳は楠公父子、菊池父子の功勳にも比すべきものである。

五、伊集院助三郎忠親

伊集院助三郎忠親は伊集院氏の始祖久兼の子にて伊集院氏の第二世である。藏人頭忠親と號し弘安四年蒙古軍襲來の際島津久經(第三代)に隨つて筑前に出陣し賊を海上に討ちて功勳著しきものがあつた。

六、伊集院大隅前司久氏

伊集院忠國の子久氏は伊集院氏第四世である。正平十一年十月二十五日加治木の敵が三條泰季の陣を攻めた時には久木崎久春なき激撃して殊勳あり。父忠國の南朝に盡したる誠忠を受け繼いで忠勤を抽んでた。

七、僧南仲

南仲和尚は伊集院忠國の七男にて幼にして佛門に入り、臨濟宗蒙山智明和尚に就て修業し、學德一世に秀で伊集院に廣濟寺を創建した。

八、僧真梁

僧真梁は石屋と號し禪僧中傑出した善智識であつた。真梁は伊集院忠國の第十一子にて六歳の時に伊集院廣濟寺の侍童となり十六歳にて京都南禪寺の蒙山禪師に師事し、大に得る所あり。後諸國を遍歴して業を修め次いで丹波永澤寺の通幻禪師の教を受け石屋の法號を授けられた。

嘉應元年四十三歳にして薩摩に歸り伊集院に妙圓寺を建立し、應永元年藩主島津元久の請に依り、鹿児島に福昌寺を

創建し法燈の光三州に普く同十五年總本山總持寺の貢主となり同三十年丹波の永澤寺に到り恩師通幻禪師の三十三回忌法要を修し終つて衆僧に向つて曰我今日迄生存したるは恩師の遺忌を修する爲であつた。今や今世に要はないイザ今日を以て往生をせんとして齋戒沐浴静かに往生を遂げた。真梁の高徳は日本全國に普く建立した寺院は夥しきものであつた。

九、僧 雲 夢

雲夢和尚名は崇澤伊集院の城主伊集院大隅守義久の第四子である。宋學を桂菴禪師に學び學德一世に名高かつた。

十、伊集院長門守久俊

伊集院忠國の九男にて父に隨つて南朝の爲に功績を立て嘗て肥後の相良氏が稅所氏を援けて本田重親の姫木城（國分）を攻めた時に本田氏と共に姫木城を固守して殊勳を立てた。

十一、石原次郎四郎忠充

伊集院忠國の弟にて大隅次郎四郎と稱し延元元年筑前多々良濱の戦に戦功のあつた將である。

十二、町 田 久 倍

町田出羽守久倍は町田忠光の後裔にて世々伊集院の石谷村を領してゐた。永祿十一年島津義久に隨ひ相良菱刈氏などを征伐して勳功があつたので大口市山の地頭となつた。天正年中義久に隨つて九州征討に功多く伊集院の地頭となり文祿中家老職となつた智勇兼備の將であつた。久倍の子忠綱は征韓役に於て病歿し久倍の弟久岐も亦同戰役に戦死した。町田氏の祖は島津忠時（第二代）の七男忠經の三男五郎太郎忠光である。

十三、伊集院大和守忠朗

伊集院忠朗は入道して孤舟と號した。島津忠良の家老職として忠良、貴久父子を輔けて三州を平定するに殊功ある將である。續いて貴久の家老となり貴久が島津實久の叛に依つて一時鹿兒島城を棄て田布施に歸るに當り十四歳の幼年藩主貴久を守護して避難し再舉して實久を攻撃驅逐し遂に三州を平定せしめた。從て貴久の伊集院壹宇治城に在城の間伊集院に在つて藩政を執つたのである。

十四、伊集院又七郎忠次

伊集院忠次は伊集院周防介忠胤の嫡男にて武勇勝ぐれた士であったが、天文六年一月七日島津忠良、貴久父子が伊集院竹之山の肥後助西同盛治を攻撃して之を攻略した時に勇戦奮闘敵十二、三人を斬り亂軍の中に討死した。享年二十二歳であつた。

十五、野田刑部左衛門尉

野田刑部左衛門尉は伊集院の士にて武功少からず正平十一年十月二十五日島津氏久（第六代）三條泰季の連合軍に従ひ加治木の岩屋城を攻略し、翌年三月二十日には濱の陣に於て功があつた。

十六、野田宮内右衛門尉昌弘

前項野田刑部が弟にて加治木岩屋城攻めの時に先登して傷を蒙りたるも屈せず翌年濱の陣にても先登して負傷した勇士である。

十七、野田入道道馬

伊集院の城主伊集院頼久の家臣で正義に強き硬骨漢であつた。應永十年十一月頼久は島津久豊の出征留守を窺ひ鹿兒島本城を攻略せんとしたので當時隠居中の道馬は順逆の理を説きて頼久を極諫したが頼久は老耄奴何を藝語するとして之を吐し一族郎黨までも道馬を罵つた。斯くて頼久は意の如く鹿兒島本城を占領した。けれども久豊の爲めに急追せられ鹿兒島の原良に圍まれ自刃せんとした時始めて道馬の諫言を思ひ出し何故入道の言を用ひなかつたかと後悔した。

十八・久木崎五郎三郎久春

伊集院の士で武勇勝ぐれた人であつた。正平十一年十月加治木の岩屋城攻めの時大手の牆を乗り越えて城中に突入り城門を開きて味方の軍を麾き奮戦して城を陥れ同年十一月加治木軍が三條泰季の營を攻撃し來つた時に久春は田の中に逆へ撃ち奮戦激闘を蒙るも物ごもせず之を擊退し、翌年三月濱の陣に於ては先登して復創を蒙り更に同年五月帖佐の餅田城攻撃の時にも先登して左胸を撃たれた剛勇の士であつた。

十九・久木五郎兵衛尉

武勇勝れた伊集院武士である。前記岩屋城攻撃及び濱の陣に於て先登して創を蒙りたるも屈せず奮戦して殊功を立てた勇士である。

二十・松崎藏之助

伊集院の士にて武功多く天文六年二月島津忠良が伊集院の福山城を攻撃の時に奮闘して陣歿した勇士である。

二十一・帖佐太郎左衛門尉

伊集院の士で戰功多く前記岩屋城攻めの時に功を立て更に正平十二年三月二十日濱の陣の時先登して創を蒙り功績のあつた勇士である。

二十二・元縫殿

寛永十四年天草島の耶蘇教徒鎮壓の爲九州諸侯が召集せられた時に伊集院衆中は出陣前に妙圓寺に参りて死闘を取りたるに縫殿は三度共に死闘を取つた。縫殿は少しも氣にかけず島原へ着陣の後は毎日城際へ行き敵の矢丸激しき中

に平然として間尺を持ち一間、二間と城壁を測定して居つた。

此の城の下に干渴があり其の干渴の一町ばかり先に大きな巖があつた。縫殿は此の巖を横に取り毎日敵を狙つて撃ち落し其の數は大きなものであつた。或日此の有様を見て居つた他藩の士が縫殿に向つて明日は御介抱願み入ると言つたので縫殿は答へて自分は鍔の柄を握る渡世の者であるから到底他人の介抱なき出来ないこ断はつた。翌日になり縫殿は例の通干渴を通り敵を狙つてゐたが、前日の士が鐵砲を持って来て九年母を一つ懷中から取り出し夫を二つに割つて一を縫殿に與へ、一は自分で食し無言のまゝ只一人城に乗り込んで遂に歸らなかつた。此の時に縫殿は始めて思ひ當り扱も無念至極であった。昨日彼の士が介抱を願むことは自分が一番に乗りに入るから二の目を繕いでくれこの謂ひであつたのだ。あの後れを取つた。殘念であつたと嘆いたこのことである。

二十三・東郷藤兵衛重治

東郷重治は伊集院の士にて初の名は彌十郎、示現流を父重利から皆傳せられ其の武名高かつた。島津光久（第十九代）は重治を鹿兒島に召し出し御切米三十石を給した。

二十四・鎌田加賀守政眞

一四〇

政眞は川邊神殿を領し島津貴久に仕へて誠忠を盡した士である。天文十四年の冬島津貴久が伊集院尊宇治城に在城の時に病に罹りたるに政眞は神佛に祈願し、其の平癒を祈る熱誠神に通じ或夜に靈夢を感じた。政眞は日本國中の神佛に祈らんが爲同十五年二月伊集院の宅を立ち出で先づ指宿の開聞山に詣でて髪を剃り名を正眞と改め諸國行脚に出發した。寒暑風雪を冒して社寺に詣で妙法と妙經を諸寺に納め同十六年末伊集院に歸り貴久に見えたので貴久は其の忠誠を賞し褒美せられた。

政眞は平常種花を愛植してゐたが或朝に一首。

すがたをばよ所にはづきもうゑおきし

我には見しよ花の朝がほ

ミ咏んだところ不思議にも花の下に美人の姿が現はれた。更に一首。

色かへて咲きまさざもはかなきは

たゞ秋毎の露の朝がほ

ミ咏んだので美人の姿は忽ちに消えた。

二十五・長 谷 讀 岐

大永七年島津實久叛して島津貴久に對し三州の守護職を返すべしと脅迫し、兵を鹿兒島に集めるので貴久の侍臣は一時之を避けて田布施に移るべく十四歳の貴久を奉じて鹿兒島城を脱出し、木脇祐兄の案内にて小野村を發し途中か

ら伊集院行司長谷讚岐を頼みて間道の案内をなさしめ無事田布施の領地に歸着した。(貴久傳參照)

二十六・川上武藏守受久入道昌孫

川上受久は川上十郎左衛門尉義久の子にて島津家相傳の弓馬術の達人である。義久は初久勝と稱し島津家に相傳する弓馬の道を島津忠國(第九代)から皆傳せられた名人であつた。嘗て京師に在つた時、小笠原備前守が犬追物を演ずる時將軍足利義尚の命に依つて檢見の役を勤め其の技の妙を感賞せられ、將軍の諱の一字を賜ひ義久と改めた程の人であつた。受久は此の父より弓馬の道を皆傳せられ伊集院に在つた島津忠良に仕へ、弓馬の道を諸士に傳へたのである。

二十七・僧 雪 罠

雪罠字は津興俗姓は町田氏である。伊集院の廣濟寺第八世の住持で學德一世に高く蔭、隅、日の三州一派の僧祿職を許され、廣濟寺中興の祖と稱せられてゐる。墓は伊集院寺脇村圓福寺境内にある。

二十八・僧 舜 田

舜田字は耕翁、村田左衛門尉經通の次子である。少にして出家し、柱菴禪師を師として宋學を學び學德秀で鹿兒島隆盛院の住持であったが、天文中島津實久の亂に依つて伊集院谷口に隠棲した。天文五年島津忠良貴久父子、伊集院を攻略した時に舜田が大田に隠棲あるこを聞き之を召して師事し寵遇甚厚かつた。同七年忠良が加世田城を攻略するや舜田をして加世田の保泉寺(日新寺)を領せしめた。

二十九・僧 舜 有

一四一

舜有は前記舜田の高弟である。天文中島津實久の亂に依て師舜田に隨ひ伊集院の谷口村に隠れてゐたが、舜田と共に島津忠良に召出された。忠良は伊集院に一刹を創建し福壽山梅岳寺（梅岳は島津忠良の法號）と名づけ舜有を開山とし田五町歩を寄進し、忠良の乗用馬具を納め且秋月畫伯の耕翁眞像、花鳥の金屏風などを寄せた。忠良は專此の舜有に就て參學し遂に法を嗣ぎ後年薩藩教學の經典「イロハ歌」を作るの基をなしたのである。

三十、伊集院久氏の女

伊集院城主、伊集院大隅守久氏の女は濱谷右馬助と許婚の間柄であつたが、應永六年裏原の戦に於て右馬助が戦死をしたので、久氏の女は尼となり伊集院に圓通庵を建立し終生右馬助の冥福を祈つた（圓通庵の項参照）

三十一、井尻九郎次郎祐宗の母

井尻祐宗の母は島津貴久の乳母である。島津貴久の亂の時に六十歳の高齢を以て誠忠の士七名と共に十四歳の貴久を護りて鹿兒島城を脱出し、山間の險路を田布施に逃れ貴久の伊集院城に移るや之に随つて來り一生を貴久の守護に盡した。

三十二、有馬新七

江戸幕府の末期勤王討幕の大義を唱ふる者多き中に薩藩の熱血兒として藩の勤王黨を率ゐた先達は有馬新七である。新七は伊集院の土坂木家に生れ、三歳の時に父四郎兵衛が有馬家を繼いで鹿兒島城下士となる及び父に随つて鹿兒島に移つた。新七は六歳にして小學を學び十一歳にて四書素讀を終りたる程の英才であつたが、性精悍容易に屈せざる氣概ある少年であつた。彼は十三歳の時京都に在る父四郎兵衛に書を送つて皇室と徳川氏とのことを尋ねたところが

あるが、其の書中に王政復古の大義を説き徳川氏を呼び棄てにするなき十三歳の兒童として既に勤王の志が熱烈であつたことを知ることが出来る。其の書に

當分此方皆々人々の風節を承り候に天子様より徳川方に三つの難事御申遣はしなされ候由、一には御幸のある様に二つには高天子様には何石もやら有之候に付何石もやら御かさみ有し由、三つには徳川京都に登らるゝ様にこの事に候由、承り申候實にこの様候は、王道も古に復せられん乎未が分明に御座なく候間此旨御尋申上候

四月二十六日

有馬新七

父上様

新七は有名なる尊王主義學者山崎闇齋の門に入りて朱子學を修め、神道を究め特に國典を研究して日本の國體を明かにし大に唱導する所があつた。彼は曲學阿世國體を辨へざる室鳴集が駿臺雜話中の楠公論を駁して大に我が國體の尊嚴を論じ弘化の頃からは梅田雪濱などの勤王志士と往来して深く嘗ふ所があつた。此の頃、新七は近衛公の計ひにて畏くも大内山に於て新嘗祭御親祭の孝明天皇を遙拜し奉ることを得、其の畏さに流涕禁じ得ず勤王の志愈鞏く其の運動は一層活潑となつた。

弘化四年四月新七の父四郎左衛門が亡くなつたので二十三歳にて家名を相續した。嘉永四年島津齊彬が薩藩主となりた時始めて藏方目附といふに就職した。

安政三、四、五年の間新七は京、大阪にあつて勤王の志士と共に策謀し、又三條内大臣に建議したこともあつた。

同五年には江戸藩邸の糺合方（學問所のこと）指南方となり専ら齊彬の教育方針に從ひ實學を主として指導した。

安政五年戊午の大獄があつたので新七は憤慨に堪へず自ら死を以て事を成さんとの決心を叔父坂木六郎に洩らし、幕府の暴状を闕下に伏奏し奸賊を誅戮して吏狹を平らげ、以て故島津齊彬の志を繼がんと蹶然起ちて江戸から京都に馳せ上つた。

京都にて西郷隆盛、伊地知正治、海江田信義なごと会談し、西郷の紹介にて月照と相識り關東の事情を記した一書を近衛公に奉ることを依頼した。月照は即日之を近衛公に奉つた。

新七は前に水戸藩に賜はりたる勅書の寫を越前侯士佐侯に送達すべき大使使命を受けたが當時京都所司代酒井若狭守は勤王の志士梅田雲濱以下を捕へ幕府の志士に對する監視極めて嚴重であつたので、新七は死を決して夜中密かに京都を出發し同月十六日無事江戸に着き勅書の寫を三條公の書と共に宇和島藩の若年寄吉見長左衛門に託して兩侯に届けしめ其のまゝ江戸に留りて勤王の志士と往來し、鹿児島に歸つた海江田信義なごと東西呼應して事を舉げんと畫策しつゝある時に江戸と京都に於て勤王黨の大檢舉が行はれた。薩藩の日下部伊三次が捕はれたのは此時である。新七は之を聞き馳せて日下部の宅に趣き、機密の書類を持ち歸つて事件の發覺を防いだ。此の時新七等は諸藩の志士と謀り江戸にて井伊大老を斬り京都にて兵を擧げて皇室を護らんとの議を決してたが、其の計畫は敗れたのである。

新七は越前侯松平春嶽が京都に潜行し天皇を擁して事を舉げんとする決心を傳へ聞き同志と深く策する所があつた夫で新七は十月十一日夜半に江戸を發し、王政復古の希望に燃えつゝ征途に就き出發の時に

雨霧も遂に治まる御代なれや

月も限なき武藏野の原

隅田川すみにし御代に復へさむ

たち出る旅の勇ましきかな

新七等は江戸出發の日から幕吏に尾行されたが十月二十五日無事伏見に着いた。然るに新七等が頼みとした大坂城代土屋采女正は大坂を立つて關東に去り又義舉の爲待つてゐた黒田侯の參府も延期せられ更に又先日來大事な打合せをした西郷南洲・海江田信義・伊地知正治・吉井友實なごと幕史の監視が厳しく京阪の地に居ることが出來ず歸國した後であつた。新七の身も幕吏の捜索厳しく活動を許さぬ爲鹿児島に歸る稱し伏見に匿れて時の至るを待つてゐた前に因州に行つて勤王の義舉を勧說した櫻任藏から因州藩の状況を知らせて來たのに因州藩は天下に先だちて義旗を擧げられぬが、一度び勤王の烽火揚がらば應援の軍を出すべしとのことであつた。かゝる所に島津忠義は製封後の參府をなすとのことを聞き好機至れり勇み喜び、忠義の伏見到着を待て兵を擧げんとして長州と因州に其の準備をなさしめ朝廷へは豫め其の由を申上げ置かんと長藩士縣半藏と連署にて三條實萬卿に上書した。

安政五年十二月島津忠義は伏見に着いたので新七は忠義公が伏見に滞在して諸藩の蹶起を待ち事を擧げらるべき事を上書した。家老等は新七の上書を以て狂人の書となし之を顧みず新七には歸國を命じた。新七は憤慨に堪へなかつたが止むなく歸國の途に就いた、出發に臨み一首。

朝廷邊に死ぬべき命ながらへて

かへる旅路の憤ろしも

又大阪にて

月にながめて歸るあはれさ

大阪の藩邸留守居役から幕府の搜索急であるから速かに船に乗つて歸國せよとのこゝであつたが新七は陸路から歸國した。

新七が鹿兒島に着いた時は藩の勤王志士が突出計畫の熟した時であつた。この突出事件は新七が西郷、伊地知、海江田なぞ、東西相應じて兵を擧ぐることを約した時に起因し次いで西郷、月照兩人の入水後同志が誓つた舉兵のこと。で薩藩が舉兵が出來なければ同志の者三、四百人團結して京都に馳せ上り、諸藩も策應するの計畫であつた。當時の藩情は藩として兵を擧ぐることは不可能であるから各人は脱藩して京都及び江戸の状況を探ることに決して居つた。この事は西郷南洲が入水蘇生後配流せらるゝ時に決したやうである。即ち西郷が配流せらるゝ途中、山川港に寄港した時伊地知正治が山川に行つて西郷の意見を正し又大久保が書面を以て同志今後の計を尋ねたのに對して、西郷は事を擧らるの機會あらば急に突出し遲疑する勿れ。併し機會を見ずして死するは忠臣でないとの意見を返事した。夫で愈突出の策が定つたものゝやうである。

新七等は海路脱藩することに決し同志森山棠園をして釣漁船二隻を準備せしめた。然るに安政六年十一月五日藩主茂久（忠義の前名）は手書の諭告を發した。

藩主の精神を知りたる突出組の志士は喜び禁ずる能はず。四十九人の志士は各血判して請書を差出した。

萬延元年二月新七は伊集院石谷の領主町田久成の請に應じて石谷に移りて材政を執り、五人組なぞを復興し、子弟

教育を振興し、自分も亦修養期みし勤王思想の鼓吹に努めた。町田家には古來傳へられた大楠公の木像があつた。新七はこの木像を御神體とする楠公祠堂を石谷村に創建して國體の尊嚴も勤王の義もを地方民に刻銘せしめ、或は時事に關する建白書を藩廳に提出し、飛躍の機を得てここ二ヶ年。文久元年十月新七は造士館の訓導師に任ぜられたから、學風を一新し、士氣旺盛なる生徒を訓育した。文久元年島津久光は精忠組の士を以て藩廳の機務に參せしめ、公武の間に斡旋せんが爲自ら兵を率ゐて上京せんとして上方の状況を探らしめ着々其の準備を整へた。

同年十二月平野次郎國臣、伊牟田尙平が薩摩に來り志士も會した時に新七は田中謙助と共に伊集院に在る叙父坂本六郎の宅にて面會懇談して江戸や京都の状況を聽き徳川幕府が廢帝の故事を調べることや、皇妹御降嫁のことなどを知り、憤慨禁せず彌々江戸と京都に於て事を擧ぐることを決心した。

新七等は久光の公武合體論なぞを迂論なりとし藩論の如何を顧みず、一味の志士を以て藩主の上京を機として兵を擧ぐることを決議した。當時藩内に於て急進勤王黨も目するは有馬新七、柴山愛次郎、橋口壯介、田中謙助の四人であつた。この四人は共に造士館の教師であつたが、柴山も橋口も江戸藩邸の糾合所に轉勤せしめられた。

文久二年二月眞木和泉守鹿兒島に來り次いで長州の來原良藏や堀眞五郎豊後の小河彌右衛門肥後の宮部鼎藏松村深蔵なぞの志士も來つて新七等も會し、謀議を進むる所があつた。

同年三月十六日島津久光は兄齊彬の遺志を繼ぐべく、一千餘の精兵を率ゐて鹿兒島を發し、上洛の途に就いた。新七等は此の機を利し藩の向背如何に拘はらず、天下の志士も共に王政復古の大業を成さんと大に期する所があつた。此の上洛には新七も守衛として久光に隨つたのである。新七は出發に先だち妻ていを離別した。

島津久光の上洛を知つた各藩の志士は時機至れりこそなし、急遽相通謀し、其の勢ひ恐るべき有様であつた。

有馬新七田中謙助の二人は久光に隨ひ、文久二年四月十日大阪に着したが、久光が四月十三日伏見に向つて出發するに當り、兩人は隨行を許されず、且他藩士との交通をも停止せられた。この時分他藩の志士は大阪の藩邸に收容せられてゐたのである。

江戸から下つて來た柴山愛次郎、橋口壯介の二人は有馬、田中と協議し、江戸にての舉兵は困難であるから、京都にて義兵を擧げて王政復古の導火線たらしめんと決し、先づ佐幕派の九條關白尙忠と京都所代司酒井忠義とを斃して討幕の血祭りにし島津久光をして改めて大決心を成さしめんとした。各藩勤王の士は元より長州藩から百餘人を率ゐて上京して來た。浦觀負は大に有馬なきの舉を賛し夫々手配りをした。有馬等の謀は青蓮院宮（久邇宮朝彥親王）の御幽閉を破り推して參内させ奉り、倒幕の勅命を島津久光に下し給ふようにし青蓮院宮を奉じて討幕の軍を起さんとしたので薩藩士と久留米藩士、田中河内介なきは大阪から乗船して、伏見に至り、寺田屋にて支度をし前軍として京都に前進す。岡藩士は船にて伏見に至り、同じく京都に進軍して前軍の後援隊となる。長州勢は京都に火の手が揚り次第所司代邸に討ち入る。土州藩士と他の浪士は機を見て應援することに定めてあつた。

島津久光は四月十六日京都に入り、近衛忠房以下に謁し時務要策九ヶ條を策定したので中山、正親町兩卿は直らに參内上奏せられたるに御嘉納あらせられ、即日久光に浪士鎮撫の勅諭を賜はつた。

四月十八日久光は奈良原清、海江田信義を二十一日には大久保藏を大阪に遣はして有馬新七等を説諭せしめたけれども、矢は既に弓を放なれ止むべくもなかつた。

文久二年四月二十三日薩藩の同志は中之島の魚太屋に集り、四艘の船に分乗して淀川を溯航し、伏見に着き田中河内介なきの用意した伏見の旅人宿寺田屋に入つた。これが夕刻の五時頃であつた。この溯航途中奈良原、海江田の鎮撫使に遭つたけれども口論をしたゞけ互に通り過ぎたのである。

寺田屋に着いた新七は同志を點呼記帳し、五人組の編成をなし九條家へ討ち入の準備をしてゐた。久光より差遣された鎮撫使が事の急なるを報告するや久光は困まつたものだ悪い考へでもあるまいから一應人を遣つて首謀者を連れて來い。親しく説諭しようとも言つたので、堀は若し抵抗しましたら如何致しましようとも伺ひたるに久光は其の時には臨機の處置があらうとも言つた。使者としては有馬、田中、柴山、橋口なきに親交ある奈良原喜八郎、大山格之助、森崎清左衛門、江夏仲左衛門、鈴木勇右衛門、鈴木昌之助、道島五郎兵衛、山口金之進の八士を選んだ。八人は二手に分れ、本街道と竹田街道とを伏見に向ひ奈良原、道島、江夏、森崎の四人は夜十時頃寺田屋に到り、有馬、田中、柴山、橋口に用談があるから階下に来るよう申込んだ。奈良原等は有馬なき四人に向つて久光公が諸君に面談せらるゝ方へ参り其の後に京都に罷出づべしと答へた。鎮撫使等は君命に背くは何事を腹を切れと詰めよつた。新七等は假令久光公の命なりとも官様の御用を終ずして死するわけにはいかぬとハネつけた。奈良原等はドウしても聽かぬなら上意諭の君命を帶びてゐるが苦しくはないかと脅しつけた。有馬等は宜しいと答へ道島は聲を勵ましドウしても聽かぬか。田中答へて何とも言つても聽かぬと其の聲の未だ終らぬ中に道島は上意と叫んで殴打ちに田中謙助に斬りつけ、

次いで山口金之進は柴山愛次郎の後から斬りつけた。有馬は道島が田中を斬つたのを見るや直ちに道島に打ちかゝった。兩人奮闘中有馬の刀は半ばからボッキリ折れた。有馬電光石火道島の手許に飛び入り道島を壁に押しつけた。此時橋口壯助の弟吉之丞が傍に來たのを見た。有馬はオイゴト刺せと叫んだので吉之丞は柄も通れとばかり有馬道島の兩人を串刺しに貰いた。次いで森山も階下に飛び出して斬り死にし、弟子丸龍助、橋口傳藏、西田直五郎、橋口壯助等も奮戦して斃れた。

階上に居つた柴山龍五郎が將に下に降りようとする時に親友の奈良原喜八郎が龍五郎暫時待てと刀を捨て、肌抜きとなり階上に昇り、久光の命を傳へ更に眞木和泉守、田中河内介とを説得したので、階上の者は遂に藩命に従ふこととなつた。この日有馬なまの同志で討死した者は以上の六名で、田中謙助と森山新五左衛門は蘇生をしたので、伏見の藩邸に移し自刃を命ぜられた。二十七日には山本四郎が自刃したので以上九名を伏見殉難九烈士と稱するのである九烈士は後年贈位の恩典に浴した。

新七は勤王の皮切りとなつて日本全國の勤王家を益奮起せしめ、遂に王攻復古の大業を成さしめた。嗚呼有馬新七は實に熱血の士であつた。誠忠の塊であつた。新七死する時三十有八歳、後明治二十二年十一月新七は清國神社に合祀せられ、同二十四年十二月十七日特旨を以て從四位を贈られた。

左に参考のため昭和六年四月廿三日本町に於て催された有馬新七の七十年追悼會の席上、池田鹿児島二中校長のなした講演の大要を掲ぐ。

伏見寺田屋の義舉と有馬新七先生

池田 校長

嘉永安政の頃、天下の形勢急迫を告げ、或は尊王攘夷或は開國佐幕の議論が大に沸騰するに至りました。殊に安政五年井伊直弼が大老となり、彈壓政治を行ひました爲に時局益々紛糾し天下騒然鼎の沸くが如くであります。當時二つの大きな六かしい問題がありました。その一つは將軍繼嗣問題と稱するもので事の起りは徳川十三代將軍家定暗愚病弱でありまして子供が出来相でないそこで誰か然るべき人を養嗣子としてゆくはその人を將軍にといふ事は誰しも希望するところでありました。所で當時の賢諸侯と呼ばれる人は多く一橋刑部卿（後の慶喜公）こそ然るべき方であるといふので囁目して居りました。然るに意外なる方面からこれに反対する一勢力が現はれました。それは大奥の勢力でありまして申さば奥向の御殿女中の一團の勢力であります。徳川時代に於て大奥の勢力を無視する譯には參りませぬ。殊に十三代將軍の生母本壽院と申す方が一橋刑部卿と曰ふよりもむしろその父君の水戸烈公をも虫の如く嫌ひありましたので井伊大老はその大奥の勢力を結びつきまして持ち前の剛毅果斷の性質で以て一橋派を排斥して紀州家より十三才になる徳川慶喜といふ年少の方を迎へて將軍家の養子としました。やがて十三代將軍が薨去になりましたのでこの方が十四代將軍の家茂となられたのであります。これが將軍繼嗣問題と申しまして當時の賢明なる諸侯達や天下の志士をいたく憤慨せしめたる事件であります。

今一つは違勅問題と申すものであります。此頃になりまするものはや時勢が昔と變つて參りましたので、何もかも將軍家の獨斷ばかりではやれなくなりました。殊に外國と通商條約を結ぶことは國家の重大事であります故、

米國との本條約の締結には京都の朝廷に申上げてその御許を得て調印した方が當然であるといふので、老中の堀田備中守これを京都に上せて朝廷の御許しを得よう御運動を到させました。幕府の威力を以てしたらば朝廷に於かせられとも屹度御許しがあるだらうといふ見込みであります。案に相違してなか／＼御許しがなかつたのであります。

當時京都に於きましたは尊王派の志士多く集まり京都の周囲はそれらの人々が勢力を得て居りました。殊に京都の近くを倭りに外國人が徘徊するといふことは忌々しきことであるといふ意見が多かつたのであります。畏れ多い事で御座いますが、そういうふ零闊氣の裡に御生活になり毫も外國の事情を御知りになかつた孝明天皇に於かせられても御全様の御意見であらせられたと拜察するのであります。此様な次第で外國條約に調印するこの勅許がなか／＼得られないそうする中に米國總領事のタウンセンド、ハリスは幕府に迫り英佛の二國が聯合軍を送り支那を叩き破り港を開かせた。その餘威を以て今度は日本に迫るだらうといふことで幕府に急遽調印を迫りましたので、當時の形勢止むを得ざるものとして井伊大老は獨斷で米國との本條約に印をつけてしまひました。これが違勅問題と申して當時尊主攘夷派の志士をして断腸の思をせしめた事件であります。その事件の後始末を朝廷に奏上致しましたところ孝明天皇は非常に御逆鱗ましまして「これ朕が不徳の致すところ祖宗の神靈に對して申譯がない。朕は位を降りて有柄川宮か伏見宮に位を譲らう」とまで御仰せになりました。そこで此二つの問題が一緒に結びつきまして海内騒然天下の志士藩を脱して京都江戸に上り時局紛糾收拾すべからざる状態に立至りました。それで井伊大老は安政五年から翌年にかけて上は親王公卿より諸侯下は志士浪人に至る迄一網に處刑し有爲の人物は多く極刑に致しました。これが安政の大獄と稱するものであります。

薩藩主島齊彬公（順聖院様）は當時卿國に在られました。公は天資聰明不世出の英雄で夙に海外の文明を採用して說意一藩の富強を御謀りになり賢諸侯の名天下に高かつたのでありまするが、この形勢を大に憂へられ京阪の地に出で國論を纏めて朝廷の爲に盡さんとされたのでありまするが、安政五年七月突然薨去されましたことは誠に痛惜すべきことであります。齊彬公臨終の際に弟久光公を枕許に御呼びになりまして御遺言がありました「自分は疾篤く再び起つこゝ出来ない御方の嫡子又次郎（茂久忠義公）を以て我後を嗣がしたい國家の事は都て何事も補翼あつて國威を墮さない様に呉々も頼む。抑もアメリカの軍艦我國に來つてより幕府の謀よろしきを得ない公武の御中華離し從つて諸藩心を異にし國家の禍旦夕に迫つて居る。我義に孝明天皇様に拜謁を致し朝廷の御仰を畏み一日たりともこれを心に忘れない。一度は帝室を輔佐し奉り、幕府を安んじて天下の命令を一途に歸し、海陸の防備を嚴にし國威を海外に輝かさんと思ひしも中途にして起つこゝ出来ない。よりてそなたよくわが志を繼いで呉れよ」この御言葉であります。私はいつも思ひます。齊彬公が臨終の際に當り一念國を思ふて止まれなかつたこの大精神はこれが薩摩の正氣といふものであつてこの氣や至大至剛天地の間に充塞し、永久に滅びないものと考へるのであります。後に久光公忠義公の蹶起されたのも幾多の志士仁人の憤起したのもこれが爲だと思ふのであります。

齊彬公の薨去後忠義公後嗣となり、久光公が後見役となられました。けれども一時は藩に於て俗論黨勢力を得齊彬公の施設を根本から破壊し、藩は因循事大の考に満たされ幕府の暴虐を伺ふものが多かつたのであります。そこで少壯過激の人々は藩内に在ることを渙しませず藩を脱して國を飛出したいといふ聲が高かつたのであります。そこで忠義公は非常に御心配になり御自ら書付を御出しになりました。

方世世上一統動搖不_ニ容易_ニ時節にて萬一時變到來之節者順。聖院様御深意を貰き以_ニ國家ニ可レ抽_ニ忠勤_ニ心得に候各有志之面々深く相心得國家の柱石に相立我等の不肖を輔_ニ汗_ニ國名ニ誠忠を盡吳候様扁に頤存候依て如_ニ件

安政六年己未十月五日

茂久花押

精忠士面々へ

如何に勇猛過激な人々雖も順聖院様_ニいふ言葉をきゝまする_ニ猶の如くおこなしなかつたのであります。而して此藩主の御諭に對し連判して御請書を差出してをりますが、その人々の數四十幾人その中有馬新七翁、西郷、大久保等の名前がありますが、かくして一部突出派の舉動を止め全藩の力を以て國家に盡す_ニが出來たのであります。
萬延元年に至りまして誰もよく知つて居りまする櫻田の事變が起りました。井伊大老の彈壓政策は各方面に反抗を受けまして三月三日水戸の志士十七人それに薩藩の有村治左衛門が不意に起つて櫻田門外に待伏せして白晝大老の首を取つたのであります。この不意の出来事のために幕府の威光の地に墜ちた_ニは申す迄もない_ニころでありますから、斯うなりまする_ニ天下の志士浪人輩藩を脱して或は京都或は江戸に馳せ集まる_ニいふ有様で天下騒々しくなつて参りました。

わが藩に於ては久光公御兄齊彬公の遺志を奉じ、京攝の地に出で朝廷_ニ幕府の間を圓満に纏めたい_ニいふ御考を以て文久二年春兵士一千人を率ゐて鹿児島を出發される_ニなりました九州中國路を經て京都に出で孝明天皇に拜謁して浪人鎮撫の詔を御受けになりました。久光公は公武合體論であります。幕府を助ける_ニころまで助けて朝廷の命令の下に日本一統の政治をやらう_ニいふ御考であります然るに久光公の上京を傳へ聞きたる四方勤王過激の人達は此度

久光公は必ずや尊王倒幕を實行されるだらう_ニ期待して響の如く慕ひ集まりましたが、久光公實際の精神のある_ニころを聞き彼等は大に失望いたしました。此時に於きまして大西郷は久光公の出發前最初の大島流謫地から許されて國に歸りましたが、久光公の上京に反対意見を唱へましたので御機嫌がよくありませんけれどもかういふ際に天下の浪士を駕御操縦するものは大西郷の外に人がないので無理に起たせる_ニにして久光公より一足先に鹿児島を出で下ノ關に侍受けして居る筈でありましたが、九州路を通る_ニ天下の形勢大に變つて居りますので久光公を待たずして先に中國を經て京都に出發しました。大西郷の眞意はかく志士浪人が方々から集まり來つては或は輕舉妄動して事を過るかも知れない。よつて自らその中に飛びこんで彼等に同情するかの如く見せかけてよく之を押へつけて輕舉させぬ様に_ニの深い考でありますらうけれど共久光公の非常な怒に觸れました。大久保さんは大西郷の眞意をきいて安神したものの久光公の怒いかにも釋け相でない。そこで同情に堪へない。或時兵庫の海岸人なき_ニころに大西郷をつれ出しここで御互ひに差違へて死なう_ニ申出ました。する_ニ大西郷は「それは話が違ふ自分は御咎の身いかなる罪をも甘んじて受けるお前迄がおれ_ニ一緒に死んでしまつてはこれから後天下の事を誰がする」_ニ答へだので遂に兩雄死なない_ニいふことになりました。維新の三傑の中二人までがこゝで刺し違へて死んでしまつたら維新的大業も如何になつただろかと思はるのです。死なないで幸もありました。そこで大西郷は二度目の島流しこいふ事になり村田新八を從へて山川に下ることになりました。最初の島流しから許されて還り一ヶ月目にまた二度目の流謫であります。大西郷は居なくなるし最早浪人をおさへるのはありません。そこで薩摩の少壯過激派の人々は四方勤王の士_ニ氣脈を通じ久光公の態度を以て緩慢なり因循なりとして直ちにこゝで尊王倒幕の實際運動に取りかゝろう_ニいたしました。そこ

で九條關白高忠京都所司代酒井忠義この二人を最初の血祭にして直にこゝで倒幕を實行しやうこいふこにになりました文久二年四月二十三日(則ち今より七十年前の今月今日)でありますか、此日大阪藩邸に居りました同志の人々は薩藩邸を脱け出まして四艘の船に分乗し淀川を溯りて伏見に向ひました藩士の外豊後の小河彌右衛門京都の田中河内介父子等も一緒にあつまりまして伏見の寺田屋なる旅館に到着しましたのが今の夕刻五時半であります。そこで夜討の部署を定め討入の準備に取りかゝることなりました。

然るにこの謀が久光公に洩れましたので公は大に憂慮なされました。浪士鎮撫の勅諭に背くことを心配されたのであらうと思ひます。そこで勇敢にして武技に長じて居る人々を御膝許にお呼びになりました、鎮撫を命ぜられましたその人々は奈良原五郎(繁)大山格之助(綱良)森岡清左衛門(昌純)江夏仲左衛門、鈴木勇右衛門、鈴木昌之助、道島五郎兵衛、山口金之進の八人であります。そこでこれ等の人々に公は眞意を御告げになり暴挙を思止らせやうといふのでありました。しかしそれでもさかぬ時には是非なく臨機の處置に及べこいふ事で八人直ちに二手に分れて出發寺田屋に着きましたのが今の十時比であります。

そこで刺を通じ、有馬新七に面會を求めましたけれどもそんなもの此處に居ぬこのけんもほろゝの答であります

ので、江夏森岡は樓上に登り有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯介に別席を求める階下に於て奈良原等が應接致しました。奈良原等は四人に久光公の眞意を傳へ一舉を思止らしめんとしましたが應じませぬ「吾々は青蓮院宮の御召により官家に参らなければならぬからその後でなければ聞く事出来ぬ」そこで鎮撫使は「君命なら如何する」假令君命なりともきくわけにゆかぬ」そこで道島は立上り「上意」と呼んで拔打に田中謙助の眉間にきりつけました。謙

助の眼球脱出し氣絶して倒れました。此時山口金之進は柴山愛次郎の後に立つて居ましたが電光石火抜く手も見せず

端坐して居た愛次郎の兩肩を左右より袈裟斬にしたので愛次郎の頭は胴を離れて前に飛ぶこいふ光景であります。

そこで有馬は大刀をひき抜いて猛然道島に討つてかかりました。激しく闘ふ間に有馬の刀折れました。副刀を抜く間もなく徒手を以て道島を壁に押へつけた。此時味方の橋口吉之丞側に来るを見有馬は「おれと一緒に刺せ」呼びました。吉之丞太刀の柄も通れ三二人を串刺に貫きました。森岡新五左衛門は廊に行きて出て來るところを打たれ、階下の土間に倒れましたが、かくして暗闇行はれ亂刃の下に倒るゝもの相次ぐこいふ有様で凄惨の光景であります階上の二百名の志士は何事の起つたかがわかりません。そこで奈良原は諸肌抜いて雙刀を捨てゝ手を合せて「止まつてくれ止まつてくれさうか頼む」三言ひながら階段をはせ上がり漸く一行をなだめすかしまして錦邸の薩摩屋敷につれ歸るこゝが出來ました。此夜の死傷は討手方に即死道島五郎兵衛一人であります森岡、山口、江夏等みな重傷であります。志士側には有馬新七三十八歳、柴山愛次郎二十七歳、橋口壯助二十二歳、橋口傳藏三十歳、弟子丸龍助二十五歳、西田直五郎二十五歳の六人即死、田中謙助二十五歳、森岡新五左衛門二十歳、重傷後割腹であります(山本四郎は京都に於て自刃いたしました)所謂伏見九烈士と申すのであります。

寺田屋事變について奈良原男爵の談話の一部を左に掲げます。

能く人は誰某と斬合つた時には奈何したの恁うしたの言ふけれどもいざ眞剣の勝負となると我を忘れてしまつてさう事が分る譯のもので無い。自我即ち總ての志慮念意は敵的眼光と劍の光先に集まり斬るも防ぐも全く夢中である氣がつくこいふ味方の道島は仆れて居る血は淀んで足の踏所もない。相手の屍は其處此處に亂れ横はつて居る。森岡は深

傷を負うたが生命は別條ない。我輩も肩腰數ヶ所の輕傷を負うた。其の他の同志は誰一人として二三ヶ所の傷を負はぬ者にて無かつた。闘争の時間は僅かであつた丈けそれ丈け猛烈であつた巨魁の有馬は四肢五体殆んど完膚無い位ズタ／＼に斬られ、頭ごいはず頸ごいはず身体一面韓紅見るも無惨な形相で打たれて居るが、氣丈な男にて瀕死の状態にあり乍ら、氣は實に確かなもので宿年の雄志を挫折されたのが非常に無念な様であつた。唯見た我輩は無量の感慨胸に充ち湧然として起る悽恨の情は心を責め其苦痛は熱鐵を飲むに勝る程であつた。云々

幕末より維新に至る間多くの出来事の中悲惨なるものが數限りなく起つたけれども、寺田屋事變はその慘劇中の最慘劇なるものであつた腥氣紛々鼻を衝き慘害の状目もあてられぬ肉は飛び骨は挫け鮮血泉の如く流れ、屍は狭き室に充ち充ちて居る。しかもそれが皆親友同志の暗闘である。打つものも打たるゝものも尊王の精神に於ては變りはない。ただ溫和なるものゝ過激なるものゝ衝突である。死んだ人は皆有爲の士である。志士の中で柴山愛次郎といふのは後の柴山大將の兄さんである橋口傳藏は樺山大將の兄さんである三ころからみる三これらの人々も天壽を惜さば元帥たり大將たり大臣たる人達である。此少壯過激派の中に加はつた人に西郷徳吾、大山彌助といふ名前が見えます。此時一緒に死ねなかつたのが残念だいふので、翌年の前の演戦争に西瓜船に乗つて決死隊となり英艦に乗り込もうとして成功しなかつた。成功しなかつたので後まで生き残り、兩人共元帥大臣三なつたのであります。若し此時これらの人々の欲する如く尊王倒幕を實行さして見たらば、或は成功を見たかも知れないいふことを嘗て奈良原男爵は私に話された事があつた。それこそ今一つの疑問は此時大西郷が居たればいかなる成行になつただらうか。或は之を鎮め得たであらうかといふことであり、また大西郷は二度目の流謫に遭つて有ゆる辛苦に遭逢したのであります。

その大西郷が徳之島より木場傳内氏に送つた手紙の末に次の如く書いてある。

大島へ罷在候節は今日は／＼三相待居候故肝癆も起り一日が苦に有之候處此度は徳之島より二度出不申ご明め候處何の苦もなく安心なものに御座候若哉亂に相成候はゞ譬御赦免相成候ても藩島相願ひ可申合に御座候骨肉同様の人にはさへ唯事の眞實も不問して罪に藩し又朋友も悉く被殺何を賴に可致哉老祖母一人有之是計氣掛相成居候處大島より罷登候節迄存命致居候而満悦いたし候に付もふは心懸も無之罷登候てより死去仕候に付何も心置くこそ無之候逆も我々位に而補ひ立候世上に無之候間馬鹿等敷忠義立は取止申候。

此書を玩讀すれば大西郷の當時の心底が最もよくわかると思ふのであります。南海の絶島にあつて親しき友の死を如何に悲しみしか、如何に懊惱せしかがよくわかる。後に流謫より許されて上京した時に伏見大黒寺に至り殉忠志士の墓に詣で懷舊の情に堪えず、墓木既に朽ち果て居るのを見自費を以て墓石を建て烈士の名を書いて靈魂を弔ふたといふことであります。

かくの如くしてこれら有爲の士は無惨なる死を遂げたことは云へ決してこれが大死とはならなかつたのであります。この壯舉を傳へ聞いた四方勤王の志士はその壯舉に激せられ漸次尊王倒幕の運動を起すに至り、此の事件後六年にして志士の目的たる王政維新の大業は成就されたのであります。明治二十二年朝廷その意を嘉みして諸士の靈を靖國神社に合祀せられ、二十四年明治天皇京都に行幸あらせられた時、勅使を御遣しになりその靈を御弔ひになり特旨を以て諸士に從四位を贈られました。在天の英靈知るあらば以て瞑すべきであらうと思ひます。

以上私は寺田屋事變の起る迄の一般の情勢及び事變の顛末について簡単に述べましたが、此少壯過激派の頭目は申

す迄もなく有馬新七先生その人であります。先生は舊姓坂木氏文政八年この伊集院町の生れであります。父四郎兵衛正直は有馬家に入りて養子となり、鹿兒島城下に移りました。先生父の名を正義又は武磨と稱し幼少の頃より周到にして大志がありました。神陰流の劍法を叔父さんの坂本六郎氏に學びましたが坂本氏は文武の達人であります。先生はまた幼少より山崎闇齋流の學を學び造詣が頗る深かつたのであります。また、國學を學び、常に古事記傳、神皇正統記等を読みよく皇國の大道を辨へました。後造士館の書役に舉げられ十九才の歲遊學を志し、父の勤めて居る京都に赴き宮城を拜し、勤王家の梅田源次郎等と親密の交を致しました。此頃先生の尊王心は一層養成されたのであります。二十二歳の時潘に歸り翌年父京都に病歿して居ります。安政三年三十二歳の時學問修業の爲京都に上り、江戸の間を往來し梅田源次郎、僧月照、橋本左内、平野次郎等と親しく交際を致しました。此間伊井大老の暴狀を憤り襲撃を圖りましたところがありました。今申しますところで見まする先生は實に文武兩道の達人であります。又詩を能くし歌に巧みに其の文章流暢達意殊にそのものされた都日記は安政五年八月より十二月までの日記であります。凡ての文章が愛國慨世の精神に満たされて居りますが、あゝいふ國事多端の折にまたさうしてあゝいふ流麗の文字が出来たかと怪しまる位であります。

先生人となり容貌魁偉慷慨激越その主義は終始一貫して居ります。夙に天下に先んじて尊王の大義を唱へ、至誠純忠所謂醇乎とし醇なるものであります。平素楠公の至誠を慕ひその郷里に楠公の神社を建てゝ居りますが、その大楠公の至誠奉公の大精神に譲ることろない私は思ふのであります。その文久二年に郷闕を出でんとする前三日、日記や書類及び往復の書簡を集めて焼きさて、また後に禍の及ばんことを慮りまして妻子を離別致しました。叔父坂

本六郎氏此行の尋常ならざるを知りまして追及して川内まで参りました。叔父さんは卒爾として問ひました「新七今度お前は何かやるつもりか叔父に詳細を語れ」。先生徐ろに「叔父さん私此度の出郷は死去の旅地であります。凡そ天下に事を成るもの一人の力では何事も出来ません。昔平家専横を極め王室をないがしろにした時にたゞ獨り源三位頼政は以仁王の令旨を奉じて義兵を擧げ一戰敗死するの不幸に遭ひましたけれどもそれから諸國の源氏風を聞きて勃興して遂に平家を討滅しました。私不肖なりと雖天下に義を唱ふるもの頼政たるを得れば本望であります。私が死んだら誰か後にその志を嗣ぐものがありませう」と答へました。その凜乎たる精神に叔父さんも感心して暫時黙つて聞いて居りましたが「壯んだ新七行け」といふてその行を壯にしてこゝで訣別いたしました相であります。これを見ましてもその意氣壯烈、たゞへ誰が何とも言ふことも所信に適任する考であつたことが想像されるのであります。維新回天の事業は固より容易な事ではありません。一本の大木が倒るるに致しましても相當な反響があります。況んや三百年の間、日本の諸侯人民を支配した幕府が覆る迄には大なる努力を要します。そこに幾多有名無名の士が下積となりその血と涙とが集まつてあゝいふ大事業が出来たのであります。生を棄てゝ義を取り身を殺して仁をなす人がかかる世には必要でなければなりません。天下に先づて憂へ天下に後れて樂しむ人が必要であります。先生の如きは實にその代表的の人と申さなければなりません。

前に述べた如く先生は才あり、學あり、天下を經験するの大人物であります。また稀に見る大識見家であります。萬延元年町田民部の請に應じてその領邑石谷を治めたる跡を見ますに先づ伍人組の制度を設け、荒怠相戒め緩急相救はしめ又戸口の調査を爲し賦稅の方法を一定し富人の兼併を禁じ貧民救濟の方法を講ずるなど今日の所謂社會政

策の一端を實際に行ふゝ見らるゝこゝが多いのであります。天若しかゝる大人物に年を惜さば必ず他日廟堂に立つて天下を經營するの人であつたらろゝ思はるゝのであります。僅かに三十八歳の壯年を以て非命に斃れたることは惜んでも惜んでも餘りありこゝいふべきであります。

先生逝いてより星霜こゝに七十年になりました。今や舉世滔々私利を營み私欲を計り眞乎國家を憂ふる人が少くなりました。今日先生の忌日に當り往事を追憶し先生を偲ぶの情一層切なるものがあります。かゝる時に先生誕生の記念碑の前で先生在天の英靈を弔ひ先生追慕の會合を此處で催されたこゝはまことに時宜を得たものであるこ思ふのであります。先日は懇々三十年前中學時代の親しき友達であります當年の帖佐君(今日の黒江町長)がお出でになりまして私に一壇の話をしてくれこの御頼みでありますので喜んで參りました次第で御座います。長い時間の間皆様の御清聽を汚しましたことを深く感謝いたして壇を降りたいと思ひます。

三十三、町田 經 宇

陸軍大將正三位勳一等功三級町田經宇は伊集院が生んだ傑物で、立志傳中の一人である。彼は慶應元年九月伊集院解猪鹿倉の藩士井尻仲左衛門の二男として呱々の聲を揚げたのであるが、明治二十七年八月鹿兒島市上之園町の町田實一の養子となり、町田姓を名乗つた。

幼名は愛次郎。幼より伯父本田愛藏に就いて漢學を學び、又武人としての道を教へられた。本田は當時伊集院に於ては有馬源藏及び稱せられた儒者であった。彼の父仲左衛門は謹嚴なる武士で又溫情ある父で、母は村内にて賢母と稱せられた程の人であつたから、其の家庭教育は實に徹底的であつた。それで彼は少年時代から武士の嗜み強く、自ら修むること深く覇氣滿たるものがあつた。

明治十年の戰役は薩摩に有形無形の打撃を與へ、士族の窮乏甚しく薩軍に投し戦敗したる井尻家も亦生活難のさんぞこに陥つた。彼は一家の窮状を救ふ爲、漸く成童にして伊集院小學の代用教員となり、傍ら勉學して將來軍人たらんことを期してゐた。彼は僅かの旅費と學資を得たので蹶然志を立てて鄉關を出で、東都に上り、學資の關係上一時司法省の法律學校に入學し、翌十七年には見事に陸軍士官學校に入學し、一時脚氣病の重患に苦しみしも同二十七年七月日出度士官學校を卒業し、伊豫松山の歩兵第二十二聯隊附となつた。彼の發奮向上心は益々高調し、隊附勤務に精勵すると共に最高學府たる陸軍大學に進むべき勉強を怠らず少尉任官より僅か三年第一回の受験に於て其の目的を達し、陸軍最高指揮官となるの基礎を築いたのである。以て彼が如何に英邁にして又努力家であるかを知ることが出来る。同二十六年陸軍大學を卒業し翌二十七年、日清戰役起るに及び歩兵第二十二聯隊の少隊長として出征し、平壤攻撃には中隊長代理として殊勳を樹て衆の嘆稱する處となつた。

彼は平壤攻略の歌を作りて曰く。

城臨渺茫長江水

城負壘壁萬疊堅

兵伏如山糧亦足

自思據守能支年

誰料天兵勢如電

四面合擊制機先

馬嘶深秋鐵蹄快

人期玉碎耻輒全

牡丹台上骨飛日

七星門下血逆邊

黄龍之旆忽然墜

君代曲中旭旗翩

一六四

呼日東師曠世業

義勇固是貫九天

自今東亞蠻煙滅

金甌餘澤長綿々

又奉使命雪夜行の一絶と和歌がある曰。

天冰地結夜沈々

銀嶺鏡河馬不駁

獨有至誠燃似火

朔風穿骨不穿心

矛こりて氷の野邊にやる身は

降り積む雪や衾なるらん。

岫巒の攻撃に於て彼は決死隊を率ゐ拂曉に乘じて敵を奇襲し、砲四門、輶馬六頭を鹵獲し、其の勇敢と奇智とを上下に稱揚せられた。之が爲彼は立見鬼將軍の旅團副官に拔擢せられ、その帷幄に參したのである。戰後功を以て功五級金鷂勳章勳六等瑞寶章を授けられた。

明治二十九年彼は參謀本部々員に補せられ、次いで密旨を帶びて當時露軍の極東策源地たる浦鹽斯德に駐在し、苦心慘憺有らゆる手段を盡して諸般の秘密を探り卓越せる意見を參謀總長に上申し、來らんとする對露作戦に資する所大なるものがあつた。次いで彼は歐洲視察を命ぜられ更に露國駐在となつた。同三十七年征露の役起るや、彼は第四軍の參謀として作戦主任となり、各地の會戦に於て偉勳を樹て奉天の會戦にては敵を包囲して一萬餘の捕虜を獲た程の大功を奏した。戰後功に依り功三級、金鷂勳章勳三等旭日中授章を下賜せられた。間もなく彼は佛國大使館附武官に補せられ歸朝後參謀本部課長となり次いで歩兵第四十八聯隊長、第十五師團參謀長歩兵第三十旅團長となり、但が、日獨戰争起るに際し彼は再び海外に勤務することとなり、支那公使館附武官として公使を補けて、三日島戰争に關する軍事上の處理に貢献し又彼の有名なる二十一ヶ條事件を解決した。彼が軍事に外交に往くとして可ならざるなき以て知るべきである。

大正六年八月中將となりて第十一師團長に親補せられた。彼が三十年前一青年士官として赴任した懷かしい師團に長として赴任することは奇縁といふべく、又名譽といふべきである。次いで彼は第四師團長となつた。第四師團は軍事上の主要都市たるのみならず、地方的に重要な師團である。これが爲其の師團長たらん人は特に傑出した大臣級の人物を要するのである。彼は其の眞面目なる性格と豊富なる軍事智識と十餘年間海外に於て経験したる社交儀禮を以て官民の間に尊重せられ、令名噴々たるものがあつた。

大正十年六月彼は薩哈連洲派遣軍司令官に榮轉して亞港に赴任し、翌年陸軍大將に任じ、薩哈連洲の軍事行政產業の施設進展に力を盡し、洲治の基礎を確立した。當時政商政黨員なきの薩哈連方面新占領地に於ける利權獲得運動は猛烈なもので動もすれば帝國の威信を中外に失墜せんとする時彼は毅然として新占領地爲政根本方針を確保し、國威を宣揚した功績は實に偉大なものであつた。

同十二年四月薩哈連より凱旋して軍事參議官に補せられ、同十四年後進に途を開く爲現役を退いた。

現役を退きたる後においても彼は日支の前途に關し、深く憂ふる處あり。私財を投じて同士と共に日華俱樂部を設立し、日支兩國の親善とその共存共榮に努力する處あつた。次て梨本宮殿下總裁の下に東郷元帥の副總裁たる社團法

人忠勇顯彰會の會頭に推され過去の滿洲事變、並に今次の支那事變における殉國將士の列傳を編纂し、其の忠勇義烈の偉績顯彰事業に貢献の功勞多大なるものとして表彰せらるゝに至つた。

曾て彼が現役を退きたるを惜み、朝鮮總督に推舉せんとする運動の起つた事があつたが、當時函嶺に在つた彼は一絶を賦して之を謝絶した。

湘南風物絶炎塵

兩巖白雲宜洗神

孤枝悠々嘯壑上

綠蔭深處鳥聲頻

斯の如く彼は名利には頗る恬淡であつた。

昭和九年四月彼は昭和六年乃至九年事變の功を以て從軍記章を下賜せられ、陸海軍兩大臣より武神像を賞賜せられた。又同十一年には帝國飛行協會總裁梨本宮殿下より名譽會員に推薦せられた。以て彼が退隱後も雖へども社會的並に國家的事業に如何に忠實であるかを知るに足らん。彼は實に伊集院が生んだ傑物である。昭和十四年一月四日病に罹り薨去。當時正三位勳一等功三級なりしを病篤きの報天聴に達するや特に從二位に叙せらる。

三十四、西田ツチ女

西田ツチ女は中伊集院村士族、西田孝左衛門の長女にて主家に仕へて忠實であつたので、鹿兒島縣知事は之を褒賞した。今其の表彰文を掲げて其の一端を窺ふこゝとする。

古伊集院村士族西田孝左衛門長女

西田ツチ女

稟性順良明治二十六年三月山本忠輔の家に仕ふ時に忠輔の母手足の自由を失ひ常に病弱に在り戸主夫妻は久しく家に在らず獨力を以て之が看護に従ひ湯藥奉養甚力む終に不治の病となるも毫も倦怠の色なく殊に明治三十二年暴風の際は居宅の顛倒を恐れ、一時難を庭の一隅に避けしめたるも病者苦痛に堪へず、其の意に從ひて危險を冒し之を擁して家に歸臥せしめ身を以て之を掩ふ此時忽ち家屋壞倒せしも難を蒙るに至らしめざる等、志操を變せざること十年一日の如し洵に奇特す。依て爲其賞金八圓下賜候事

明治三十五年九月十二日

第五章 傳 説

一、南北朝合一ミ石屋禪師
皇統緒を分ちて南北に對立すること五十七年明德三年（紀元一〇五二年）閏十月五日後龜山天皇より後小松天皇に神器を御授けになり御一和のことが成つた。

此の南北朝御一和の次第を次のやうに言ふ者がある。

「初後小松天皇より南北朝合一のことを石屋和尚に命ぜられ、石屋和尚は後龜山天皇に謁し妾執を離れて眞如の月を見られんことを奏上した。後龜山天皇大に御感悟遊ばされたので石屋和尚は大内義弘をして後龜山天皇を奉迎せしめた」云々。

此の説は鹿兒島外史といふ野史の記事から出たものであらう。鹿兒島外史は明治十七年伊賀倉俊貞が著はしたもので正史もあるが奇談怪説を臆面もなく記述したのもので、日本の權威ある史家は一の稗史小説として顧みない文書である。此の鹿兒島外史の記事を以て我が國體上重大なる史實を早や合點する人あらば甚しき不謹慎であるのみでなく畏多き次第である。此の如き記事は日本の國史としては元より薩摩藩の正史上にも全然ないこことある。鹿兒島外史の一節に

「後小松天皇深歎之累召島津元久叔父聖僧石屋在丹波永澤寺而頻謀天下統合一策」

中略

「於是後小松帝賞石屋大勳功勅建西三十三個邦曹洞禪首于薩摩國鹿兒島號玉琳龍顏北朝福昌大禪寺」云々

先づ怪しうべきは石屋和尚が如何なる資格があつて後小松天皇に召され、或は後龜山天皇に拜謁して法を説いたかである。彼は當時一小僧として修業中であつた。即ち此記事にある永澤寺時代は何等資格なき一雲水にて永澤寺の通幻禪師に就て曹洞宗の立教を聽き大に悟る所があり、師弟の約を結び通幻禪師から石屋といふ法號を授かつた禪僧生ひ立ちの時である。此の一小僧が畏多くも龍顏に咫尺して道を説き南北朝を和合せしめたことは一笑だにも値せぬここである。當時京畿の間には永き年月間皇室と關係ある名僧が多かつたのである。然るに何ぞや名もなき通幻の一弟子が南北朝和合に携はるこは。

又石屋が丹波の永澤寺に居つた年代は文中天授の頃であるから、南北朝御和合から二十年以前のことである。コンナ辻褄の合はぬことを歴々と書く者も信ずる者も奇である。

石屋和尚が再び丹波國永澤寺に行つたのは應永三十年で恩師通幻禪師の三十三回忌を營んだ時である。即ち南北朝御和合の明徳三年から三十一年の後である。故に此の永澤寺説は研究するの價值はないのである。

又石屋和尚が本山總持寺の貫主となり、禪僧たる名譽の資格を得たのは應永十五年で南北朝御和合から十六年の後である。

石屋和尚が再び丹波國永澤寺に行つたのは應永三十年で恩師通幻禪師の三十三回忌を營んだ時である。即ち南北朝御和合の明徳三年から三十一年の後である。故に此の永澤寺説は研究するの價值はないのである。

更に鹿兒島の福昌寺が勅願に依る創建こそは奇説である。斯かる算き由緒があれば薩藩史に特筆大書せられねばならぬ。かゝる記事は何もない。福昌寺は島津元久が建立したことは疑ふの餘地はない。若し鹿兒島外史の記事の如くなれば石屋和尚は禪師號を賜はつたものと見るべきである。然るに東京帝國大學史料編纂所の調査に依れば石屋和尚は大師號・國師號・禪師號の勅號勅諡を拜してゐないのである。(通幻禪師の弟子の中には石屋真梁の名がある)

國史の研究は慎重でなければならぬ。殊に皇室國體に關することは一層のことである。此の説に就て研究することは畏多いことであるから説の可否は暫時く之をおき只記事の矛盾を指摘したのである。

二、妙圓寺建立の由來

石屋和尚が諸國巡錫の後郷里薩摩の伊集院に歸る途中、長門國大津郡深川といふ村に一泊せんとしたけれども、此の村は大内義弘の領地で國の掟として許可なく他國者を宿泊せしむることを禁じてあつた。石屋和尚は止むなく妖怪

の出づるごいふの一辻堂に一夜を明かすこととなつた。然るに夜半陰風起り山岳鳴動して二つの鬼が現はれ法智妙圓々々々々叫びつゝ一人の少女を追ひ廻し打擲呵責した少女は其の痛苦に堪へ兼ね泣き叫ぶ様誠に見るに忍びないものがあつた。

翌朝村人は和尚の安否を氣づかひ辻堂に來て見れば和尚は無事で前夜の有様を斯くく物語つた。村人は驚いて言ふに其の少女は恐らく領主の姫君ならん。領主は先日姫君を亡ひ妙圓を諡した。これが未だに佛果を得ないものであらう。この由を領主に申出でたので大内義弘は不思議に思ひ、和尚に請ふて共に辻堂に宿り其の實況を見て是は吾が女なり願くは法を修して女を救ひ給へといふので和尚は法を修すること暫時、二鬼叫んで曰佛教慈悲廣大にして汝天に生ず我輩も亦法味に霊ふと言ひ終つてかき消すやうに見えずになつた。大内義弘深く石屋和尚を尊崇し、和尚の爲に寺を建て、女の冥福に資せんと請ふたけれども石屋和尚は固辭して薩摩に歸つた。

和尚の歸國後大内義弘は使を薩摩に遣はして元中七年（北朝の明徳元年）伊集院の領主伊集院久氏に請ふて伊集院に一寺を建立し、石屋和尚を開山として、山號を法智山、寺號は妙圓寺とし、妙圓大師の菩提寺としたところである。

三 坂木六郎の剣道

坂木六郎は藩政の末頃に於ける薩藩有數の劍客である。維新勤王の熱血兒、有馬新七の父四郎兵衛の弟である（有馬新七傳参照）。六郎は十九歳の時江戸に出で神影流で有名なる長沼亮卿の門に入り修業五年免許皆傳を得たもので文武の道に長じた伊集院郷の傑物であつた。

四、龍の化け石

或日、六郎は龜末な服裝にて門の内外を掃除して居つた。時に菅笠を冠つた偉丈夫が武者修業者と名乗つて訪ね來り坂木を見て下男と勘違ひし、先生は内から尋ねたので坂木は下男と成りすまし自分坂木先生の武術を稱揚し先生と立合はるゝ前に私と一度立合ひますようといふが早いか、幕で修業者の頭を二つ三つ擲りつけ身を躍らして軽々と坂を飛び越え門内に入つてしまつた。修業者はこの早業に呆然とし、暫時其の儘立ちつくしア、流石は坂木先生の下男だけあつて優ぐれた腕前だ。下男でさへあれ程であるから坂木先生は嘸達人であらうと氣を呑まれて立ち去つた。

昔大田に疊十二疊位の大きな岩があつて傍らに池があつたので附近の子供は此の池で水泳をし、岩の上に登つて遊んでゐた。子供等が此の岩を叩けば岩から白いネバ汁が出るので皆が不思議がつてゐた。夫のみならず池で洗濯をして岩の上に干しておけば其の洗濯物が時々紛失するので怪しい噂が立つた。或日一天遅かにかき疊り風雨雷鳴物凄く一團の黒雲が此の岩の上を掩ふた。暫時して風雨は止んだが、岩は何處へ行つたか形も見へなくなつた。この奇蹟を見た村人は岩に化けてゐた龍が時を得て昇天したのだと言ふやうになつた。

五、臆病者

或臆病者が伊集院から鹿児島に行く途中で行人稀な權現山にさしかつた時、犬が頻りに吠えるのでソーラ來たさアレは狐に吠えるのに違ひないミビクノもので急ぎ行く途の傍の藪の先で百姓が畠の草を探つて臆病者の方に投げた。臆病先生、アツ矢張り狐の悪戯だ、魂も身にそはず通り過ぎ權現山の境に来て赤ん坊を背負ふた子守に會ひ、赤坊の泣くのを聞いてア、コンドは赤ん坊に化けやがつたと逃げ出したが、行き先方に籠を捨いた男が行くのを見てウ

又早くも男に化けやがつたか、今度こそ許さぬぞと手に持つた傘にて其の男をしたたか擲りつけた。籠の男はビックリして誰だ。何をするのだ。と振り向いたのを見るに臆病先生と心安き近所の人であつた。

六、種子田市兵衛翁殉節之地

文久三年、鹿兒島前ノ濱薩英戦争に於ける薩藩の勝利は弘安の役以來の大痛快事として各藩の間に傳はり、各藩は戦争御見舞と稱して盛に使者を派遣して祝賀せしむ。薩藩にては當時他藩の使者鹿兒島城下に入るこは非常の迷惑にて人を遣はし途中に於て之を謝絶せしむ。種子田市兵衛翁は命を受けて伊集院へ出張。此等使者の謝絶に當れり、使者の中に筑前黒田侯の使者あり、薩藩侯に手交すべき黒田侯の親展書を携へ、是非共城下に通り君命を全うせんことを求む。黒田侯は元來島津家とは姻戚の關係淺からざる間柄なり。種子田氏屢々事情を陳べ以て藩の訓令を仰きて許されず、是に於て幾度か彼の使者を打ち果さんと思ひしも、斯くては黒田侯に對する我が藩主の禮にあらずと思ひ、七月二十日の朝も自ら歸慶して訓令を仰ぎ而して遂に容れられず。同日午前、荒田町なるの自宅に立ち寄り、母氏に暇乞し早晝飯にて立闈より馬に乗りて伊集院に向ふ。母氏此の時「ムデナコツシアルメド」(見苦しき事な爲給ひそ)と勵まさる。

此の日伊集院は妙圓寺の六月燈(昔は妙圓寺の大祭は義弘公の命日七月二十一日にして、其の前夜二十日の夜が内祭にて六月燈)にて種子田氏の旅館(中の油屋屋號)にも夕刻より主人有助留守し、家人は皆六月燈見物に出拂ひ種子田氏が鹿兒島より連れ來り居られたる小者仁才も六月燈見に遣はされ、其の後にて切腹せらる。蓋し禮は癪つべからず。君命は重く身は軽し、殊に王政復古翼賛の大事業を控へたる薩藩の此の場合、種子田氏の執るべき道更に他になく遂に節に殉す。忠慮周密非常の人傑にあらすば殆んが能なり。

他藩使者の宿泊せる旅館は角の油屋にて現在の安樂盛藏氏方なり。
はざるところ而も僅に葬式を許されしのみ、事秘密に附せられ時人之を知らず、後世久しく其の真相を辨せず通ばすべからざる他藩の使者に城下に通られし、責に任じ屠腹せりとなすものあるに至る悲しいかな。

旅館中の油屋は中門などもあり。士分の投宿する伊集院町一流旅館にして伊集院町の中央南側現家村醫院の在る地なり。

使者の應接折衝をなしたるは御假屋にて現伊集院小學校本校舎の中央附近ならんか。

猪鹿倉城

島津氏は島津忠久公以下五代百四十二年(百四十七年?)出水郡野田に居られ、後伊集院猪鹿倉城に遷られし。野田村古老吉満氏より聽く。

薩摩芋の傳播は伊集院から

薩摩芋は青木昆陽の宣傳等に依り讃岐國より全國に傳はりしものなるが、其の薩摩芋は伊集院より只一ヶ初めて讃

岐國に入りし事は餘りに世に知られて居ない。

脊て(年號不覺)讃岐國の行脚僧?が薩摩に來て鹿兒島を距る西數里の伊集院の或る村に泊りし時、主人が薩摩芋を供せしをこは好きものと其の種を所望したれど當時薩摩の國禁で之を他に出すことを得ず依つて其の旅人は一夜の間に佛像を彫刻し、其の中に一個の薩摩芋を忍ばせ之を讃岐の國に傳へたりて讃岐には其の記念碑ありと云ふ。此事は貫一が友人坂元三郎氏より氏が脊て讃岐に旅行せられし時、調査されしもの跡寫刷物を貰ひしこもあり、

そのすり物は先年伊集院青年學校長藏元氏へ送り置きたれば或は青年學校に今もあるやも計られず。

七、三州三本寺の一つ莊嚴寺ミ傑僧、賢雄法印の最后

伊集院には往時有名な寺院が多かつた。そして一種の聖地として遍く天下に知られてゐた。即ち妙圓寺を始め莊嚴寺、廣濟寺、梅岳寺、龍泉寺、善福寺、破鞋庵、直林寺、雪窓院、光明院平等寺、圓通庵、報恩寺、觀音堂、地藏堂釋迦堂等枚舉に遑ない程多いが、其の中でも分けて有名なのは、猪鹿倉に建立されてゐた大勝山聖御院莊嚴寺である。此の寺は今より四百九十七年前嘉吉元年十月御花園天皇の時代に良範上人と言へる和尚が開山したもので、其の前に一吽上人^ミ呼ぶ和尚が、信州善光寺の彌陀三尊を模鑄した佛像^ミ弘法大師作の不動明王の像を奉持して、良範上人に與へ而も小野派三寶院の法流を受け國民安泰を祈願し、島津家の祈願所として有名な寺院であつた。

往時は更に十二の坊舍があり、神護院、平等寺、内田坊、太田坊、宮原坊、宮田坊、土橋坊、蓮花寺、小原坊、悉地院、牧追坊、二ノ宮坊、等が諸所に建立され、頗る壯觀を極めてゐた。而して往時薩隅日三州の密門三本寺の一つで、伊集院莊嚴寺、坊ノ津一乘院、鹿兒島大興寺がそれであつた。

島津家十五代の大守貴久公は天文十四年三月時の伊集院郷領主伊集院長門守忠國を伊集院一宇治城に攻め、之れを政落し、貴久公は田布施城より一宇治城に移り、時の莊嚴寺第九世俊盛法印に歸依し、天文十九年十二月貴久公は伊集院城から鹿兒島に移り、内城に居を定め、俊盛法印を召して祈願の事を命ぜられ、後莊嚴寺に安置した弘法大師作不動明王像を鹿兒島に移し、大乘院を創立して此處に安置せしめ、俊盛法印を開山^ミし、莊嚴寺を一乘院の末寺^ミした。それ程此の莊嚴寺には高僧が多かつた。

分けて有名なのは莊嚴寺の第八世の住持賢雄法印である。法印は度々召され島津家に參上し、祈願の事に専念し其の密宗法力は遍く三州に知られてゐた。時の行者間にも、賢雄法印の右に出るもの^ミではなく法印の法力に恐れをしてゐた。時しも天文十三年甲辰八月のこゝである。大守伯固公の夫人（入來院彈正重聰の女、法名先妣雪懐妙安大姉）が病氣の時分一賢雄法印は日夜病氣平癒の祈願を罩めたが、其の甲斐もなく八月十五日逝去された。其の時鹿兒島城下の山伏行者は、平素から賢雄法印の出塵を心よし^ミせず、この大姉の逝去を好機^ミとして、賢雄法印が呪詛に依つて、大姉は他界された^ミ讒訴した。そこで大守の怒に觸れ、賢雄法印の斬殺方を、家臣島本某（此の子孫市内に現存するにつき假名^ミす）に命じ、島本は伊集院に出發したが、その後で無罪なる由判明したるに依り、大守は更に家臣木下某（此の子孫市内に現存するにつき假名^ミす）に討手差止め方を命ぜられた。木下某は、早馬^ミの事で、自宅で冷飯一杯吸つて飛出した關係で、時刻遅れ、一方伊集院莊嚴寺に在つた賢雄法印は、早くも法力に依つて、討手の來るを覺知し早々に旅仕度して、寺を出で、伊集院町上町通り（現在伊集院署附近）を勇々^ミして遁れてゐる際早くも討手島本は追つた。然るに差止め役の木下某は恰度待て坂（一名万右衛門坂）に來た時大音聲に「斬殺差止めたぞ」^ミ呼ばはつたが、討手島本は抜く手も見せず、法印に斬り付け遂に首討落して仕舞つた。この刹那差止め役木下某の歯と言ふ歯は片づ端から崩れ落ちた^ミ言ふ奇蹟がある。之れ賢雄法印の祟りである^ミ言ひ、討手島本某の子孫は、其の後家は斷絶し、差止め役の木下某の子孫は代々三十才後になる^ミ、不思議に前歯が崩れるそうである。今この子孫は、毎年賢雄法印の墓詣りに来る^ミ言ふ^ミである。

賢雄法印の靈は地蔵菩薩^ミして崇め（現在安樂吳服店裏庭に石地蔵尊像安置す）後世の人長く崇敬し今日に至つてゐる

第六章 民俗

一七六

一年中行事

伊集院は古來質實剛健を以て自ら任し人を許せし所なり、過古を顧み將來を慮り、時勢の進運に即し、益々其の美質を發揮すべきなり。

- | | | |
|------------------|---|---|
| 一日 | 元旦の儀式、年賀廻禮 | 月 |
| 二日 | 初夢、二日風呂、二日市、仕事始め等 | |
| 七日 | 七種粥、鬼火焚等 | |
| 十一日 | 祝餅徹下 | |
| 十四日 | 望年の儀 | |
| 十六日 | 山神祭 | |
| 二十三日 | 舊正五、九月二十三夜待 | |
| 二月 | | |
| 舊二月五日 | 二月の市（人形市） 舊二月の彼岸 濱下り、神社參拜、御寺參詣 | |
| 三月 | | |
| 三日 | ひな祭（女兒の祝）彼岸、濱下り等 | |
| 四月 | | |
| 舊四月三日 | じんぐわさんち、戰勝馬？、盛裝馬？（馬踊） | |
| 舊四月八日 | 釋尊降誕祝（佛教） | |
| 五月 | | |
| 五日 | 端午節句、幟 武者人形等 | |
| 備考 | さくまき、茅まき、竹皮まき、（くわくわら巻）等非常戰時食糧軍國主義の平時訓練？ | |
| 十六日 | 舊五月十六日、山神祭、川童祭、山行、川行きを避く | |
| 二十三日 | 舊五月二十三夜待 | |
| 二十八日 | 曾我の龜焼 | |
| 六月 | | |
| 舊六月 | 土用干（虫干） | |
| 七月 | | |
| 七日 | 七夕祭、かれそ市（麻皮市） | |
| 十五日
至十五日
夜 | 夕刻 干蘭盆 | |
| 十五日 | 熊野神社祭、六月燈 | |

二十二日 丁丑役招魂塚祭典、六月燈

二十三日 德重神社大祭、六月燈

二十七日 本願寺六月燈

二十八日 南方神社大祭、六月燈

二十九日 官祭招魂社祭典、六月燈

八 月

一日 舊八月朔日、八朔節句（舊藩時代に重き行事の一つ徳川家康江戸入城の記念日？）

十五日 舊九月十四日 妙圓寺詣り、闕ヶ原合戦記念
十五夜 舊八月十五日、彼岸、春の彼岸に同し

九 月

方 祭 舊九月九日 初九日 舊九月十九日 中の九日 舊九月二十九日 第九日

舊九月十四日 妙圓寺詣り、闕ヶ原合戦記念

舊 二十三日 二十三夜待

十 月

舊十月 孚の日祭

十一月

諸家 氏神祭

鄉中 各種講等

十二月

舊十二月十四日 赤穂義士傳輪讀會

舊十二月十七日 師走の市

年末行事 垣仕、煤掃、餅搗

末日取引、門松しめ縄等迎年用意

二、慶 弔

一、誕 生

誕生祝

髪立又は髪鉄、命名式

産士の神参り

五才 着袴

十五才 元服、一人前の男子として國家に役に立つ、昔は仁才組に入り今は青年團員となる。着物の肩揚げを除く

二十五才迄 禁酒、禁煙

六十一才、還暦、七十才、古稀、共に餘り聞かず

八十八才 米壽の賀

其他冠婚葬祭特に伊集院に限るものなし。

死　亡

- 一、葬式當日、外の日に悔み訪問には日盛りを選ぶ人今もあり。
- 二、葬儀當日の仕事は一切馬場中（郷中）衆等に頼み喪主及其の家族等は差し控へて關係せず。
- 三、忌明廻、二人連れ立ちて廻禮せしもの次第に端書禮狀に變る。
- 四、昔はすべて土葬なりしもの追々火葬もあり。
- 五、墓石は大抵一周忌迄に建つれさ舊閏年に墓を建つるを忌む風あり。

三、社交儀禮

一、言葉使ひ

言葉は其の人の魂の表現なれば最も注意すべきものなり。世の進むに従ひ、營捷を尊ぶき雖粗略にして心の敬みを缺くは忌むべし。

二、容儀服装

粗野蠻風固より好まざるこころ、現下の如き經濟的非常時趣味嗜好の過渡時代に於ては動もすれば外見に把はれ易し。

男子の帶を後に結ぶの風は薩藩の美風特色なり。帶をぐる／＼巻きにせず、結ぶの風は仕事の結果を確固にする習慣養成に必要にて特に男子の後に結ぶは何時にも切腹の用意を示すものと思ふ時無限の意味を含むべし。

袴

男子の袴は禮裝にてマチある馬乗袴が正式なれど近來はセルの行燈袴流行するに至れり。

夏羽織

昔はすべて簡素を旨としたれば夏羽織など多く見えざりしかば近來一般に流行するに至れり。

紋付

家紋を重んずるは武家制度の產物なれど今は一般に禮裝上深き意義あるものとして用ゐらる。

洋服

交通機關の發達と其の他の社會の變遷に伴ひ、男女共に洋服を用ふるもの次第に多くなれり。今日の過渡時代に於て心すべきは國民的自覺の上に立てる儀禮と矛盾せざるべきこと。

徳重蹄

徳重大大鼓踊と稱す。

朝鮮征伐の際義弘公士氣を鼓舞し威勢を示されたるものなりと云ふ。

徑身長位の大大鼓四十八挺、鑼四十八挺を打ち鳴らしつゝ跳躍施廻す。殊に孟宗竹の大矢旗を背負ひ踊る様如何にも人間業とも思はれざる剛力を敵人に示すに充分なりしならん。

昔は待の踊りしもの後年、徳重村人に限り譲り與へ、義弘公の祭典に奉納せしものなりと云ふ。

附表第一

第一回 胡四子遇故人

第二回 胡四子遇故人

第三回 胡四子遇故人

第四回 胡四子遇故人

第五回 胡四子遇故人

第六回 胡四子遇故人

第七回 胡四子遇故人

第八回 胡四子遇故人

第九回 胡四子遇故人

第十回 胡四子遇故人

第十一回 胡四子遇故人

第十二回 胡四子遇故人

第十三回 胡四子遇故人

第十四回 胡四子遇故人

第十五回 胡四子遇故人

第十六回 胡四子遇故人

第十七回 胡四子遇故人

第十八回 胡四子遇故人

第十九回 胡四子遇故人

第二十回 胡四子遇故人

陳表第

伊集院町年表

現
代 時 代 戶 時 代 戶 時 代

可江黒長町	藏清村上長町	藏上村鳥村次郎長	太郎田前長村	吾雄尻井長村	長村馬有
昭和一 十三 二十一 十九 八 七 六 五 四 三 二	大正一 十四 二十 九 八 七 六 五 四 三 二	四二 四三 四四 四五 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三四 三三 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一九 八 七 六 五 四 三 二	代	代	代

伊集院郷ハ二十二大區ニテ二十九ヶ村。十數ヶ所ニ戸長役場ヲ置ク。
二月區ヲ廢シ郡トナス。日置阿多鰐島郡役所ヲ西市來ニ置ク。
廢寺妙圓寺ヲ復興ス。
七月鰐島郡ヲ高城郡ニ阿多郡ヲ川邊郡ニ日置郡ヲ鹿兒島郡ニ合ス。

官選戸長トナリ伊集院郷ハ戸長役場四ヶ所トナル。

十月伊集院郵便局貯金事務開始。

六月串木野、市來、伊集院、郡山、日置、吉利、永吉、伊作、田布施、阿多ヲ管轄スル
日置阿多郡役所ヲ中伊集院ニ置ク。
四月市制町村制發布セラル九月爲督事務開始。
四月伊集院郷ヲ上中下ノ三村ニ分ツ。村制實施。

三月伊集院郵便局小包事務開始。

三月伊集院郵便局電報事務開始。

四月日置阿多二郡ヲ合シ日置郡役所トシ中伊集院ニ置ク。

土橋小學校新築。

三月村役場新築(下谷口、大馬場)

二月伊集院郵便局電話事務開始。
土橋小學校新築。

飯牟禮小學校改築。十月十一日鹿兒島伊集院東市來間鐵道開通。
四月一日伊集院伊作間南薩鐵道開通。

伊集院小學校改築。十月伊集院郵便局保險事務開始。

飯牟禮小學校增築。
一月村役場移轉(下谷口清水馬場)
四月町制實施土橋小學校增築。
十月伊集院中學校創立。

國勢調査。

六月郡役所ヲ廢ス。

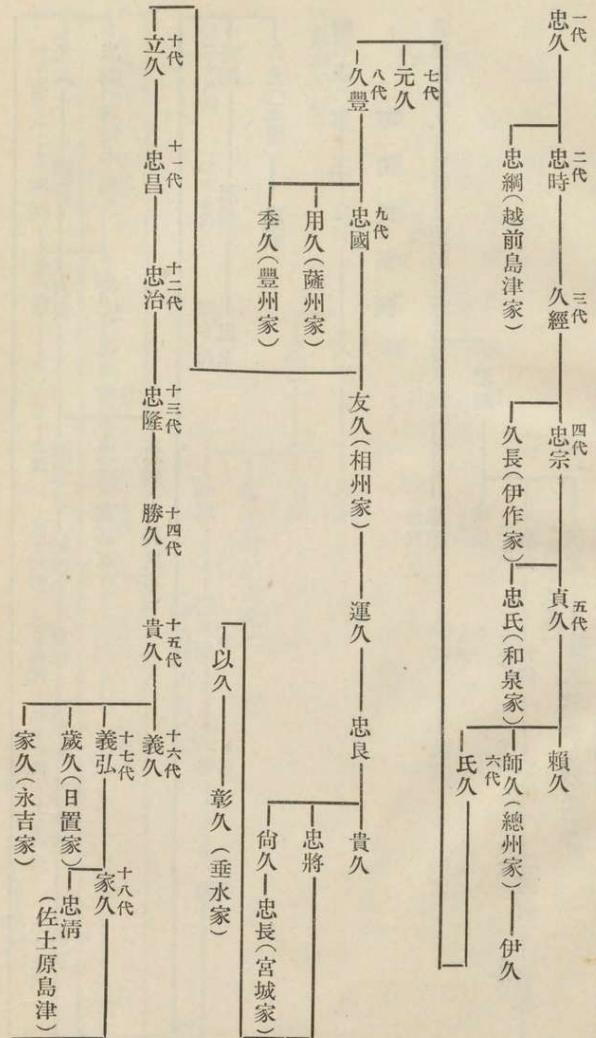
三月十日南薩鐵道枕崎マデ開通ス。

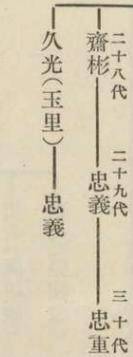
十月十七日鹿兒島本線鐵道全通ス。

國勢調査。

附表 第二

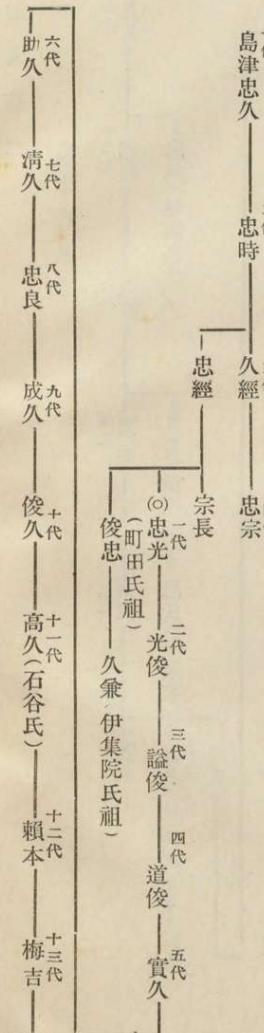
一、島津氏系譜





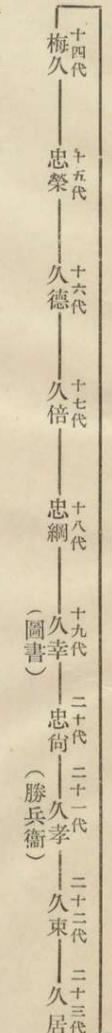
附表第三

町田氏系圖



附表第四

古伊集院氏系圖



備考

伊集院氏の始祖島津俊忠即ち久兼の父ミシ或は久兼の祖父島津忠經ミする文書があるが、是は正しくない。始祖なるものは始めて氏を稱した人である。若し氏を始めて名乗つた人の父を始祖ミシ、祖父ミ始祖ミするこゝなれば島津忠久が始祖ミなり源賴朝が始祖ミなり遂に停止する所なきに至らん。伊集院氏の始祖は伊集院を氏ミした人「久兼」が始祖たる事疑ひなきこゝである。島津國史は久兼を始祖ミしてある。

昭和十四年五月二十五日印刷

昭和十四年六月十日發行

鹿兒島縣日置郡伊集院町下谷口一四八二

編輯者 黒江 可

鹿兒島市東千石町六番地

印刷者 中村庄一

鹿兒島市東千石町六番地

印刷所 稲本報徳舎鹿兒島工場

電話二〇八六番

發行所 鹿兒島縣伊集院町役場

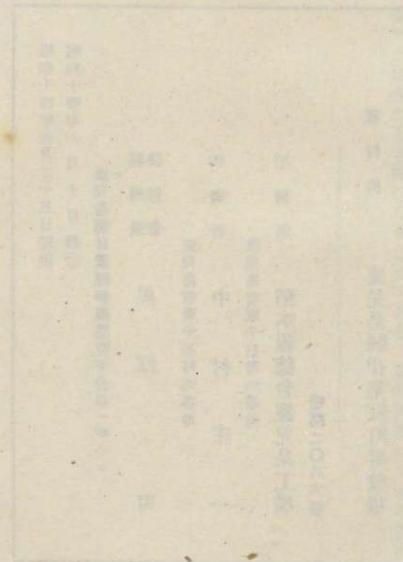
766
66

766

66

766

66



766

66

766

66

